

議 案 第 33 号

令和8年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

令和8年度教育委員会における教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、別紙のとおり作成する。

令和8年8月25日提出

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、報告書を作成し、議会に提出するとともに、市民へ公表するものである。

令和8年度

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価

点検・評価 報告書(案)
(令和7年度対象)

習志野市教育委員会



目次

(ページ)

〇はじめに

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価(令和7年度対象)の実施について	3
--	---

I 教育委員会の活動及び運営状況

1 教育長及び教育委員会委員(令和7年度在籍)	5
2 教育委員会会議の開催状況	5
3 令和7年度教育委員会会議での主な報告事項	5
4 令和7年度教育委員会会議での審議状況	6
5 総合教育会議の開催状況	6

II 教育振興基本計画の概要

1 基本目標	7
2 教育振興基本計画の施策体系	7
3 本市教育行政の方向性(4つの政策と18の基本方針)	8
4 教育行政方針と点検・評価の位置づけ	9
5 令和7年度 習志野市教育行政方針	10
6 教育行政方針の評価結果一覧(45施策)	28
7 教育行政方針の点検・評価の見方	30
8 教育行政方針の主な取り組みに対する点検・評価	
基本方針 1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上(施策1~5)	31
基本方針 2 子育て・子育て支援の充実(施策6~7)	37
基本方針 3 信頼を築く習志野教育の進展(施策8~10)	39
基本方針 4 子どもの生きる力を育む教育の充実(施策11~15)	45
基本方針 5 子どもを未来につなげる教育の展開(施策16~19)	53
基本方針 6 魅力ある市立高校づくり(施策20~21)	61
基本方針 7 生涯学習推進のまち習志野の推進(施策22~25)	63
基本方針 8 芸術・文化活動の振興(施策26)	69
基本方針 9 文化財の保存と活用(施策27~28)	71
基本方針10 青少年健全育成の推進(施策29~32)	73
基本方針11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進(施策33)	77
基本方針12 家庭教育力の向上(施策34~35)	79
基本方針13 地域に開かれた学校づくり(施策36~37)	82
基本方針14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり(施策38)	85
基本方針15 安全で潤いのある学校環境の整備(施策39~42)	86
基本方針16 社会教育施設の再編・整備(施策43)	90
基本方針17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備(施策44)	91
基本方針18 教育行政の効率的・効果的な展開(施策45)	92

III 学識経験者からの意見聴取の結果	94
---------------------	----

資料I 習志野市の教育課題	103
---------------	-----

はじめに

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和7年度対象）の実施について

Ⅰ 趣 旨

習志野市教育委員会では「文教住宅都市憲章」の理念のもと、平成13年に「習志野市教育基本計画」を策定し「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」を進めてきました。令和2年度から令和7年度にかけては「習志野市教育振興基本計画」に基づく「習志野市教育行政方針」の点検・評価を通して、年度ごとに計画の見直しを行い、確実な取り組みにつなげてきました。令和7年度においては、国の新しい教育振興基本計画や次期の習志野市基本構想と連携しつつ、これまでの成果と課題を検証し、新たな「習志野市教育振興基本計画（令和8年度～令和15年度）」（以下、「教育振興基本計画」という。）を策定しました。これに基づき、変化の激しい社会に対応した教育行政を力強く推進してまいります。

現在、各学校においては、1人1台のタブレット端末等のICT機器を最大限に活用し、これまで培ってきた経験を生かしながら「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が図られております。

一方で、いじめの重大事態の発生件数や不登校の児童生徒数は依然として増加傾向にあり、個々に対する細やかな支援や未然防止に向けた取り組みは急務です。加えて、自然災害や気候変動による学習環境への影響、急速に普及する生成AI等のデジタル化への対応、地域とともにある学校づくりの推進など、教育委員会として取り組むべき課題は山積しております。これらに対処するためには、一つ一つの政策を適切かつ確実に実施していくことが求められ、そのためには各々の施策、事業の執行状況やその成果について点検・評価し、その進捗状況を公表していくことが大切であると捉えます。

習志野市教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民の皆様への説明責任を果たすため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第26条の規定に基づき、教育行政事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、報告書としてまとめ、議会に提出するとともに、市のホームページ上で公表しております。

※令和8年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和7年度対象）」報告書は、以下「R8報告書」と略記。他の年度の報告書も同様。

参考：地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第26条【教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等】

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の対象

- (1)「習志野市の教育課題」(資料1)を踏まえた「令和7年度習志野市教育行政方針」に基づく教育委員会の取り組み。

3 点検・評価の方法

- (1)教育委員会会議の審議状況、習志野市教育行政方針に基づく教育委員会の取り組み状況について、事務局がまとめました。
- (2)点検・評価の客観性を確保するために、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りました。今回御意見等をいただいた方々は、次のとおりです。(敬称略)

氏 名	所 属 等
槇 英子	淑徳大学教授
村田 均	元習志野市立第三中学校長

- (3)教育委員会会議において、教育委員による点検・評価を実施しました。
- (4)教育委員会による点検・評価の結果をR8報告書としてまとめ、習志野市議会へ提出するとともに、市民の皆様に公表します。

4 報告書の構成

R8報告書は、次の3つの内容(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)で構成しています。

なお、教育委員会の担当課、法律に関する名称、団体名等に関しては、すべて最新のものに変えて表記しています。

報告書の構成

Ⅰ 教育委員会の活動及び運営状況

教育委員会会議の開催状況、審議状況等について記載しています。

Ⅱ 令和7年度習志野市教育行政方針の点検・評価

令和7年度習志野市教育行政方針に定める18の基本方針(「教育振興基本計画」における基本方針に対応)に基づく45の施策の進捗状況等についての点検・評価です。

Ⅲ 学識経験者からの意見

教育委員会が行った点検・評価に対して、学識経験者からの意見聴取を行い、その結果を記載しています。

参考：教育基本法(抜粋)

第17条 【教育振興基本計画】

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

I 教育委員会の活動及び運営状況

習志野市教育委員会では、毎月1回の定例会と必要に応じて臨時会を開催し、施策や事業の効果的・効率的な実施や緊急な課題への適切な対応を図るための協議等を重ねております。

また、最新の教育情報等に関する意見交換等を積極的に行っております。

さらに、教育委員は二十歳の門出式等関係行事へ出席し、事業の実態を把握するとともに、教育現場の状況を直接見聞する機会として、入学式や卒業式への参加、学校訪問での授業視察、公開研究会への参会等、様々な活動を行っております。

1 教育長及び教育委員会委員（令和7年度在籍）

区 分	氏 名	就 任 年 月 日
教 育 長	小 熊 隆	平 成 3 0 年 1 2 月 2 7 日
教育長職務 代 理 者	赤 澤 智 津 子	平 成 3 0 年 4 月 1 日
委 員	高 橋 浩 之	平 成 3 1 年 4 月 1 日
委 員	馬 場 祐 美	令 和 2 年 4 月 1 日
委 員	鎌 田 尊 人	令 和 7 年 4 月 1 日

2 教育委員会会議の開催状況

原則、毎月第4水曜日に教育委員会定例会を、また、必要に応じて臨時会を開催しています。令和7年度は、合計で13回開催しました。

① 教育委員会定例会・・・12回 ②教育委員会臨時会・・・1回

3 令和7年度教育委員会会議での主な報告事項

令和7年度は、部活動地域展開、教育費にかかる保護者負担軽減に向けた取り組み、小学校自然体験学習の今後の方向性など、教育委員会として取り組んだことについて、報告事項として取り上げられました。また、増えつつある不登校児童生徒やその保護者への対応が取り上げられ、全国的に話題となっている様々な諸問題が、本市においても課題となっていることが、報告事項の内容からも顕著でした。

4 令和7年度教育委員会会議での審議状況

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条及び習志野市教育委員会行政組織規則第3条の規定に基づき、令和7年度は、合計で52件の付議案件を議決及び承認しました。

内 容	件 数
教育行政の運営に関する基本方針を定めること	9
教育委員会の規則及び訓令を制定し、又は改廃すること	6
予算その他議会の議決を要する事件の議案について市長に意見を申し出ること	9
市立学校教育職員の人事の一般方針を定めること	3
県費負担教職員たる校長及び教頭の任免等について内申すること	1
6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事並びに5級の教育機関の長並びに市立幼稚園の園長及び教頭並びに市立高校の校長及び教頭を任免すること	4
附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること	9
教育功労者を表彰すること	3
教科用図書を選択すること	3
市立高校生徒の募集に関する大綱及び入学者選抜の方法を定めること	1
市立幼稚園の園児募集に関する大綱を定めること	1
その他	3
計	52

※教育長の臨時代理を含む

5 総合教育会議の開催状況

市長と教育委員会が、本市教育の課題や方向性について協議する総合教育会議が、令和7年9月24日、令和8年2月12日の2回開催され、昨年度末策定の「習志野市教育大綱」について協議した他、同じく昨年度末策定の「第3次公共建築物再生計画」の概要やいじめ防止基本方針の改定について報告がありました。

Ⅱ 教育振興基本計画の概要

Ⅰ 基本目標

豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」

教育は人づくりであり、人づくりはまちづくりにつながります。

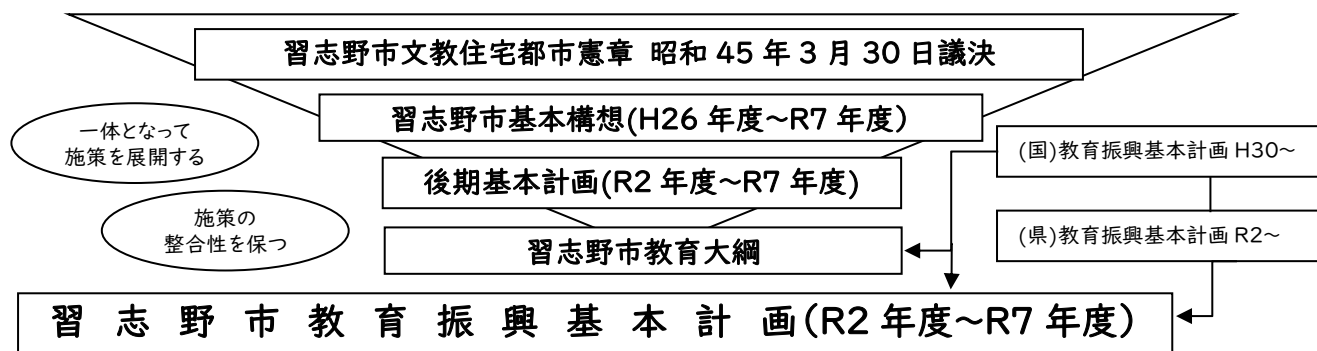
教育委員会では、教育基本法(平成18年改正)に示された「教育の目標」と目標を一に
する中で、自立しつつ継続的に学び続け、やさしさと思いやりをもって他者とつながることの
できる「豊かな人間性」に溢れた人づくりを推進します。

あわせて、生涯学習機会の充実を図り、知識・技能を再構成することや、適切に人と人をつ
なげること、芸術・文化を発展させることなど、新しいものを生み出すことのできる「優れた創
造性」を育みます。

【キーワード 信頼と情熱あふれる教育 夢のある学び 地域・市民との連携】

2 教育振興基本計画の施策体系

施策の体系イメージ



(基本目標) 豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり
～信頼と情熱あふれる教育、夢のある学び、地域・市民との連携～

政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進

基本方針

- [幼児教育の向上]
- 1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上
 - 2 子育て・子育て支援の充実
- [学校教育の向上]
- 3 信頼を築く習志野教育の進展
 - 4 子どもの生きる力を育む教育の充実
 - 5 子どもを未来につなげる教育の展開
 - 6 魅力ある市立高校づくり

政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進

基本方針

- 12 家庭教育力の向上
- 13 地域に開かれた学校づくり
- 14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進

基本方針

- 7 生涯学習推進のまち習志野の推進
- 8 芸術・文化活動の振興
- 9 文化財の保存と活用
- 10 青少年健全育成の推進
- 11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進

政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備

基本方針

- 15 安全で潤いのある学校環境の整備
- 16 社会教育施設の再編・整備
- 17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備
- 18 教育行政の効率的・効果的な展開

3 本市教育行政の方向性(4つの政策と18の基本方針)

(1) 政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進

(基本方針1) 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上

- ① 幼児の主体性を伸ばし、心と体を育てる保育を展開します。
- ② 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みを推進します。

(基本方針2) 子育て・子育て支援の充実

- ① 就園前の段階から、家庭・保護者への啓発に努め、基本的な生活習慣を身に付けていくことができるようにしていきます。

(基本方針3) 信頼を築く習志野教育の進展

- ① いじめ・不登校の未然防止・早期発見に努め、いじめや不登校が発生した場合の解消に向けた取り組み体制を整備します。
- ② 特別な支援を必要とする子どもたちに対して、長期的な視点をもって、ニーズに合った指導を行い、自立と社会参加を推進します。
- ③ 教職経験や教育現場の課題に応じた教職員研修を推進し、指導力の向上を図ります。

(基本方針4) 子どもの生きる力を育む教育の充実

- ① 個に応じた「わかる・できる」授業で「確かな学力」を身に付けさせます。
- ② 思いやりの心を持ち、互いを認め合い尊重し合うことができる「豊かな心」を育むとともに、自立して社会で生きていくための基礎を培います。
- ③ 規範意識を育て、自立して社会で生きていくための基礎を培います。
- ④ 体力の維持・向上を図るとともに、自分自身で心と体の健康の保持・増進を進めていくことのできる力を培います。

(基本方針5) 子どもを未来につなげる教育の展開

- ① 学びに向かう力、人間性を発揮させる教育を展開します。
- ② 読書活動の充実を図ります。
- ③ グローバルな社会で自己実現を図ることのできる国際性を身に付けさせるとともに、地域社会の問題に関心をもち、具体的に貢献できる資質を伸ばします。
- ④ ICT機器を整備し、確かな学力の基礎としての情報活用能力の育成を図ります。
- ⑤ 安全教育の見直しを図り、交通安全を含めた自助・共助の精神を養います。

(基本方針6) 魅力ある市立高校づくり

- ① 文武両道を実現するために進路実現と部活動の充実を目指します。
- ② 魅力ある学校づくりに一層取り組みます。
- ③ 地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、地域との連携と交流に取り組みます。

(2) 政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進

(基本方針7) 生涯学習推進のまち習志野の推進

- ① 生涯学習機会の充実を図ります。

(基本方針8) 芸術・文化活動の振興

- ① 芸術・文化に親しみ、みずみずしい感性を育むことができるまちづくりを進めます。

(基本方針9) 文化財の保存と活用

- ① 文化遺産に触れる機会を充実し、郷土愛を育みます。

(基本方針10) 青少年健全育成の推進

- ① 情報の共有を促進し、関連機関との連携により、青少年の健全育成を推進します。
- ② インターネットトラブルの未然防止に向けて取り組みます。

(基本方針11) 「する」「みる」「支える」スポーツの推進

- ① 年齢や世代を越え、誰もがスポーツによって人生を豊かにすることができるよう支援します。

(3) 政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進

(基本方針12) 家庭教育力の向上

- ① 家庭教育力の向上に向けて積極的に取り組みます。
- ② 家庭教育に関わる相談の充実を図ります。

(基本方針13) 地域に開かれた学校づくり

- ① 社会に開かれた教育課程の実現を推進します。

(基本方針14) 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

- ① 街頭補導活動を定期的実施し活動を充実させます。
- ② 「子ども110番の家」の加入者を拡充させ安全を守るシステムづくりを推進していきます。

(4) 政策Ⅳ 教育 環境・学習条件の整備

(基本方針15) 安全で潤いのある学校環境の整備

- ① 習志野市第2次学校施設再生計画に基づき学校施設の改築・長寿命化・大規模改修等を推進します。
- ② 小中学校の適正規模・適正配置について検討します。

(基本方針16) 社会教育施設の再編・整備

- ① 適切な規模と機能を併せ持った生涯学習施設の整備を進めます。

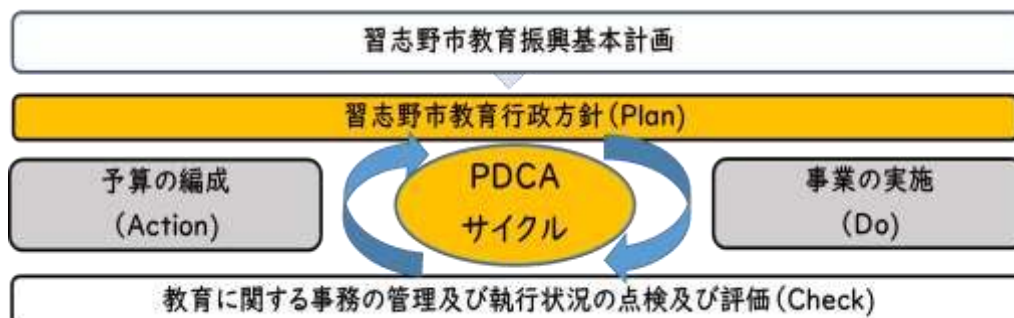
(基本方針17) 健康・体力を育むスポーツ施設の整備

- ① スポーツ施設の改修等に取り組むとともに、学校体育施設等の活用を推進します。

(基本方針18) 教育行政の効率的・効果的な展開

- ① 子どもと向き合う環境を整備します。
- ② 教育行政に関する PDCA サイクルの確立と、積極的な情報発信により、教育委員会の活動の充実を図ります。
- ③ 先進的な施策の継続的研究と中・長期的視野に立った施策の策定と、必要に応じた組織づくり、予算の計上を進めます。

4 教育行政方針と点検・評価の位置づけ



「令和7年度 習志野市教育行政方針」は「習志野市教育振興基本計画(令和2年度～令和7年度)」の年次計画に相当し、令和7年度における重点を示すものです。(○は継続、◎は新規)

10

政策	基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	(4)特別支援教育の推進【施策番号4】 ① 特別支援教育の更なる充実を図ります。 ○ 特別な支援を要する幼児を含む学級の教育・保育の質的向上を図るため、こども保育課職員と臨床心理士による訪問支援を実施します。 ② 関係機関との連携と研修体制の充実を図ります。 ○ 特別支援教育コーディネーターを中心に幼児の困り感や対応及び学級運営や環境について学び、支援の強化に努めます。 ○ 就学及び特別支援に関する研修や、相談活動の充実と保護者支援に努めます。	こども保育課 こども保育課
		(5)幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進【施策番号5】 ① 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に努めます。 ○ 各地域における幼保こ小の連携の一層の推進に努めます。 ○ 幼保こ小相互の教育・保育に生かす研修会の充実に努めます。 ○ 小学校への円滑な接続に向けて、スタートカリキュラムの事例作成を行うとともに、習志野市接続期カリキュラムの見直しを行います。	こども保育課 指導課
	2 子育て・子育て支援の充実	(1)多様なニーズに対応した子育て支援の推進【施策番号6】 ① 家庭・地域での子育て支援を推進します。 ○ 幼児の変化や保護者の様子から、虐待等の兆候の早期発見に努め、関係機関と連携を図ります。 ○ 地域のボランティアとの連携により「子育てふれあい広場」や園独自の施設開放の充実を図り、情報発信や育児相談等、地域の子育て支援を支えます。 ② 預かり保育の内容の充実を図ります。 ○ 長期休業中を含めた預かり保育の実施を継続し、保護者のニーズにこたえていくとともに、幼児の一日の生活の流れに配慮し、安定した豊かな時間を過ごせるように環境の工夫に努めます。	こども保育課 こども保育課
		(2)家庭・地域との連携の強化【施策番号7】 ① 地域に根ざした園づくりを推進します。 ○ 地域の行事に参加することで地域を知り、地域に根ざした園経営に努めます。 ○ 家庭、地域に信頼される幼稚園運営に向けて、関係者による評価を教育・保育の見直し・改善に反映するように努めます。 ○ 保護者連絡アプリを活用し、即時性のある情報や写真等の発信により、教育活動のさらなる理解につながるよう、家庭への効果的な配信に努めます。	こども保育課
	3 信頼を築く習志野教育の進展	(1)いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展【施策番号8】 ① 生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」を推進します。 ○ 児童生徒が自ら学ぶ意欲をもち、達成感や充実感を味わい、自己理解に努め、自己実現を図れるよう、授業改善を図ります。また、教育活動の基盤である学級経営において児童生徒理解を重点に行っていきます。 ○ 教員や児童生徒（児童生徒同士も含む）の共感的人間関係の構築とお互いの個性や多様性を認め合い安心して授業や学校生活が送れる風土の醸成を基盤に、一人一人が自己存在感を持てる場面や、自己決定する場面のある、生徒指導の機能を生かした授業を実現します。 ○ 不登校児童生徒一人一人の状態を捉え、共有し、個々の状況に応じた具体的な指導・支援ができるよう、迅速に組織で対応します。また、一人一人が自己肯定感や自己有用感を感じることができたり、安心できたりする「居場所づくり」として校内教育支援センターの全校配置を推進し、社会の中で自立して生きていくことができる力や意欲を育みます。	指導課

政策	基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく習志野教育の推進	3 信頼を築く習志野教育の進展	② 計画的・組織的な対応ができる生徒指導体制の充実を図ります。 ○ 年間生徒指導計画に基づき、教員間の共通認識を深め、具体的な指導が行われるよう生徒指導体制の充実を図ります。 ○ 登校しづり、不登校児童生徒について、来所相談、電話相談、訪問相談、適応指導教室「フレンドあいあい」等の利用を通して本人・保護者の支援に努めます。 ○ 適応指導教室「フレンドあいあい」等を利用した取り組みを通して、学校に登校が難しい児童生徒の居場所づくりの充実を目指します。 ○ 適応指導教室「フレンドあいあい」における多様な学習機会を確保するために、学生ボランティアを配置します。 ○ 保護者の了承のもと、学校と連携して不登校児童生徒への対応に取り組みます。 ○ 学校・家庭・地域の連携を進めるとともに、学校及び指導課・総合教育センター・子育て支援課等の連携の充実を図ります。 ◎ 学びの多様化学校を設置し、環境整備やきめ細やかな支援体制の構築を図ります。	指導課 総合教育センター
		③ 習志野市いじめ防止基本方針に基づく施策を展開します。 ○ 年間3回の習志野市いじめアンケートを実施し、いじめを早期発見するとともに、校内いじめ対策委員会において組織的に早期対応することを徹底します。 ○ いじめ問題対策連絡協議会を開催し、市立小・中・高等学校の児童生徒のいじめ防止等に関係する団体の連携を図り、いじめの未然防止策や解決策等について協議し、その成果を学校に還元します。 ○ いじめ問題に適切に対応するために、法的対応に関する相談体制を整えます。子どもの人権やいじめ問題等に識見を有する弁護士による教職員研修や児童生徒向け出張授業を実施します。 ○ いじめ防止に向けて、児童生徒間の信頼関係を築けるよう、児童生徒が中心となって行ういじめを防止する活動を推進し、各校での実践を共有し、自校での実践に生かしていく取り組みを進めます。 ○ 心の安全・安心の確保を考え、心のアンケートの実施結果による、教育相談を学期に1回、年3回以上実施します。また、日頃からの児童生徒の様子を注視し、躊躇なく相談ができる体制を作ります。さらに、指導主事による毎学期末の学校訪問を通じて、支援上の課題協議を実施します。 ○ 児童生徒、保護者、教職員等がいじめに関して安心して相談できるよう、各学校と連携し、いじめの早期発見、早期対応ができる、充実した相談体制をつくります。また、タブレット端末を用いた「習志野子どもホットライン（匿名メール相談WEBアプリ）」による相談を行い、より相談しやすい環境を継続して整えます。	指導課 総合教育センター

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	3 信頼を築く習志野教育の進展	(2) 特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展【施策番号9】 ① 特別支援教育の充実を図ります。 ○ 学校全体として特別支援教育についての理解や認識が深まり、支援を必要とする児童生徒に対して、合理的配慮の提供や学習環境等のユニバーサルデザイン化、教育的ニーズに応じた指導・支援体制が充実するよう、校内教育支援委員会と関係機関との連携・協力を推進します。 ○ 発達や障がいに関する相談や、特別な支援を受けるための就学相談等を丁寧に行い、適切な支援や適正な就学のために、専門的な知識等をもって相談に取り組んでいきます。 ○ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の就学や支援に関して、学校や保護者へ専門的な助言を行えるよう、教育支援委員会の開催回数を増やすなど、機能の充実を図ります。 ○ 児童生徒一人一人の障がいの特性に応じた切れ目のない支援を行うため、特別支援学級や通級指導教室など、連続性のある多様な学びの場の充実を目指し、環境の整備について検討を進めます。 ○ 社会性や豊かな人間性を育み、教科等のねらいの達成を目的として、一人一人の発達段階に応じて教科の学習行事への参加など、交流及び共同学習を実施します。また、多様性を尊重する機会とするため、共生社会の形成に向けて、個別の指導計画を活用し、コミュニケーション能力、集団での活動力育成など、目的・意図を明確にした交流及び共同学習の取り組みを推進します。 ② 就学に係る校内教育支援委員会等の機能の充実を図ります。 ○ 校内支援体制の整備や、特別支援教育コーディネーターを中心とする効果的な組織の運用を促進します。 ○ 就学に関する手続きは指導課、就学相談に関しては総合教育センターで行い、保護者や学校に対して情報提供や指導の充実を図ります。 ③ 発達障がいなどに対する支援を推進します。 ○ 学校訪問や学校との相談の機会を拡充し、学校との情報共有と連携強化に努めます。 ○ 「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成状況を把握し、効果的かつ実効性のある計画の活用を確実に進めるとともに、それぞれの計画の機能を生かして、保護者や関係機関(子育てや福祉関係の部署)との連携を深め、児童生徒一人一人のニーズを踏まえた指導・支援の充実を図ります。 ○ デジタル教科書を配備することで、児童生徒の興味・関心・意欲を高め、デジタルの良さを効果的に活用しながら個別最適な学びの支援を充実させていきます。 ④ 特別支援教育の理解啓発のための研修の充実を図ります。 ○ すべての教員が特別支援教育に関する専門性を高め、適切な指導・支援が行えるようになることを目指し研修会の充実を図ります。 ⑤ 特別支援教育支援員の適切な配置に努めます。 ○ 支援を必要とする児童生徒の状況に応じて、適切な配置を行うとともに、特別支援教育支援員の資質向上や教職員との連携強化に向けて、研修会の内容等の工夫に努めます。	指導課 総合教育センター 指導課 総合教育センター 指導課 総合教育センター 指導課 指導課

政策	基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	3 信頼を築く習志野教育の進展	(3) 教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展【施策番号10】 ① 教職経験に応じた研修や職務に応じた研修の充実を図ります。 ○ 教職員の資質向上に向け、教職経験や職務に応じた研修内容の充実を図ります。 ○ 教職員自らが、自主的に取り組む子どもの生きる力を育むための研修体制づくりを進めます。 ○ 若年層教職員に対しては、教職経験5年を経るまでに、教科指導や学級づくりの基礎基本、職員間の対人関係形成能力を身に付けられるようにし、教職員としての指導力の向上を図ります。 ○ 教職未経験の臨時的任用講師に対して、学習指導や生徒指導に関する指導力向上を図ります。 ② 教職現場の課題やニーズに対応した実践的な研修を推進します。 ○ デジタル教科書・教材による授業力の向上と学力向上のための学習方法について支援します。 ○ 各教科ごとに、具体的なタブレット端末の活用実践を共有し、広めます。 ○ 児童生徒のニーズに対応して教育相談や特別支援教育、情報活用能力など、学校現場のさまざまな課題に対応できる教職員の指導力向上を推進します。	総合教育センター 学務課 総合教育センター 指導課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	4 子どもの生きる力を育む教育の充実	(1) 確かな学力を保障する教育の推進【施策番号11】 ① 個に応じた指導の充実を図ります。 ○ 自分の考えを自身の言葉で伝える資質・能力の育成を図るために、授業の振り返り等で自分の考えを書く時間を確保したり、話し合い等で互いの意見を伝え合う活動を意図的・計画的に取り入れたりするよう努めます。 ○ 児童生徒の実態を的確に把握し、少人数指導やチーム・ティーチングによる指導などを工夫して、児童生徒の個に応じた指導を推進します。また、配慮を必要とする児童生徒への適切な支援の推進に努めます。 ○ 日本語指導教室での日本語指導や、言語・文化指導者を派遣して、日本語を母語としない児童生徒の困りごとに応じて言語及び学校生活への適応を支援することで、個に応じた指導の充実を努めます。 ○ 1人1台のタブレット端末やデジタル教科書を効果的に活用して、児童生徒の個に応じた学習を推進します。AI型デジタルドリルを活用し、個別最適な学びを推進します。 ② 指導と評価の一体化を図ります。 ○ 児童生徒の「わかる・できる」までの過程を重視し、児童生徒のよさや可能性、進歩の状況を積極的に評価するように努めるとともに、評価の結果に即して指導内容や指導方法を適切に改善するなどして、指導と評価の一体化を図り、児童生徒一人一人にきめ細かく対応できるようにしていきます。 ○ 文部科学省の委託事業「教員育成指標等の策定のためのモデル事業」の報告書にある指導例を参考にし、教員の授業力の評価方法の改善に努めます。	指導課 総合教育センター 指導課

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	4 子どもの生きる力を育む教育の充実	③ 児童生徒の学力の分析と指導方法の改善を図ります。 ○ 習志野市学力向上推進委員会において、全国学力・学習状況調査の結果分析を通して、本市児童生徒の学力の傾向や変容を把握します。その上で、明らかになった課題について「ならしの学力向上プラン」としてまとめ、指導方法の改善策を教務主任研修や教科会議等を活用して市内各小・中学校に周知するとともに、学校訪問で指導主事が指導助言に努めます。	総合教育センター 指導課
		④ 緊急時における学びの保障を図ります。 ○ 感染症や自然災害等により通常の登校ができない時には、学習機会の確保の一つとして1人1台タブレット端末を活用し、学校がオンラインで家庭とつながることができるよう支援します。	総合教育センター
		(2) 豊かな心を育む教育の一層の推進【施策番号12】 ① 豊かな体験活動の充実を図ります。 ○ 宿泊自然体験学習の内容の工夫を図り、友達と協力する喜びや、やり遂げる喜びなど、感動あふれる体験活動を支援します。 ○ 小学校4・5・6年生において、宿泊自然体験学習を実施します。実施に際しては、宿泊時の宿舎での安全指導の徹底を図ります。 ○ 児童生徒の豊かな体験を実現するために、富士吉田青年の家と連携した宿泊自然体験学習の可能性を検討していきます。 ◎ 検証校を設定し、新たな宿泊自然体験学習の実施場所について検討・検証します。 ○ 教職員を対象とした幼稚園・保育所(園)・こども園・小学校・中学校連携研修の成果を活用して、児童と就学前児との交流学習を更に充実させます。 ○ 中学校の技術・家庭科の学習による保育体験など、異年齢との交流を通じた学習の充実に努め、思いやりの心や人間関係を築く力の基礎を培います。 ○ わくわく学びランドでは、市内にある高等学校や大学等と連携した科学教室を実施、退職校長会の協力による学習教室等を実施するなど、児童生徒の学びに対する興味関心を高める工夫をします。 ② 学校、家庭、地域と連携した道徳教育の充実を図ります。 ○ 道徳教育推進教師の役割を明確にし、学校の教育活動全体で進める道徳教育の一層の充実に努めます。 ○ 千葉県教育委員会作成の「映像教材」等の活用を促進し、道徳科の年間指導計画の充実を図るとともに、研修等を通じて、道徳科に関する教員の指導力向上を図ります。 ○ 学校、家庭、地域が連携した、あいさつ運動やごみゼロ活動など、学校、家庭、地域との協働活動を通じた児童生徒の道徳性の涵養を図ります。 ③ 学校人権教育の充実を図ります。 ○ 千葉県教育委員会作成の資料「大切な自分 大切なあなた」を学校に周知し、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育みます。 ○ 教職員の人権意識を高めるとともに、人権教育に関する指導力の向上に向けて、千葉県教育委員会研修事業等を活用し、推進役となるリーダー層の育成を図ります。	学務課 指導課 こども保育課 総合教育センター 鹿野山少年自然の家 指導課 指導課

政策	基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	4 子どもの生きる力を育む教育の充実	○ インクルーシブ教育やLGBT等の性的マイノリティーに関する教育など、日々の学校生活における喫緊の課題について、組織的な対応を進めます。 ○ 教育相談やSOSの出し方教育の充実を図り、よりよく社会と関わる資質・能力や実行力を養います。	指導課
		④ 豊かな情操を育てる芸術文化活動の推進を図ります。 ○ 総合教育展、読書感想文コンクール、英語発表会、席書会、芸術鑑賞教室などの開催や『文集ならしの』の発行等の習志野市文化連盟事業や芸術鑑賞教育をとおして、幼児、児童生徒の豊かな情操を育てます。 ○ 「音楽のまち習志野」ならではの芸術・情操教育を推進していきます。習志野文化ホール休館中も、他市のホールを活用した各学校の合唱コンクールや部活動行事への支援及び小中学校音楽会、ならしの学校音楽祭の開催などを通して、芸術振興・情操教育の充実を図ります。 ○ 休日の部活動において、文化部活動の地域移行を推進し、生徒にとって望ましい文化芸術環境の構築と本市の特色を生かした活動に努め、豊かな情操を育てます。	
		(3) 健やかな体を育む教育の推進【施策番号13】 ① 学校と家庭・地域が連携した健康教育を推進します。 ○ 保健主事・養護教諭が中心となり、健康教育を計画的に推進します。 ○ 各中学校区にて小中合同学校保健委員会を開催し、健康課題を協議することにより、健康意識の向上を図ります。 ○ 家庭・地域と連携し、よりよい生活習慣の確立に努めます。	
		② 体力・運動能力の向上を図ります。 ○ 児童生徒の運動に対する意欲と体力や運動能力の向上を目指して、体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を活用し、体育・保健体育科の授業改善を進めるとともに、学校行事、業間体育や、運動部活動等の内容を充実させます。また、身体を動かす機会を意図的に作り出すために、「遊・友スポーツランキングちば」に積極的に取り組み充実を図ります。 ○ 体育に関する教員の指導力向上に向けて、教員の課題やニーズを把握し、児童生徒の体力・技能向上に必要な研修を実施するとともに、保健体育科の授業を相互に参観する機会を設けるなど、授業改善を図る取り組みの充実に努めます。 ○ 持続可能な運動部活動に向けて、部活動ガイドラインに基づいて、合理的かつ効率的・効果的な活動を推進するとともに、部活動支援事業を引き続き推進するなどして、自主的・自発的活動の更なる活性化に努めます。 ○ 休日の部活動において、運動部活動の地域移行を推進します。市立全7中学校で7部活動での実施、さらに、新たに陸上競技部で地域クラブ型の実施、民間事業者に7校7部活動の運営を委託する取り組みを実施することにより、生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築と本市が築いてきた部活動の良さを生かした活動に努めます。	保健体育安全課
		③ 児童生徒・教職員の健康管理を進めます。 ○ 各種検査や健康診断・ストレスチェックの実施により、児童生徒・教職員の健康状態を把握し、健康の保持増進を図ります。長時間勤務職員への医師面談をもれなく実施できるようにするため、産業医の配置が必須ではない規模の学校で長時間勤務の職員も産業医の面談を受けることができるよう、市で産業医を委嘱し、面談実施の体制を整えます。	保健体育安全課
		(4) 食育の充実と安全・安心な学校給食の実施【施策番号14】 ① 食育の充実を図ります。 ○ 栄養教諭や栄養職員による、児童生徒の実態に合わせた食育を実施します。 ○ 朝食の喫食率の向上をめざし、保護者や地域と連携した食育を進めていきます。	保健体育安全課 学校給食センター

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	4 子どもの生きる力を育む教育の充実	② 地産地消を推進します。 ○ 学校給食に地元農家の野菜を積極的に取り入れるなど、地産地消に努めます。 ③ 安全な給食の提供を進めます。 ○ 「習志野市学校給食食物アレルギー対応基本方針」に基づき、アレルギー対応を実施します。 ○ 学校給食における危機管理マニュアルを遵守した衛生管理の徹底を図ります。 ④ 保護者の負担軽減を図ります。 ○ 「習志野市第3子以降学校給食費補助金交付要綱」に基づき、第3子以降の学校給食費を無償化します。また、食材料費高騰分を市が負担し、保護者の経済的負担軽減を図ります。	保健体育安全課 学校給食センター 保健体育安全課 学校給食センター 保健体育安全課
		(5) 特色ある学校づくりの進展 【施策番号15】 ① 特色ある学校づくりを推進します。 ○ 各学校による独自の研究において、確かな教育に関する研究を行ったり、市指定校の研究において特定の課題を追究し、その解明のための研究をしたりすることを支援し、推進していきます。 ○ 各学校がそれぞれの特性や地域の実態に応じた創意工夫ある取り組みを発揮し、特色ある学校づくりを行えるよう、学校職員の資質向上を図り、教育効果を高めるために指導主事等が学校を訪問し、教育課程や教科研究について指導、助言を行います。 ○ 各学校が取り組む研究を広く公開し、小・中学校の研究成果を市内全体で共有していくことで授業力の向上に努めます。 ○ 日本語を母語としない児童生徒がより充実した学校生活を送ることができるよう、日本語指導教室での指導を継続して実施していきます。また、日本語指導教室を核として、在籍校の担任、言語・文化指導者とも連携し、これまで以上に体系的な日本語指導と支援体制の充実を図ります。 ② 地域の教育環境を生かした教材の開発を進めます。 ○ 各学校の地域の特色を生かして、その地域にある素材を教材化して授業を構成したり、地域・家庭の優れた人材を授業で活用したりして、児童生徒の学びを豊かなものにし、地域の風がいきかうあたたかい学びを創造する中で、人間関係形成能力を育みます。	指導課 指導課
	5 子どもを未来につなげる教育の展開	(1) 学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開 【施策番号16】 ① 「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ります。 ○ 児童生徒が自ら課題を持ち、学び合いの中で自分の考えを広げたり深めたりすることができるよう、日常生活や社会生活の中に題材を求めて興味関心を高めたり、多様な場面や形態での話し合い活動を取り入れたりして授業改善を図ります。 ○ 1人1台のタブレット端末を活用する等、個に応じた学びの推進を図ることで、児童生徒の基礎・基本の定着を図ることを目指します。 ○ 各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、言語活動や実践的・体験的な活動等を通して、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成することを目指します。 ○ デジタル教科書の積極的な活用を推進し、児童生徒の理解を深めるように努めます。 ○ カリキュラム・マネジメントと関連付けた授業形態や指導方法を工夫し、情報活用能力の育成を図る単元・題材を設定するよう努めます。	指導課

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	5 子どもを未来につなげる教育の展開	② 読書教育の充実を図ります。 ○ 「習志野市子どもの読書活動推進計画(2019～2025)」に基づき、実践を進めます。また、学校図書館の利活用促進と整備を図り「優秀図書館」「いつでも利用できる図書館」を目指すとともに、市立図書館との連携を図ります。 ○ 学校における学校電子図書館の活用を推進します。朝読書に加え、授業の中で電子図書館の本を活用した読書や調べ学習を取り入れたり、家庭学習にも活用したりすることで、児童生徒がデジタルで長い文章を読む能力の育成を目指します。	指導課
		(2) 国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開【施策番号17】 ① 個に応じた進路指導の充実を図ります。 ○ 生涯学習の基礎として、また、将来に向けた人生設計へと発展していくために、児童生徒一人一人が自分の能力・適性や可能性を把握し、主体的に進路を自己選択できる資質・能力の育成を図ります。	指導課
		② キャリア教育の基礎的・汎用的能力の育成を図ります。 ○ 大きく変化していく社会を児童生徒が逞しく生きていく力を育むために必要な、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力を、学校の教育活動全体を通して身に付けさせます。	指導課
		③ 外国語教育・国際理解教育の充実を図ります。 ○ 外国語及び外国語活動において、コミュニケーションの素地及び基礎を養うなど、社会の変化に柔軟に対応できる力を培うために、英語指導助手の活用や小中連携、指導法の研修等を充実させます。 ○ 総合的な学習の時間や外国語、外国語活動等の時間を通して、諸外国の生活様式や文化に対する理解を深める学習の充実を図ります。 ○ ICTを活用して、授業等において海外の方々へ自分達の住む地域等を紹介するといった国際交流の推進について、検討を進めていきます。	指導課
		④ 平和教育・環境教育の充実を図ります。 ○ 本市の「核兵器廃絶平和都市宣言」に基づき、習志野市原爆被害者の会と連携した「被爆体験講話」の実施やDVDの視聴等により、児童生徒の平和意識を高めます。 ○ 指導主事による教科指導や研修を行い、総合的な学習の時間を核としながら、各教科等横断的にSDGsに対する児童生徒の知識・理解を深めるとともに、持続可能な社会の創り手を育成します。	指導課
		(3) 1人1台タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開【施策番号18】 ① 1人1台タブレット端末の効果的な活用を図ります。 ◎ ICT活用推進プロジェクトにおいて、学習指導の一層の充実、学校と家庭との連携強化、臨時休業時や欠席の児童生徒における学びの保障(オンライン授業)のためのICT機器の活用を推進します。また、授業支援システムの導入によりタブレット端末の活用促進を図ります。	総合教育センター 指導課

政策	基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 子どもを未来をひらく教育の推進	5	② 学校のデジタル化における1人1台タブレット端末の活用の充実を図ります。 ○ 全小・中学校でより効果的なICT機器の活用が図れるよう、指導主事及びICT学習指導員が活用事例を示して指導するとともに、ICT支援員によるさらなる支援の充実を図り、教員のICT活用能力向上に努めます。 ○ 各小・中学校のICT活用を推進するリーダーとなるようICTマイスターを育成し、各校においてICTマイスターが中心となったOJTによる研修の充実を図ります。 ③ 1人1台タブレット端末を活用した指導力向上のための研修等の充実を図ります。 ○ 全小・中学校でより効果的なICT機器の活用が図れるよう、指導主事及びICT学習指導員が活用事例を示して指導するとともに、ICT活用教育研修等を通して「個別最適な学び」「協働的な学び」につながるICT機器の活用法を学び、教員の指導力向上に努めます。 ○ ICT活用の基本的な内容を中心とした基礎研修を実施します。複数の講師を配置し、少人数で学ぶ場を設定することで、教員の不安感・苦手意識を軽減し、指導力向上を図ります。	総合教育センター 総合教育センター
		(4) 安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開 【施策番号19】 ① 安全管理を徹底します。 ○ 各学校にて危機管理マニュアルを見直し、教職員の役割分担を明確化します。安全教育の充実の観点から、その取り組み評価をPDCAサイクルの視点で改善を図ります。 ○ 学校や通学路等で発生した事故の状況をデータベース化して分析し、安全対策を進めるとともに、習志野警察、道路管理課、防犯安全課、青少年センター等との連携を図ります。 ○ 地域と連携した実効性のある防災訓練を実施します。 ◎ いざという時に対応できる教育委員会の災害対応マニュアルを作成します。 ○ 通学路安全対策協議会を設置し、学校、道路管理課、防犯安全課、習志野警察、教育委員会が連携し、通学路の点検及び定期的な学校施設の安全点検と安全教育を行います。 ② 安全教育を推進します。 ○ 児童生徒等が災害時に自らの命を守るために主体的に行動できるように教育活動全体を通して、生活安全、交通安全、災害安全の指導に努めます。 ○ 各学校における学校安全計画の内容を確認し、取り組みの検証を行います。安全に対する職員の研修を学校安全計画に位置付け、安全教育を通して、児童生徒の危険予測能力・危険回避能力の育成を図るとともに、保護者や地域と連携して、安全対策を推進します。 ○ 習志野警察、道路管理課、防犯安全課と連携し、児童生徒に対する自転車の乗り方や交通ルールについての啓発及び指導のための資料を整理し、学校での活用を推進します。 ◎ 防災士、危機管理課、消防等と連携し防災学習の充実を図ります。	保健体育安全課 保健体育安全課

政策	基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	6 魅力ある市立高校づくり	(1)多様な高校教育の一層の充実【施策番号20】 ① 充実した学校生活を送るための取り組みを推進します。 ○ 教員の外部教科研修を実施し、生徒個々に応じた学力向上に資する指導力アップに努めます。 ○ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、学びの質の向上を目指します。 ○ 生徒一人一人の希望した進路の実現や、キャリア教育の一環として、進路ガイダンスの充実に取り組みます。 ○ 部活動を通して、努力することの大切さ、困難に立ち向かう精神力、相手を思いやる豊かな心を身に付けられるよう取り組みます。 ○ 個別最適な学びの実現に向け、個別、協働、一斉の学習形態でのICTの効果的な利活用に取り組みます。 ② 魅力ある学校づくりへの取り組みを推進します。 ○ 文武両道を推進し、学力の向上と部活動の活性化を図り、次世代を担う優秀な人材の育成に努めます。 ○ 語学研修や国際交流事業に積極的に参加できる体制づくりを目指します。 ○ より専門性の高い学習に取り組めるよう、地域の大学や研究機関と連携し、授業や実験を行います。 ○ スクールカウンセラーとの連携を図り、生徒や保護者が安全で安心な学校生活が送れるよう、教育相談体制を充実させ、いじめ問題等の未然防止と早期発見に取り組みます。 ○ 学校説明会やホームページ等において、学校紹介ビデオをオンデマンドで配信し幅広く広報に努めます。更に、新たに学校紹介パンフレットを作成し、本校の教育活動をより具体的にPRすることで「選ばれる学校」を目指します。 ○ キャリア教育の一環として、授業や部活動において、市立小・中学校と連携した事業を実施します。	習志野高校 習志野高校
		(2)地域や社会に開かれた高校づくりの推進【施策番号21】 ① 地域に開かれた学校づくりを推進します。 ○ ミニ集会・学校運営協議会を通じて、地域から信頼される開かれた学校づくりを目指します。 ○ 授業公開を積極的に実施し、多くの地域、保護者の評価や意見を参考にした学校運営を目指します。 ○ 学校行事や保護者向け進路講演会などを実施し、積極的に情報発信を行います。 ② 地域との連携と交流を推進します。 ○ 地域貢献や、学習、部活動を通じた小・中学校との交流を積極的に行い、地域から愛される学校、生徒を目指すとともに、生徒自身のキャリア教育にも生かします。 ○ 教職員の異校種交流を進め、相互理解を深めます。 ○ 外部団体との連携を図るとともに、地域人材を活用した学校の活性化を図ります。	習志野高校 習志野高校

政策	基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅱ 生涯学習推進のまち習志野の推進	7	(1) 学習機会の充実【施策番号22】 ① 公民館講座の充実を図ります。 ○ 乳幼児から高齢者まで幅広い世代の目的や志向、ライフステージに対応した魅力ある公民館講座を企画し、実施します。また、子どもたちの作品展示、親子講座、青年講座等を積極的に実施し、来館者の増加を図ります。 ○ 多様な学習課題に対応した講座としてSDGsの視点で、安全・安心のための地域防災、生涯にわたる健康づくり、地域の「伝統・文化」を継承する講座を実施するとともに、大学や企業、地縁組織との連携による講座を実施します。 ○ 公民館の学習情報をホームページや広報習志野に掲載して利用者につながる情報発信を図ります。 ② 図書館資料の充実を図ります。 ○ 市民のニーズに基づいた資料整備と市民の学習に役立つ情報を幅広く提供するための多様な情報源の整備と周知に取り組みます。 ○ 市民が図書館に来館しなくても読書活動が行えるよう、インターネットを通じた電子書籍の貸出事業の整備と周知に取り組みます。 ③ 公民館と図書館が連携した事業を実施します。 ○ 活動・交流の場である公民館と知識・情報の入手の場である図書館が連携した事業を実施し、市民の活動の場と幅を拡大させます。 ④ 習志野市民カレッジの充実を図ります。 ○ 市民の自発的な学習活動を支援するため、習志野市民カレッジの充実を図ります。 ⑤ 子どもの読書活動を推進します。 ○ 「子どもの読書活動推進計画」に基づき、本市のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、社会の変化に対応した読書環境を整備します。また、児童や保護者への効果的な情報発信、学校と市立図書館の連携、市立図書館の事業の積極的な案内等を実施し、子どもの読書活動を推進します。 ◎ 令和6年度に実施した実態把握調査や関係各所へのヒアリング結果等を踏まえ、学校・図書館とともに目標設定や実効性のある取り組み事項等を協議検討し、次期計画（令和8年度～15年度）を策定します。 ○ 子どもと中高生向けのフロアを備えた中央図書館の機能を生かし、小学校新入生に図書館の利用登録の案内をするなど、学校・幼稚園・こども園・保育所・児童会等と連携しながら事業を推進します。	公民館 社会教育課 公民館・図書館 社会教育課 社会教育課 図書館・指導課 学校等
		(2) 学習成果の活用【施策番号23】 ① 学習成果を生かす場の提供を図ります。 ○ 地域で自主的に活動する機会の充実や多様な学習機会の提供と情報提供の推進を図るとともに、近隣の幼稚園・こども園・保育所（園）・小学校・中学校と連携し、市民文化祭での絵画・工作等の作品展示など、学習成果を発表する場の提供に取り組めます。 ② 地域における人材（コーディネーター）の育成を図ります。 ○ 市民カレッジ卒業生を中心に、地域活動を推進する人材（コーディネーター）の育成に取り組めます。また、サークルや団体等が学習・芸術・文化等の活動を自ら進んで行うことができるよう、サークルや人材の育成に取り組めます。 ○ 生涯学習の拠点であるプラッツ習志野において、各施設や大学等と連携した新たなイベント、活動を実施し、フューチャーセンターを中心に市民の新たな出会いや交流の促進、にぎわいを創出します。	社会教育課 公民館・図書館 社会教育課 公民館

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅱ 生涯学習推進にわたる学びの推進	7	(3) 社会教育指導者の確保と養成【施策番号24】 ①指導者の確保に努めます。 ○ 社会教育主事有資格者や社会教育主事など、社会教育を推進する上で必要な専門職員の確保に努めるとともに、社会教育に関する専門的な知識を得るための研修会に積極的に参加します。また、指定管理者制度を導入している公民館については、社会教育主事有資格者を配置します。 ②指導者の養成に努めます。 ○ 専門的な知識を得るため、各種研修会に積極的に参加するとともに、専門職員が相互に教えあい、学びあうことで、職員の資質向上を図ります。また、指定管理者制度を導入している公民館においては、社会教育主事有資格者の配置により、日常業務の中で専門性を生かした職員の指導を行います。	社会教育課 公民館 社会教育課 公民館
		(4) 自主自立課題解決型社会の推進【施策番号25】 ① 自主活動(サークル活動等)の場の提供を図ります。 ○ 市民の自主的な活動をより活発に展開できるよう、また、社会教育団体や周辺地域の町会・自治会等が継続的に活動することができるよう、公民館を活動場所として提供します。 ○ 全公民館において、施設内の諸室でサークル等が活動する際に利用できるよう、持ち運びが可能なポケット型Wi-Fiの貸し出しを引き続き実施します。 ② 図書館機能の充実を図ります。 ○ 市民が自らの力で課題解決できるよう、図書資料の整備やLINE等による情報提供に努めます。	社会教育課 公民館 図書館
	8	(1) 芸術・文化活動の振興【施策番号26】 ① 文化振興計画に基づいた事業の推進を図ります。 ○ 「習志野市文化振興計画」に基づき、関係する部署と連携を図りながら文化芸術事業を推進します。 ◎ 習志野文化ホール(令和5年3月)及びモリシアホール(令和7年3月)閉館後から再整備までの文化芸術振興の在り方、コロナ禍を経た人々の行動変化等を踏まえた次期計画(令和8～15年度)を策定します。 ○ 文化事業に関するホームページの充実と情報の一元化を図り、分かりやすく、情報を入手しやすいよう引き続き整備します。 ○ 上記ホール閉館後、本市の文化芸術の振興において、従来の文化ホールを中心とした取り組みから公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団、及び習志野市芸術文化協会と相互に連携・補完しあいながらアウトリーチ事業の展開や文化芸術団体への活動支援等、新たなアプローチにより充実を図ります。 ② 市民参加行事の充実を図ります。 ○ 公民館等において、地域の歴史や文化の学習、体験等を目的とした講座や行事の開催、地域の特色を活かしたコンサート等を開催するなど、市民の芸術・文化活動の発表の場と芸術・文化を身近に親しめる機会の充実を図ります。 ③ 質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供を図ります。 ○ 本市の芸術・文化の振興と推進を担う公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団が取り組む文化事業を支援します。	社会教育課 社会教育課 公民館 社会教育課

政策 基本 方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進	9 文化財の保存と活用 (1) 文化財の保存【施策番号27】 ① 文化財の収集・保存の充実を図ります。 ○ 指定文化財の維持管理、資料収集・資料調査等、文化財の保存に取り組みます。 ○ これまでの市史において追加・修正を要する点に加え、新たな歴史的事実等を踏まえながら、市の歴史をわかりやすく、読みやすく解説した「新版 習志野ーその今と昔」の令和版の作成に取り組みます。 ◎ 生涯学習施設改修整備計画に基づき、埋蔵文化財等の保存・展示機能拡大に向け、実花公民館の跡施設における郷土資料展示室開設に向けた基本構想策定について検討します。 ② 開発に伴う埋蔵文化財調査の充実を図ります。 ○ 事業者及び関係機関との調整・協議を綿密に行い、引き続き、埋蔵文化財の保護に努めます。	社会教育課 社会教育課
	(2) 文化財の活用【施策番号28】 ① 旧大沢家住宅・旧鵜田家住宅の活用の充実を図ります。 ○ 旧大沢家住宅・旧鵜田家住宅の利用を推進するため、旧鵜田家住宅の応急改修工事等施設の整備や主催行事の充実を図ります。 ② 文化財の展示・普及を推進します。 ○ 埋蔵文化財調査室を中心に、文化財の展示の充実を図ります。	社会教育課 社会教育課
青少年健全育成の推進	10 (1) 青少年育成団体の活動支援【施策番号29】 ① 青少年育成団体連絡協議会の協力体制を推進します。 ○ 青少年の健全育成に寄与する団体同士の連携がスムーズに展開できるよう、定期的な意見交換等の場を提供します。 ② 各団体の自主事業に対する支援体制の強化を図ります。 ○ 各青少年健全育成団体の活動の支援及び協力体制の強化を図ります。	社会教育課 社会教育課
	(2) 家庭や地域の青少年教育力の向上【施策番号30】 ① 情報の共有を促進し、関連機関との連携により、青少年の健全育成を推進します。 ○ 青少年補導委員連絡協議会や中学校区青少年健全育成連絡協議会と協力し、見守り活動や補導活動を行います。また、「少年の日のポスター展」「青少年健全育成標語展」や小学生対象の体験学習など、青少年が社会の一員であることの意識の向上と体験的な学習を通して青少年の育成及び非行の未然防止を目指します。 ○ 青少年の健全育成を目指す関連する他課との連携を深め、ボランティア活動や体験的な学習、相談活動の充実を図ります。 ② インターネットトラブルの未然防止に向けて取り組みます。 ○ 青少年のネット被害防止に向けた実態調査や関係団体からの情報収集を行い、学校との情報共有を図ります。県青少年インターネット適正利用啓発講演の講師派遣要請に加え、青少年センター職員派遣による適正利用啓発学習会を推奨し、小学校中学年から情報モラル教育を支援してまいります。また、県の県民生活課が実施するネットパトロールとの連携を、引き続き行います。	青少年センター 青少年センター
	(3) 青少年のための施設における活動の充実【施策番号31】 ① 富士吉田青年の家における活動の充実を図ります。 ○ 青少年の社会性と環境理解の育成に重点を置き、市民を対象とした主催事業では、富士山を教材に当施設の特性を効果的に提供する事業を実施します。	社会教育課 富士吉田青年の家

政策 基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進	10 青少年健全育成の推進 (4) 子どもの居場所づくりの推進【施策番号32】 ① 放課後等における子どもの安全・安心な居場所の整備を図ります。 ◎ 就学児童を対象に放課後等の安全・安心な子どもの居場所づくりとして、津田沼小学校、大久保小学校、谷津南小学校に「放課後子供教室」を開設します。 ◎ 若者の意見を受け、主に中高生の居場所づくりを検討するとともに、地域のイベント・行事等に興味関心を抱き、参加しやすいよう、これらの情報をわかりやすく入手できる一括した情報発信のプラットフォームとなるホームページを開設し、定期的なSNSによる発信を実施します。 ② 地域で子どもを育てる環境づくりを推進します。 ○ 「放課後子供教室」において、学習やスポーツ、芸術文化活動、地域住民との交流等の機会を提供し、心豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組みます。	社会教育課 社会教育課
	11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進 (1) 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進【施策番号33】 ◎ スポーツ、レクリエーション活動を通じて、生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現を目指すため、次期「習志野市スポーツ推進計画(令和8～15年度)」を策定します。 ① 「する」スポーツを推進します。 ○ 働き盛り・子育て世代がスポーツに取り組めるよう「親子参加」の機会拡充を図ります。 ○ ニュースポーツの周知・普及を推進し、誰でも気軽に取り組むことができる環境づくりに努めます。 ○ 自宅等でも運動が続けられるよう、オンライン等のスポーツ教室に取り組みます。 ② 「みる」スポーツを推進します。 ○ トップチーム、トップアスリートの試合を誘致し、市民が身近に観戦できる機会を提供します。 ③ 「支える」スポーツを推進します。 ○ スポーツ活動やコミュニティ活動の充実を図るため、スポーツ推進委員や市民スポーツ指導員、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ推進団体の活動を支援します。 ○ 市民にスポーツを身近に感じてもらえるよう、スポーツイベント等の広報活動の充実を目指します。	生涯スポーツ課 生涯スポーツ課 生涯スポーツ課 生涯スポーツ課
政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	12 家庭教育力の向上 (1) 家庭教育に関する学習機会の充実【施策番号34】 ① 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援の充実を図ります。 ○ 乳幼児から中学生までの子どもの発達段階に応じた家庭教育について、具体的に学べる講座を開催するとともに、魅力ある講座内容や保護者が参加しやすい開催方法等を検討します。	公民館
	(2) 家庭教育相談の充実【施策番号35】 ① 家庭と学校、他機関をつなぐコーディネーター的役割を推進します。 ○ 子どもに関する多様な相談、家庭や学校の困難さに寄り添い、それぞれに合った教育相談を進めていきます。外部とのつながりが必要な児童生徒には、適応指導教室「フレンドあいあい」や訪問相談などにつなげていきます。 ○ 事例研修を通じて、適切な支援を行うことができるよう、相談員の専門的な知識や技術の向上に努めます。 ○ 学校、指導課、子育て支援課、ひまわり発達相談センター、千葉県子どもと親のサポートセンター、児童相談所等の関係諸機関との連携を図り、相談者の要望に応じた相談の充実に努めます。 ○ 保護者や教職員等を対象とした、不登校に関する理解や対策を推進する支援の場を提供します。	総合教育センター

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	12 家庭教育力の向上	② 不登校児童生徒解消を推進します。 ○ ひきこもり傾向がある児童生徒には、訪問相談が活用できるように積極的に働きかけるなど、家庭や学校と連携して、不登校児童生徒の支援に取り組みます。 ③ 児童虐待の未然防止、早期発見・解消に向けた迅速な対応を図ります。 ○ 小・中学校の教職員は、児童虐待を最も発見しやすい立場にあることから、子どもの変化から児童虐待の兆候やヤングケアラーの早期発見に努めます。 ○ 子どもの命と人権を守るために、市長事務局、児童相談所、民生委員・児童委員、人権擁護委員等の関係諸機関と速やかに連携し、組織的な解決を図ります。 ④ 一時保護等から学校に戻った児童生徒への組織的な対応を図ります。 ○ 児童相談所による一時保護等から学校に戻った児童生徒について、学校と関係諸機関との情報共有が継続して図られるよう体制の見直しに努めます。 ○ 関係諸機関が作成した資料等を活用して、学校が対応する際のポイント等について、研修会等を通じて周知します。	総合教育センター 指導課 指導課
		(1) 積極的な情報公開と意見交換の充実【施策番号36】 ① 学校と家庭・地域相互の情報交換を推進します。 ○ 各学校のホームページは、必要な情報が掲載されるよう、基本方針の見直しを図ります。	総合教育センター
	13 地域に開かれた学校づくり	(2) 地域とともにある学校づくりの推進【施策番号37】 ① 社会に開かれた教育課程を推進します。 ○ 社会に開かれた教育課程の事例について各学校への情報提供を行い、教育課程の編成を支援します。 ② 地域社会との連携・協働した活動を推進します。 ○ 学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちを見守り、育成するため、各小・中学校の地域学校協働本部を活用し、地域と学校が相互にパートナーとして、連携・協働する地域学校協働活動を推進します。 ③ 学校運営協議会の運営を支援します。 ○ 令和5年度より全小・中・高等学校に設置した学校運営協議会において、学校・保護者・地域が連携し、よりよい学校運営のための支援をします。	指導課 社会教育課 指導課 学務課 習志野高校
		(1) 地域住民との協働による防犯・補導活動の推進【施策番号38】 ① 街頭補導活動の定期的な実施と活動の充実を図ります。 ○ 青少年補導委員や中学校区青少年健全育成連絡協議会との連携のもと、街頭補導活動や防犯パトロールの実施回数を確保し、定期的に実施します。各地区の活動について情報共有を行い、補導活動の充実を図ります。 ○ 青色回転灯を装着した公用車による補導活動を実施し、犯罪未然防止の一翼を担います。 ② 「子ども110番の家」の加入者を拡充させ、安全を守るシステムづくりを推進します。 ○ ホームページやパンフレットによるPRや出張登録会等を積極的に実施するとともに、学校と連携し、保護者や子どもたちに「子ども110番の家」を周知します。また、加入者へのアンケート調査や研修会の開催などを実施し、制度の充実を図ります。	青少年センター 青少年センター

政策	基本方針	施策(◎は新規、○は継続)及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備	15 安全で潤いのある学校環境の整備	(1) 幼稚園・こども園の教育環境の整備【施策番号39】 ① 新たなこども園の設置と幼稚園の再編を図ります。 ○ 「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」に基づき、取り組みを進めます。 ② 幼稚園・こども園の施設補修を図ります。 ○ 老朽化等への対策及び適正な教育・保育環境を維持するため、施設の改修工事等を行います。	こども政策課 こども保育課 こども政策課
		(2) 小・中学校の教育環境の整備【施策番号40】 ① 学校施設の改築・長寿命化改修・大規模改修等を推進します。 ○ 「習志野市第2次学校施設再生計画」に基づき、学校施設の改築、長寿命化、大規模改修等を行い、安全で潤いのある教育環境の整備を行います。 ・改築: 大久保小学校(工事)、第二中学校(工事)、大久保東小学校(設計・工事)、鷺沼小学校(設計) ・長寿命化改修: 屋敷小学校(工事)、藤崎小学校(設計) ・大規模改修: 袖ヶ浦東小学校(工事) ○ 学校で働く教職員の働き方改革に資する健康維持や健康回復を支援するため、育児休業明け教職員の搾乳やすべての教職員がリフレッシュ出来る機能の確保に努めます。 ② 小中学校の体育館に空調を設置します。 ○ 猛暑の影響による熱中症対策が急務であることを鑑み、市立全小・中学校の体育館に空調を設置します。	教育総務課 教育総務課
		(3) 市立高等学校の教育環境の整備【施策番号41】 ① 習志野高校の教育環境の整備を推進します。 ◎ 猛暑の影響による熱中症対策が急務であることを鑑み、体育館に空調を設置します。 ○ 老朽化した施設の改修や点検結果に基づく対策など、学校施設の環境改善に努めます。	習志野高校
		(4) 学校関連施設の環境整備【施策番号42】 ① 給食センターのモニタリングの実施と適切なフィードバックを進めます。 ○ 定期的なモニタリングを実施することにより、問題点等の洗い出しを行い、問題解決に向け特別目的会社(SPC)構成企業と定期的な協議会を実施します。 ② 給食センターの日常業務の円滑化を進めます。 ○ SPC構成企業との情報共有化と連絡体制を確立し、給食調理業務を遅滞なく進め、安全・安心な学校給食の提供を行います。 ③ 総合教育センターの再整備を進めます。 ○ (仮称)新総合教育センターの整備に向けて、基本計画を策定します。	学校給食センター 保健体育安全課 学校給食センター 総合教育センター
	16 社会教育施設の再編・整備	(1) 社会教育施設の整備【施策番号43】 ① 社会教育施設の改修・整備を推進します。 ○ 市民が社会教育施設を安全に使用することができるよう、適切な維持補修に努めます。 ○ 富士吉田青年の家では、第2次公共建築物再生計画に基づき、長寿命化改修工事を令和7年度から8年度に実施し、築75年まで施設を安全に継続使用できるよう努めます。	社会教育課 公民館・図書館 富士吉田青年の家

政策 基本方針	施策（◎は新規、○は継続）及び施策番号【□】	担当課
政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備	17 (1)「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用)【施策番号44】 ① スポーツ環境の整備、安全性の維持を図ります。 ○ 学校体育施設開放事業の充実に努めます。 ○ 老朽化対策など、利用者が施設を安全・快適に利用できるよう改修工事を実施します。 ・袖ヶ浦体育館空調設備設置 ・秋津サッカー場人工芝化並びに観覧席トイレ改修工事 ○ ネーミングライツパートナー制度の導入を通じて財源を確保し、体育施設の良好な管理運営を行います。	生涯スポーツ課
政策Ⅴ 教育行政の効率的・効果的な展開	18 (1)教育委員会事務局の活性化【施策番号45】 ① PDCAサイクルに基づく活動を推進します。 ◎ 千葉県第4期教育振興基本計画及び習志野市基本構想をもとに令和8年度から令和15年度を計画期間とする「習志野市教育振興基本計画」を策定し、公表します。 ○ 「教育に関する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価(報告書)」の内容の精査・見直しを行い、その後の施策へ反映していくことで実効性のあるPDCAサイクルを確立します。 ② 広報活動の充実を図ります。 ○ 学校教育だよりの内容充実、また、校務支援システムを用いた情報発信の拡充に取り組みます。 ○ 学校教育を中心に、生涯学習部やこども保育課の活動も含め、幅広い情報の発信に取り組みます。 ③ 学校事務職員との連携を強化します。 ○ 学校事務職員との連携により、効率的かつ正確な事務を実施します。 ④ 先進的な施策の研究を進めます。 ○ 次期「教育振興基本計画」の策定に併せ、令和15年までを見越した施策等を精査します。 ○ 教育費の保護者負担について、学習教材の共用品化を推進するとともに、個人用の図書教材や校外学習等に検討の範囲を広げ、習志野市教育委員会としての基本的な考え方による公費負担と私費負担の峻別に努めます。 ⑤ 学校における働き方改革を推進します。 ○ ICTを活用した出退勤記録システムを活用し、教職員の勤務時間を客観的に把握します。 ○ 校務支援システム及びICTを活用することにより事務処理の効率化を図ります。 ◎ デジタル採点システムを導入し、中学校における採点業務の負担軽減を図ります。 ○ 教育委員会から学校へ依頼する調査等について精査、削減に努めます。 ○ 学校において教育課程の工夫による放課後時間の確保等により、「子どもと向き合う時間を確保できている教職員の割合」100%を目指します。 ○ 部活動において、地域移行の推進を強化し、児童生徒と向き合う時間の確保と教職員の負担軽減を促進します。	教育総務課 教育総務課 学務課 教育総務課 学務課 指導課 教育総務課 学務課 保健体育安全課 指導課 総合教育センター

6 教育行政方針の評価結果一覧(45施策)

【施策の評価】

(A)十分取り組めた (B)概ね取り組めた (C)あまり取り組めなかった (D)全く取り組めなかった

基本方針		施策 番号		評価
1	生きる力の基礎を育む 幼児教育の向上	1	社会の変化に対応した幼児教育の推進	(B)
		2	「健康な心と体」を育てる教育の推進	(B)
		3	幼児の安全・安心を守る教育の推進	(B)
		4	特別支援教育の推進	(B)
		5	幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進	(B)
2	子育て・子育て支援の充実	6	多様なニーズに対応した子育て支援の推進	(B)
		7	家庭・地域との連携の強化	(B)
3	信頼を築く 習志野教育の進展	8	いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展【学校教育 課題⑤】	(B)
		9	特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展	(A)
		10	教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展	(B)
4	子どもの生きる力を育む 教育の充実	11	確かな学力を保障する教育の推進【学校教育 課題②】	(B)
		12	豊かな心を育む教育の一層の推進【学校教育 課題③】	(B)
		13	健やかな体を育む教育の推進【学校教育 課題④】	(B)
		14	食育の充実と安全・安心な学校給食の実施	(A)
		15	特色ある学校づくりの進展	(A)
5	子どもを未来につなげる 教育の展開	16	学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開	(B)
		17	国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開	(B)
		18	1人1台タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開	(B)
		19	安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開	(B)
6	魅力ある市立高校づくり	20	多様な高校教育の一層の充実	(B)
		21	地域や社会に開かれた高校づくりの推進	(A)

基本方針		施策 番号		評価
7	生涯学習推進のまち 習志野の推進	22	学習機会の充実	(B)
		23	学習成果の活用	(B)
		24	社会教育指導者の確保と養成	(B)
		25	自主自立課題解決型社会の推進	(B)
8	芸術・文化活動の振興	26	芸術・文化活動の振興	(B)
9	文化財の保存と活用	27	文化財の保存	(B)
		28	文化財の活用	(B)
10	青少年健全育成の推進	29	青少年育成団体の活動支援	(B)
		30	家庭や地域の青少年教育力の向上	(B)
		31	青少年のための施設における活動の充実	(B)
		32	子どもの居場所づくりの推進	(A)
11	「する」「みる」「支える」 スポーツの推進	33	生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進	(B)
12	家庭教育力の向上	34	家庭教育に関する学習機会の充実	(B)
		35	家庭教育相談の充実	(B)
13	地域に開かれた学校づくり 【学校教育 課題①】	36	積極的な情報公開と意見交換の充実	(B)
		37	地域とともにある学校づくりの推進	(B)
14	地域ぐるみで子どもを 見守る仕組みづくり	38	地域住民との協働による防犯・補導活動の推進	(B)
15	安全で潤いのある 学校環境の整備	39	幼稚園・こども園の教育環境の整備	(A)
		40	小・中学校の教育環境の整備	(B)
		41	市立高等学校の教育環境の整備	(B)
		42	学校関連施設の環境整備	(A)
16	社会教育施設の再編・整備	43	社会教育施設の整備	(B)
17	健康・体力を育む スポーツ施設の整備	44	「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用)	(B)
18	教育行政の 効率的・効果的な展開	45	教育委員会事務局の活性化	(B)

7 教育行政方針の点検・評価の見方

政策○	「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」(基本目標)を推進するために必要な教育行政の観点別のねらいを示しています。	施策の 通し番号
基本方針□	「政策」を実現するために策定する施策の方向性を示しています。	評価
施策(◇)	基本方針□に基づいた個々の施策を示しています。	

各小施策の評価基準
をもとに4段階(A~D)

【施策の達成状況】

目 標	施策(◇)の目標を示します。ただし、個々の小施策の目標の総和ではなく、それぞれの小施策を実施することで、何を達成しようとするのかについて示しています。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○目標の達成度を、直接的または間接的に測定するための指標 (総括的な評価指標の場合と典型的な例を評価指標とする場合があります) ○指標の求め方:定量的に示す場合の指標を求めるための計算式(実数の場合は数式はありません)	○習志野市教育振興基本計画(R2年度～R7年度)に定めた基準値を示しています。	○「指標の求め方」による成果の達成の割合(%)で示します。 ○定量的に示すことが難しい場合は、実施前後での経年比較等により目標の達成状況を示せるようにしています。	○成果指標に対する令和7年度末の実績値を示しています。 ※指標によっては毎年度示すことができないものもあります。 (例:市民意識調査)
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和7年度)
	令和6年度に、新たに成果指標を策定したものについて記載しています。(成果指標を継続したものについては斜線)			
小施策	① 施策を具体化した小施策を示しています。各小施策の達成状況が、施策の評価(ABC)の根拠となります。 ② ③	各小施策の達成状況を3段階(◎○△)で示し		◎ ○ △

【主な取り組みの成果と課題】

① 施策を具体化した小施策を示しています【担当課等を示しています】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
令和7年度の取り組みと成果を示しています。	令和2~7年度教育行政方針に基づく取り組みとその成果を示しています。	取り組みの結果、残った課題や今後の方向性を示しています。

評価(A~D)は成果指標の達成状況と、教育行政方針に基づく取り組みの成果及び課題の状況を含めた評価としています。

8 教育行政方針の主な取り組みに対する点検・評価

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 Ⅰ/45
基本方針Ⅰ	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価 (B)
施策(Ⅰ)	社会の変化に対応した幼児教育の推進	

【施策の達成状況】

目標	目まぐるしく変化する社会の中で、たくましく生き抜く力の基礎を育む幼児教育を推進します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○各幼稚園・こども園での保育研究の回数 【令和5年度に変更した指標】 ○各幼稚園・こども園での意図的・計画的な集団教育の確保についての保護者評価	○指導案を作成しての保育研究の回数(各幼稚園・こども園1回以上) ○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○指導案を作成しての保育研究の回数(各学年1回以上) ○意図的・計画的な集団教育の確保について、「満足している」の保護者評価の取得(70%)	○指導案を作成しての保育研究 各学年1回以上 6園(60%) ○意図的・計画的な集団教育の確保について、「満足している」の保護者評価の取得(77.2%)
	○園外の研修会への参加回数	○園外の研修会への参加回数(全職員1回以上)	○園外の研修会への参加回数(全職員1回以上)	○園外の研修会への参加回数(全職員1回以上)(82.4%)
小施策				達成状況
① 主体性を育む教育課程の編成				○
② 幼児一人ひとりの発達と理解に基づいた教育活動の展開				○
③ 体験を重視した教育活動				◎
④ 言葉による思いの伝え合いを重視した教育活動				○
⑤ 幼稚園教員の資質向上を目指した研修の推進				◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 主体性を育む教育課程の編成 【こども保育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
職員間での対話を継続的に実施し、多様な視点から幼児理解を深めていくことで、指導内容がより具体化し、効果的な環境や援助の再考や実施ができた。その結果、幼児の意欲、思考が高まり、表出が増えることで、他者とつながる喜びを味わい、個と集団の双方で主体的な姿の増加につながった。	新型コロナウイルス対策を講じた教育期間を経ていることを考慮した教育課程の編成に努めてきたことで、幼児の経験、育ちを補いながら教育内容を推進していくことができた。園児数の減少に対する対応策については、園内だけでなく市立園同士で情報交換をし、共に教育課程の編成、実施を進めてきたことで、集団教育の確保及びこどもの主体性の育成について成果が見られた。	一人ひとりの幼児が、自発的、意欲的に遊びや活動に取り組めるよう、園や幼児の実態に応じた教育課程の編成を行っていく。

② 幼児一人ひとりの発達と理解に基づいた教育活動の展開【こども保育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
職員同士、幼児について情報交換や相談がしやすい環境づくりに努めた。幼児の思いに寄り添った援助方法を、担任以外の職員と連携して行うことができたことは、幼児一人ひとりの育ちに結び付いている。	「指導案を作成しての保育研究の回数(各学年1回以上)」については、令和4年度に目標値を達成をしたため、令和5年度より「意図的・計画的な集団教育の確保について、「満足している」の保護者評価の取得」を新たな指標として取り組んできたことで、幼児一人ひとりの理解を深め、個と集団の育ちにつなげる教育活動を展開していくことができた。	引き続き、園内での職員間の対話、連携を図ると共に、往還的な研修実施を継続し、幼児の思いに寄り添った教育を推進していく。

③ 体験を重視した教育活動【こども保育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
自然、人、行事など様々な体験を園内外の関係者と連携し計画的に実施をした。幼児が体験の中で感じたこと、関心を抱いたことに職員が目をつけその後の教育内容につなげていくことで、体験を通した教育活動の実施となった。	鹿野山自然体験や教育課程に位置付けた行事に加え、園の実情に応じて、独自の体験を地域と連携して計画実施することができた。	引き続き、多様な体験を含めた教育課程を編成していく。

④ 言葉による思いの伝え合いを重視した教育活動【こども保育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
職員は、幼児が物、事、人との関わりの中で心を動かされるような体験となるように計画、実施し、遊びや活動の中で、幼児の思いや考えを引き出す言葉掛けのあり方を意識して取り組んできた。また、幼児の「伝えたい」という思いを受け止め、言葉や伝える方法を幼児に知らせていくことで、幼児自ら他者に伝えようとする姿が育ってきている。	言葉に触れる体験となるように、絵本の読み聞かせを継続的に実施してきた。また、地域のお話会や図書館との連携、読み聞かせに関する研修への参加を通して、体験の充実につなげることができた。	主体的な遊びや活動の実施を進めていく中で、幼児自らが言葉で「伝えたい」と思えるような教育内容の実施をしていく。併せて、読み聞かせを通して、様々な言葉に触れ、豊かな感性、言葉に対する感覚を育んでいく。

⑤ 幼稚園教員の資質向上を目指した研修の推進【こども保育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
昨年度よりも研修への参加者数は増えた。学んだことを自身の教育内容へと活かすことで、専門知識の向上や職員間の対話内容にも変化があった。	市主催の研修だけでなく、施設の園内研究、講師講話研修日を施設間で共有し参加する機会を設け、資質向上につながる研修の推進を図ることができた。	主体性を育む教育の推進につながる研修を計画し、職員の資質向上を図っていく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 2/45
基本方針Ⅰ	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価 (B)
施策(2)	「健康な心と体」を育てる教育の推進	

【施策の達成状況】

目標	健康な心と体を育む体験と教育の充実を図ります。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○健康教育・食育教育の実施回数 【令和5年度に変更した指標】 ○健康教育・食育教育の実施率	○健康教育・食育教育の実施回数(各施設3回以上) ○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○健康教育・食育教育の実施回数(各施設3回以上) ○健康教育・食育について、保健師・栄養士・看護師・学校養護教諭等、専門職の協力を得ながら実施(各施設 月1回以上の実施80%以上)	○健康教育・食育教育の実施回数(各施設3回以上の実施100%) ○健康教育・食育について、保健師・栄養士・看護師・学校養護教諭等専門職の協力を得ながら実施(各施設月1回以上の実施)59%
	○人権教育研修の実施回数	○自園の人権教育研修の実施回数(1回)	○自園の人権教育研修の実施回数(3回以上)	○自園の人権教育研修の実施回数(3回)
達成状況				
小施策	①健康な心と体を育む身体活動の推進 ②自他を思いやり、命を大切に人権教育の充実 ③自分の健康に対する意識をもたせる健康教育の充実			
	◎ ○ ○			

【主な取り組みの成果と課題】

① 健康な心と体を育む身体活動の推進 【こども保育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
多様な動きを誘引する教材や環境を工夫し、幼児が「面白そう」「やってみよう」「もう1回やってみよう」など、意欲的に取り組んでいくことで、健康な心と体を育む身体活動の推進となった。	猛暑の影響を受け、室内の教材や環境の工夫に取り組むことで、遊びや活動内容が広がってきた。遊びや生活の中でも多様な動きを育むことができることを意識していくことで、より身体活動の推進につながってきている。	幼児が主体的に遊びや活動に取り組む楽しさや教育内容の工夫を行い、健康な心と体を育む身体活動の推進を図っていく。

② 自他を思いやり、命を大切に人権教育の充実 【こども保育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
昨年度、管理職研修において、人権に関する研修を実施したことで、施設内での人権教育の実施回数が全体的に増えた。日々人権を尊重した教育内容の実施となっているのか、より意識して管理職が見ていこうとする姿勢がある。また、幼児理解を対話によって推進していくことで、幼児一人ひとりの見方が変わり、人権の尊重につながることが増えてきた。	人権教育の充実につなげるためには、定期的に研修を実施し、再確認及び意識を持続していくことが必要と考え年3回の実施にしてきた。研修を通して職員同士で声を掛け合い、保育の振り返りの時間確保に努めたことで、こどもの人権に関する意識の向上につながった。	遊びや活動での体験や人との関わりを通して、人権を尊重した教育を推進し、自他の心や体を大切に育てる幼児の育成を図っていく。

③ 自分の健康に対する意識をもたせる健康教育の充実 【こども保育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
幼稚園に関しては、外部の専門職の協力を得ながら、こども園においては、園の専門職員が、健康教育の実施を進めてきた。実施内容について保護者にも伝え、家庭と連携して生活習慣の習得や健康な心と体の育成を図った。	令和4年度に健康教育・食育教育の実施回数(各施設 3回以上)の目標値を達成したため、令和5年度より健康教育・食育教育の実施回数を各施設月1回以上の実施を80%以上の目標値として再設定をして取り組んできた。家庭との連携を図ることで、生活習慣の習得や健康な心と体の育成につながっている。	引き続き健康教育、食育の実施を継続し、充実させることで、幼児の健康な心と体を育てていく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 3/45
基本方針Ⅰ	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価 (B)
施策(3)	幼児の安全・安心を守る教育の推進	

【施策の達成状況】

幼児が安全・安心な園生活を過ごすための安全教育の充実に向けて取り組みます。				
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○警察署・消防署と連携した避難訓練の実施	○警察署・消防署と連携した避難訓練を実施している幼稚園・こども園の割合(100%)	○警察署・消防署と連携した避難訓練を実施している幼稚園・こども園の割合(100%)	○警察署や消防署と連携した避難訓練を実施した園の割合100%
	○安全教育を実施する幼稚園・こども園の割合	○安全教育を実施する幼稚園・こども園の割合(100%)	○安全教育を実施する幼稚園・こども園の割合(100%)	○安全教育を実施する幼稚園・こども園の割合100%
	【令和5年度に変更した指標】 ○警察署や消防署、近隣学校や近隣施設と連携した避難訓練の実施	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○警察署や消防署、近隣学校や近隣施設と連携した避難訓練を実施している幼稚園・こども園の割合(100%)	○近隣学校や近隣施設と連携した避難訓練を実施した園の割合90%
				達成状況
小施策	① 安全教育の推進			○
	② 安全管理の推進			○

【主な取り組みの成果と課題】

① 安全教育の推進 【こども保育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
様々な災害や状況を想定した避難訓練の計画に加え、職員や幼児に無警告での避難訓練を各園で実施した。訓練の積み重ねにより、迅速にまた、臨機応変に行動できる職員や幼児が増えた。 近隣施設や学校との連携を図ることで、状況に合わせた避難経路を想定することができた。	コロナ禍において、警察署や消防署、近隣施設等と連携した訓練が実施できない時期があったが、コロナ禍後の令和5年度から、各施設において連携した避難訓練を計画することができ、新たな指標として「近隣学校や近隣施設との連携」を加え設定した。警察署、消防署と連携した訓練は100%であったが、近隣学校や近隣施設と連携した訓練は、90%の実施という取り組みとなった。	各施設の状況に応じた安全教育の推進に向け、避難訓練計画の作成、マニュアルの見直しを行い、他施設と連携した安全・安心を守る教育を実施していく。 また、安全に生活ができるよう、幼児が自分で判断し行動する力を身につけられる安全教育を推進していく。

② 安全管理の推進 【こども保育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
交通安全教室に加え、登降園時における日々の交通安全指導や実地指導の実施により、交通ルールを親子で守ろうとする姿が増えた。 手紙の配信や掲示等による保護者への啓発をすることで、園で幼児に指導したことを、家庭でも振り返ったり親子で確認したりすることができた。	登降園時における交通安全指導や保護者への啓発により、親子で交通ルールを意識したり、幼児自身が交通ルールを理解し、守ろうとするようになった。	保護者や地域、近隣施設との連携を図り、幼児が安全に生活できる環境づくりを継続して取り組んでいく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 4/45
基本方針Ⅰ	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価 (B)
施策(4)	特別支援教育の推進	

【施策の達成状況】

目標	支援を必要とする幼児一人ひとりに応じた特別支援教育を推進します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○特別支援教育関連の研修会に全職員が参加の割合	○特別支援教育関連の研修会への1人1回以上の参加の割合 管理職(100%) 担任等(38%)	○特別支援教育関連の研修会への1人1回以上の参加の割合 管理職(100%) 担任等(50%)	○特別支援教育関連の研修会への参加割合 管理職(100%) 担任等(36%)
	○臨床心理士と指導主事の施設訪問の実施の割合 【令和5年度に変更した指標】 ○支援員研修における支援担当職員の参加の割合	○各施設2回以上の実施の割合(100%) ○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○各施設2回以上の実施の割合(100%) ○支援員研修への支援担当職員の参加の割合(100%)	○各施設2回以上の実施の割合(100%) ○支援員研修への支援担当者の参加割合(93.8%)
				達成状況
小施策	① 特別支援教育の更なる充実 ② 関係機関との連携と研修体制の充実			
				○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 特別支援教育の更なる充実【こども保育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
年3回の支援研修では、研修参加者に事前アンケートを依頼し、研修で学びたいことや疑問点について把握したことで、研修に反映することができ、充実した研修内容となった。 支援員研修 年間3回 参加人数 61名 (支援担当職員65名中参加61名 93.8%) 幼保合同特別研修(支援関係) 実施回数 年2回 参加人数 103名	特別に支援を要するこどもの保育の充実を図るために、支援員研修や幼保合同特別研修(特別支援)に取り組んできた。管理職が参加する研修の実績値については、令和5年度に100%となり達成したことから、令和6年度からは、支援員研修の参加率を100%に設定して取り組んできた。結果、令和6年度は95.38%、令和7年度は93.8%であった。数値としては達成できなかったが、充実した研修内容となった。	多面的な支援が必要なケースが増えている中、支援方法や保育環境について学びたいと思っている職員が多くなっており、令和8年度以降も特別支援に関する研修に取り組んでいく。職員のニーズに合わせて、研修のやり方や内容を検討し、日々の保育に活かせる具体的な支援内容に重点を置き、職員の資質向上につなげていく。

② 関係機関との連携と研修体制の充実【こども保育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
就学に向けては教育委員会指導課と連携を図り、切れ目ない支援につなげることができた。また、個別に支援を要する幼児及び、その幼児が在籍する学級全体が共に育つ教育・保育が行われるように、臨床心理士と特別支援担当職員が訪問し、指導、助言を行った。訪問を通して、支援を要する幼児の理解が深まり、具体的な手立てや援助につなげることができた。またその学級の幼児の成長も見られ、共に育つ教育・保育を進めることができた。	関係機関とは、就学に関することや支援の内容等について、情報交換や情報提供を依頼するなど連携を図った。また、臨床心理士と特別支援担当職員が訪問する事業については、多様な角度から幼児を捉えることができ、理解が深まった。支援を含めた学級経営や保育環境、職員同士の連携等について、具体的な手立てや援助につなげることができた。	令和8年度も関係機関と連携を図り、特別支援教育・保育の充実につなげる。また各施設のニーズに合わせて、臨床心理士と特別支援担当職員が各保育施設を訪問することで、一人ひとりの特性に応じた支援の充実を図るとともに、支援を要する幼児とその学級の幼児が共に育つよう教育・保育の推進に努める。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 5/45
基本方針Ⅰ	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価 (B)
施策(5)	幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進	

【施策の達成状況】

目標	幼稚園・保育所・こども園と小学校が連携を図りながら、なめらかな接続に向けて取り組んでいます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○お互いの研究保育・研究授業の参加回数 【令和5年度に変更した指標】 ○各小学校区における互いの研究保育・研究授業の参観回数	○互いに研究授業等の参観を行っている地域2地域 ○各小学校区における互いに研究授業等の参観を行っている地域 2地域	○全地域参観回数年2回以上 ○各小学校区における互いに研究授業等の参観を行っている地域 16地域 年2回以上実施	○年2回以上実施施設割合9地域(56.3%) ○各小学校区における互いに研究授業等の参観を行った地域 9地域 年2回以上実施(56.3%)年1回実施4地域・未実施3地域
小施策	① 幼児教育と小学校教育の円滑な接続			達成状況 ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 幼児教育と小学校教育の円滑な接続 【こども保育課・指導課(R8:学習指導課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
各小学校区の幼児、児童の交流では、職員が計画、実施、振り返りの一連の流れの中で、幼児、児童の相互理解を意識したことで、主体性を尊重した内容、体験としていくことができた。また、今年度は、研修担当職員が事例を作成したことで、接続期の教育内容と幼児、児童の育ちのつながりを可視化していくことができた。	令和2年度からは、「各小学校区における互いの研究保育・研究授業の参観回数」を目標としてきたが、研究以外の保育・授業参観を通じた相互理解も必要とし、令和4年度からは、「各小学校区における互いに研究授業等の参観を行っている地域(年2回以上)」として取り組んできた。計画期間中には、私立施設の参加の増加、公立幼稚園のこども園化等、施設数の変動が見られたが、関係施設と小学校地区の実情に合わせて滑らかな幼保小接続となるよう、取り組んできた。	幼児、児童の直接的な交流に向けた相互理解だけでなく、年間計画に職員が授業、保育参観をする機会を位置付け、接続期の教育内容への相互理解を図っていく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 6/45
基本方針2	子育て・子育て支援の充実	評価 (B)
施策(1)	多様なニーズに対応した子育て支援の推進	

【施策の達成状況】

目標	安全・安心な子育て支援の充実と地域の子どもの心身の健全な育成を目指します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○幼稚園の長期休業中の預かり保育の実施割合 【令和5年度に変更した指標】 ○自園開放及び園庭開放の実施回数 ○地域の方の育児相談に応じた施設の割合	○幼稚園の長期休業中の預かり保育の実施0% ○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし ○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○幼稚園の長期休業中の預かり保育の実施100% ○自園開放及び園庭開放を年間170日以上実施した施設の割合(100%) ○自園開放や子育てふれあい広場にて、育児相談等に応じた施設の割合(100%)	○幼稚園の長期休業中の預かり保育の実施100% ○自園開放及び園庭開放を年間170日以上実施した施設の割合(70%) ○自園開放や子育てふれあい広場にて、育児相談等に応じた施設の割合(100%)
				達成状況
小施策	① 家庭・地域での子育て支援の推進 ② 預かり保育の内容の充実			○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 家庭・地域での子育て支援の推進【こども保育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
参加した地域の親子からは、安心して楽しく過ごせた意見を多くいただいている。開催園が、参加未就園児の発達に合わせた遊具の設定や遊びの様子を見て臨機応変に場の再構成をしてきたことで、飽きずに遊びを楽しめた様子があった。安心して過ごす中で、育児相談につながったことは、成果である。	「幼稚園の長期休業中の預かり保育実施園数」の目標値を令和4年度には達成をしたため、令和5年度からは、「自園開放及び園庭開放を年間170日以上実施した施設の割合(100%)」として取り組んできた。また、令和5年度からは、「自園開放や子育てふれあい広場にて、育児相談等に応じた施設の割合(100%)」を追加して取り組んできた。未就園児親子や在園親子が安心安全に過ごせる場の提供と相談しやすい雰囲気づくりを継続してきたことで、実績値の向上となった。	引き続き、未就園児親子や在園親子が安全に安心して過ごせる場を作り、来園者の相談対応や子育てに関する情報提供を行い子育て支援をしていく。

② 預かり保育の内容の充実【こども保育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
昨年度に引き続き、担当職員と担任や教頭が情報交換や連携を図りながら進めてきたことで、教材の工夫や遊具の精選をしながら預かり保育内容の充実を図ることに努めてきた。また、落ち着いて過ごせる雰囲気づくりをしていくことで、じっくりと好きな遊びを楽しむ幼児の姿は、利用保護者の安心感につながった。	令和4年度には長期休業中の預かり保育実施の目標値を達成したため、令和5年度からは、遊具の精選や教材の工夫を含めた預かり保育の内容の充実を図ってきた。	引き続き、在園児保護者の子育て支援として、預かり保育の充実を推進していく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 7/45
基本方針2	子育て・子育て支援の充実	評価 (B)
施策(2)	家庭・地域との連携の強化	

【施策の達成状況】

目標	保護者や地域の方々に信頼される幼稚園・こども園づくりに取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○各幼稚園・こども園の評価指数の平均値 2018年度末と2025年度末の比較指標の求め方:各幼稚園・こども園の学校評価指数(職員による自己評価と保護者によるアンケート評価)	○保護者・地域との連携についての項目について、全施設平均評価「満足している」の取得(67.4%)	○保護者・地域との連携についての項目について、全施設平均評価「満足している」の取得(80%) 当初の目標70%	○保護者・地域との連携についての項目について、全施設平均評価「満足している」の取得(74.9%)
小施策	① 地域に根ざした園づくりの推進			達成状況 ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 地域に根ざした園づくりの推進 【こども保育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
地域の施設と連携しながら、幼児が交流体験をする機会を設けてきた。交流施設は中学校、小学校、私立園に加え、高齢者施設や地域サークル等との交流へと広がった。また、地域行事への参加や地域の方の園行事への招待を継続してきたことで、地域に根ざした園づくりとなっている。 保護者用連絡アプリを活用し、園の様子を伝える写真の配信を増やしてきたことで、保護者の教育内容への関心が増し、信頼を得ることにつながった。	令和4年度には「保護者・地域との連携についての項目について、全施設平均評価「満足している」の取得」の目標値(70%)を達成したので、令和5年度からは、目標値を(80%)として取り組んできた。各施設の実態や地域の状況に合わせた独自の地域交流を継続しており、関係の構築につながっている。	地域との連携は継続し、地域に根ざした園づくりの推進を図っていく。また、保護者へは、分かりやすい配信内容の工夫をし、園教育への理解、信頼につなげていく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 8/45
基本方針3	信頼を築く習志野教育の進展	評価 (B)
施策(Ⅰ)	いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展	

【施策の達成状況】

目標	いじめ・不登校の未然防止、解消を目指した「心の通う教育」を推進していきます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○不登校児童生徒数の割合	○不登校児童生徒数の割合 小学校(0.72%以下) 中学校(3.07%以下)	○不登校児童生徒数の割合 小学校(0.2%以下) 中学校(2.0%以下)	○R7年2月末現在 小学校(2.48%) 中学校(7.25%)
	○いじめアンケートの全市集計	○いじめアンケート実施人数に占める、未解決人数の割合 小学校(7.5%以下) 中学校(0.6%以下)	○いじめアンケート実施人数に占める、未解決人数の割合 小学校(3.0%以下) 中学校(0.5%以下)	○3学期いじめアンケート実施に占める、未解決人数の割合 小学校(0.7%) 中学校(4.5%) ※アンケート実施人数 小学校:8708人 中学校:4053人
	【令和5年度に追加した指標】 ○校内適応指導教室(校内教育支援センター)の全校設置	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○校内適応指導教室(校内教育支援センター)の小中学校への設置の割合 小中学校(100%)	○R7年度の設置の割合 小学校(75.0%) 中学校(100%) 小中学校(82.6%)
				達成状況
小施策	① 生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」の推進 ② 計画的・組織的な対応ができる生徒指導体制の充実 ③ 習志野市いじめ防止基本方針に基づく施策の展開			○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」の推進【指導課・総合教育センター(R8:児童生徒指導課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
生徒指導の機能を基盤とした「わかる・できる授業」を推進するため、学びの多様化学校の運営を通じた個に応じた支援や、要請訪問・公開研究会・初任者訪問における指導・助言を継続的に実施した。これらの取り組みにより、各校において生徒指導の視点に立った授業改善が進むとともに、一人ひとりの状況に寄り添ったきめ細かな指導体制の構築の推進が図られた。	生徒指導の機能を基盤とした「わかる・できる授業」の推進に向け、要請訪問や初任者訪問等を通じた組織的な指導・助言を継続的に行った。また、生徒指導担当者会議で生徒指導に関する理解深化を図るとともに、ICT活用の推進により一人ひとりの意見を丁寧に取り上げ自己存在感を高める実践や、協働的な学びを通じた共感的な人間関係づくりを支援した。これらにより、授業内で自己決定の場が確保されるなど、生徒指導の視点に立った授業改善と指導体制の充実が図られた。	今後は、これまでの実践を基に、生徒指導の三機能を一層重視した授業改善を推進する。ICTを効果的に取り入れつつ、個の自己存在感を高める多様な表現機会の確保や、共感的な人間関係を育む協働的な学びを充実させ、全ての生徒が主体性を発揮できる教育環境のさらなる定着を図る。

② 計画的・組織的な対応ができる生徒指導体制の充実【指導課(R8:児童生徒指導課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
計画的・組織的な生徒指導体制の構築に向け、学校いじめ防止基本方針の改訂に合わせ、いじめ認知に係るフローチャートを作成・周知し、各校における判断基準の明確化を図った。また、管理職を対象とした法的理解を深める研修の実施や、関連法規等の共有フォルダへの格納、いじめ記録テンプレートの作成・配布を行い、学校現場における情報共有の迅速化と事務負担の軽減を支援した。これらの取り組みを通じ、各校においていじめの早期発見から組織的対応に至るまでの一連の過程が構造化された。これらを通して、法に基づいた適切な初動対応を組織的に行うための運用基盤の整備が進み、また、生徒指導担当学会議等を通じた事案対応に係る共通認識の形成が図られた。	計画期間を通じて、いじめの早期発見および組織的対応を柱とした生徒指導体制の構築を段階的に推進した。具体的には、学校いじめ防止基本方針の改訂に合わせ、いじめ認知に係るフローチャートを作成・周知することで、現場における判断基準の明確化を図った。また、管理職を対象とした法規理解の研修や、関連資料の共有フォルダ整備、記録用テンプレートの配布を継続し、情報共有の迅速化と事務負担の軽減を支援した。一連の取り組みにより、各校において事案発生から組織的対応に至るまでの一連の過程が構造化された。結果として、法に基づいた適切な初動対応を組織的に行うための運用基盤の整備が進むとともに、生徒指導担当学会議等を通じた継続的な啓発により、事案対応に係る共通認識の形成が図られた。	今後の方向性については、これまでに整備した運用基盤を実効性のあるものへと深化させるため、いじめ認知や初期対応の徹底に向けた研修の更なる充実を図る。また、いじめの未然防止には心理的安全性の高い集団づくりが不可欠であることから、望ましい学級経営や授業づくりの指針となる資料の提供を通じ、各校での周知啓発を推進する。さらに、複雑化・困難化する問題事案に対しては、法務相談体制を中核とした専門的な支援を強化する。法規等に基づく確かな助言や組織的な支援を継続することで、教員が事案対応に苦慮することなく、生徒の安全確保と教育活動の継続に専念できる体制の堅持に努める。

③ 習志野市いじめ防止基本方針に基づく施策の展開【指導課(R8:児童生徒指導課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省)」の改訂及び、「習志野市いじめ問題再調査委員会の調査報告書(R7.8)」の指摘事項を踏まえ、令和8年1月に市のいじめ防止基本方針を改定した。 各学校においては、いじめの認知から解消までを確認するツールとして、教育委員会が作成した「いじめ生徒指導等記録簿」を活用し、全職員で情報を共有し、解消に向けて対応できるような体制を整備している。 弁護士によるいじめ防止授業は、小学校7校、中学校3校で実施し、法に基づくいじめの定義やいじめを見つけた場合の対応や相談方法について児童生徒に分かりやすく伝えることができた。	習志野市では、いじめ事案に適切に対応するために、いじめ防止基本方針の継続的な改定を実施しており、令和6年1月及び令和8年1月には、計2回の改定を行った。第2回目の改定では、いじめを適切に認知するための留意点やいじめ事案対応のフローチャートを作成し、これを各学校のいじめ防止基本方針に反映できるよう取り組んだ。また、各学校のいじめ、生徒指導、不登校に関する訪問相談を学期ごとに実施し、指導主事が学校管理職や生徒指導主任と意見交換を行う場を設けるなど、学校現場の実情に応じた具体的な対策を進めている。 さらに、令和5年度からは、学校が抱えるいじめ等の諸問題解決に向けて法務相談体制を整備し、法律の専門家である弁護士の助言を適時受けられる体制を構築した。この制度により、対応が難しい事案に専門的な視点から解決の道筋を示すことが可能となった。相談実績としては、令和5年度に2件、令和6年度に3件、令和7年度には15件の相談が寄せられており、課題に応じた迅速かつ効果的な対応が行われている。	学校がいじめアンケート以外でいじめ事案を認知した際の教育委員会への報告を迅速かつ適切に行える体制を構築していく。 新設される児童生徒指導課の指導主事が学校を積極的に訪問し、管理職や生徒指導主任だけでなく、全職員に対する研修を実施していく。 いじめ事案については、引き続き法務相談を活用しながら、適切に対応していく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 9/45
基本方針3	信頼を築く習志野教育の進展	評価 (A)
施策(2)	特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展	

【施策の達成状況】

目標	障害のある子ども一人ひとりに配慮した特別支援教育に取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○通常学級において学んでいる児童生徒を含め、個別の教育支援計画の作成率及び活用状況 【令和5年度に変更した指標】 ○特別支援教育コーディネーター及び特別支援教育担当教員の特別支援教育関連研修の参加率及び校内での情報伝達状況	○個別の教育支援計画作成率(99%) ○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○通常学級において学んでいる児童生徒を含め、作成が必要な児童生徒の個別の教育支援計画作成率(100%) ○研修参加率(100%)	○目標値を達成したため、下記指標に変更 ○研修参加率(95.2%)
	○特別支援学級数と支援員配置数の差 【令和7年度に変更した指標】 ○特別支援教育支援員の適切な配置	○特別支援学級数(62学級) 支援員配置数(39人) 差(-23人) ○不足数0	○配置不足数を0人にする。 当初の目標 差(23を下回る) ○学校配置(23校)、学級配置(知的設置校14校)、個人配置(6人)	○目標値を達成したため、下記指標に変更 ○不足数0 学校配置23校 学級配置14校 個人配置 6人
小施策	① 特別支援教育の充実 ② 就学に係る校内委員会等の機能の充実 ③ 発達障害などに対する支援の推進 ④ 特別支援教育の理解啓発のための研修の充実 ⑤ 支援員の適切な配置			達成状況 ○ ○ ◎ ◎ ◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 特別支援教育の充実 【指導課(R8:学習指導課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
自閉症・情緒障害特別支援学級の運営や人材の育成について、学校訪問や指導法研修等を実施し、担当者の専門性向上を図った。 知的障害特別支援学級の整備拡充に向けて、設置校の検討、人材の育成等、継続して準備を進めていく。	未就学児の保護者を主な対象とした特別支援教育に関する説明会を、令和5年より年間4回行うこととした。学校での支援や学びの場、就学に関する手続き等について保護者の理解が深まり、早期からの教育相談の充実、適切な支援の提供がなされてきている。 また、学校現場のニーズと国県の動向を踏まえ、学校訪問及び研修の際に指導・助言をすることで、各校の支援体制の充実と教職員の特別支援教育に関する専門性の向上につながっている。	次期計画では、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上、各学校での支援の充実に重点を置き、個別の教育支援計画の作成・活用を継続するとともに、就学相談の体制強化し、適正就学に繋げていく。

② 就学に係る校内委員会等の機能の充実【指導課(R8:学習指導課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
特別支援教育コーディネーターに管理職を含めることや、協議会へ管理職が参加することを継続して求めてきた。各校において、巡回訪問やアドバイザー派遣に関する協議会への管理職の参加や、その後の校内における情報共有がされることで、各校特別支援を要する児童・生徒の様子について管理職を含め多くの職員が把握している状況が、様々なやりとりの中で見えてきた。	令和4年度より、各学校において管理職や通常学級担任等、特別支援学級担任以外も含めた複数名を特別支援教育コーディネーターとして指名することとした。特別支援教育コーディネーター研修の受講経験がある者も増え、その役割の理解が深まるとともに、特別な支援を必要とする児童生徒の実態把握や、校内支援委員会での協議が充実した。	校内委員会の機能をより一層充実させるため、特別支援教育コーディネーター研修等において、具体的な事例を取り扱うなど、より実践的な内容についても取り扱うとともに、校外の関係機関との連携についても周知していく。

③ 発達障害などに対する支援の推進【指導課(R8:学習指導課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
研修や学校訪問を通して、障害特性及び具体的な支援の手立てについて教職員へ指導を行った。特別支援学級担任・通級指導教室担当者以外の職員も、研修及び学校訪問等を通して、個別の教育支援計画の作成目的の理解と活用を進めることができた。	研修や学校訪問を通して、障害特性及び具体的な支援の手立てについて教職員へ指導を行った。令和4年度より、すべての市立小中学校に特別支援学級が設置されたことにより、特別支援学級担任・通級指導教室担当者を中心として、校内で発達障害などに対する支援及び、個別の教育支援計画の作成目的の理解と活用が充実している。	「合理的配慮の提供」や「個別の教育支援計画の作成」など、通常学級においても適切に支援がなされるように、研修や各学校への訪問を通して、児童生徒の実態把握や具体的な支援の手立ての方法について指導・助言していく。

④ 特別支援教育の理解啓発のための研修の充実【指導課(R8:学習指導課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
アセスメント研修にて田中ビネー知能検査について学ぶ内容は2年目となり、各校で適切に児童生徒の実態把握ができるような視点をもつ教員が増えてきた。また、特別支援学級でタブレット端末を積極的に活用していけるような内容を計画したことで、児童生徒の個別最適な学びや協働的な学びにつながる研修となった。	自閉症・情緒障害特別支援学級についてより専門的な内容の研修にすることで、教員の指導力向上につながった。また、令和6年度よりアセスメント研修として、田中ビネー知能検査について学ぶ研修を企画した。その結果、校内でも検査を行うことができ、児童の実態把握ができる教員が増えた。その他にも、市の情勢に合わせて、適切な研修内容や講師の選定を行い、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ることができた。	教職員の特別支援教育に関する専門性の向上に重点を置き、各職員が校内で担当する役割、障害種、特別支援学級等の担当経験年数などに応じた研修の実施、研修対象者の拡充などにより、より一層の特別支援教育の理解啓発を図る。

⑤ 支援員の適切な配置【指導課(R8:学習指導課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
各学校に学校配置支援員1名、知的学級設置校にさらに加配で1名、肢体不自由者等介助が必要な児童生徒に対してそれぞれ1名の特別支援教育支援員を配置した。また、4月と1月にそれぞれ特別支援教育支援員を対象として障害特性の理解と支援の手立て、教職員との連携などについて研修を実施し、特別支援教育に関する専門性の向上に努めることができた。	各学校に学校配置支援員1名、知的学級設置校にさらに加配で1名、肢体不自由者等介助が必要な児童生徒に対してそれぞれ1名の特別支援教育支援員を配置した。特別支援教育支援員を対象として障害特性の理解と支援の手立て、教職員との連携などについて研修を実施したことで、特別支援教育に関する専門性が向上し、特別な支援を必要とする児童生徒によりきめ細かい指導支援ができるようになった。	配置について研究を進めるとともに、特別支援教育支援員一人一人の特別支援教育に関する専門性の向上と、よりきめ細かい指導支援の充実に努めていく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 10/45
基本方針3	信頼を築く習志野教育の進展	評価 (B)
施策(3)	教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展	

【施策の達成状況】

目標	子どもの「生きる力」を育むためには、学校の教育力の充実が欠かせません。その中核を担う教職員の資質・指導力の一層の向上を図るため、総合教育センターにおける教職員研修をさらに充実していきます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○教職員が参加する資質・指導力の向上を図る各種研修会におけるアンケート「今後の教育活動に活用できますか」での期待度	○基準値なし	○期待度(95%以上)	○97%
	【令和5年度に追加した指標】 ○「教育スキルアップ研修」におけるアンケート「今後の教育活動に活用できますか」での期待度	成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○期待度(95%以上)	○97%
				達成状況
小施策	① 教職経験に応じた研修や職務に応じた研修の充実 ② 教職現場の課題やニーズに対応した実践的な研修の推進			

【主な取り組みの成果と課題】

① 教職経験に応じた研修や職務に応じた研修の充実【総合教育センター】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
第2回初期層教職員研修においては、午前中に「自己肯定感を高めるための指導法」についての講義、午後には「教師と児童生徒の信頼関係づくり」と「教材研究と問い」を題材に参加体験型の研修を通して、実践力を高めることができた。 センター研究会においては、情報モラル教育や情報リテラシー、著作権等について学び、各学校にて伝達研修を実施し、ICTマイスター5期生の育成を行った。 また、各教科におけるICTの活用を各マイスターの実践に基づいて市内各校の教科主任へ講義形式の研修を実施した。教科ごとにICT活用例を紹介したことで、今までにない視点で学習を進められることを学び、教育現場におけるICTの活用の幅が広がった。	令和5年度に新たな指標として、「教育スキルアップ研修」におけるアンケート「今後の教育活動に活用できますか」での期待度を設定した。令和7年度の期待度は、目標値を超える97%となり、充実した研修を実施することができた。 センター研究会においては、情報モラル教育や情報リテラシー、著作権等について学び、各学校にて伝達研修を実施し、ICTマイスター5期生の育成を行った。 さらに、各教科におけるICTの活用方法について、各マイスターの実践事例をもとに、市内各校の教科主任を対象とした講義形式の研修を行った。教科別に具体的なICT活用事例を提示したことで、これまでとは異なる視点から授業づくりを考える契機となり、教育現場におけるICT活用の可能性が一層広がった。	次期計画では、若年層教職員の教科指導や学級づくりの基礎基本、職員間の対人関係形成能力について重点を置いて研修を行い、指導力の向上を目指していく。

② 教職現場の課題やニーズに対応した実践的な研修の推進【総合教育センター】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
教育研究研修、及び教育研究論文・実践報告に退職校長会より研究に精通した講師を依頼、派遣していただいたことで、研究の見通しを研究生に丁寧に伝えることができた。また、研究の進め方についても指導いただいたことで、より実践的な研究を行うことができた。合わせて、教科担当の指導主事が助言を行ったことで、研究に厚みを持たせることができた。研究の成果物は市内共有サーバにて配信し、市内各校への周知を行った。	教育研究論文・実践報告については、募集の連絡をした際に希望者がいなかったため、個別に連絡し、発表者となっていただいた。 研究のテーマや内容について、講師の指導・助言を基に研究を進めることができた。	教育研究論文・実践報告について、多くの先生方が参加するよう、その意義を説明したり、実施方法を検討したりしていく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 11/45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価 (B)
施策(1)	確かな学力を保障する教育の推進	

【施策の達成状況】

目標	教職員の指導力を高め、一人ひとりの児童生徒に「確かな学力」を身に付け、学力向上を図る教育を推進します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○全国学力・学習状況調査の結果から、習志野市と全国の平均正答率との比較 【令和7年度に追加した指標】 ○学校における教育の情報化の実態に関する調査・ICT活用の割合	○令和元年度 ※調査項目が変更になったため (小6) 国語66%(+2.2) 算数69%(+2.4) (中3) 国語75%(+2.2) 算数60%(+0.2) ○市平均で1.9回	○全国比 (+5.0) ※全国1位の県が全国平均より、およそ5ポイント高いため、全国比+5.0ポイントとしている。 ○教育プラットフォームの活用について、児童生徒1人当たり1週間の活用回数が3回	○全国学力・学習状況調査の結果 小国(本市70/全国66.8) 中国(本市58/全国54.3) 小算(本市61/全国58.0) 中数(本市53/全国48.3) 小理(本市59/全国57.1) 中理(本市515/全国503) ○教育プラットフォームの活用について、児童生徒1人当たり1週間の活用回数は3.3回
達成状況				
小施策	① 個に応じた指導の充実 ② 指導と評価の一体化 ③ 児童生徒の学力の分析と指導方法の改善 ④ 緊急時における学びの保障			
	○ ○ ○ ○			

【主な取り組みの成果と課題】

① 個に応じた指導の充実【総合教育センター】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
学校訪問の際、AI型デジタルドリルの積極的な活用を促すようにした他、教科指導に有効な機能について、教職員に周知を行った。 また、活用調査を実施し、前年度よりも活用数が増えた。	令和3年からAI型デジタルドリルに取り組んだ結果、令和7年度には、市立小・中学校での活用数に増加傾向が見られた。	次期計画では、日常的な活用に重点を置いて、市内教職員に向けて機能等の周知を行い、さらなる積極的な活用を推進していく。

② 指導と評価の一体化【指導課(R8:学習指導課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
学校訪問や要請訪問においては、「指導と評価の一体化」を念頭に置きながら指導案を検討し、各指導内容が評価と適切に結びついているか確認しつつ指導案を精査した。また、授業参観後の協議会では、指導と評価が一貫して授業展開に反映されていたかを振り返り、必要に応じて指導主事が授業者に改善点を伝えるように努めた。	児童生徒の「わかる・できる」過程を重視し、指導と評価の一体化を図る取り組みを行った。形成的評価を導入し、評価結果を基に教材の改善や個別指導を実施することで、一人ひとりにきめ細かく対応した。また、文部科学省の「教員育成指標等の策定のためのモデル事業」を参考に、教員研修を実施し授業力向上に努めた。その結果、児童生徒の学習意欲や達成率向上が見られ、教員の授業力も向上した。一方、評価基準や指導方法の改善が今後の課題である。	今後は、児童生徒の「わかる・できる」をさらに支援するため、評価の質を高める仕組みづくりを進め、学びのプロセスを正確に把握できる環境を整備していく。また、評価基準の改善や効果的な研修の充実を図り、指導力向上を目指す。さらに、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな対応ができるように、個別支援や学習意欲向上に向けた具体的な施策を検討する。これらを通じて、児童生徒と教員がともに成長できる教育の質向上を実現し、より良い学びの場を構築していく。

③ 児童生徒の学力の分析と指導方法の改善【総合教育センター】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
年度初めに「ならしの学力向上プラン」と「学力向上につながる取り組みの確認&授業改善ポイント例」を各学校へ配付した。また、文書データを市内共有サーバ「総合教育センター(X:)」にて配信し、学力向上の全校的な取り組みに幅広く活用できるようにした。 合同訪問等、指導・助言の機会を通して、より直接的に活用を働きかけるとともに、学校内全体で共有していくように促した。その結果、校内研修等で活用する学校が多くなった。 令和7年度全国学力・学習状況調査の結果を分析し、「ならしの学力向上プラン」を作成し、各学校へ配付した。	学力向上推進委員会を組織し、全国学力・学習状況調査の結果を分析し、児童生徒の学力向上や教師の授業改善を図るための「ならしの学力向上プラン」を作成した。	児童生徒質問調査の結果から、主体的・対話的で深い学びの推進、ICTの効果的な活用、自己有用感の醸成に向けた取り組みを研究していく。

④ 緊急時における学びの保障【総合教育センター】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
登校が難しい児童生徒からオンライン授業のニーズがあった場合、各学校にて対応できる環境を整えた。また、自宅にネットワーク環境がない家庭には、Wi-Fiルータを継続して活用できるよう貸出を行った。また、休校等の緊急時であってもGIGA端末を用いてオンライン授業が行える環境を整えることができた。	登校が困難な児童生徒からオンライン授業の希望があった際には、各学校において対応可能な体制を整備した。あわせて、自宅にインターネット環境が整っていない家庭に対しては、継続的に利用できるようWi-Fiルーター貸与を実施した。さらに、臨時休校などの緊急時においても、GIGA端末を活用したオンライン授業を実施できる環境を構築した。	引き続き、登校が困難な児童生徒やインターネット環境が整っていない家庭への対応を行っていく。また、緊急時にも学びの保障を担保するためオンライン授業が可能な環境を継続していく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 12/45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価 (B)
施策(2)	豊かな心を育む教育の一層の推進	

【施策の達成状況】

目標	子どもが感動する豊かな体験活動を大切に、道徳性や社会性を育成する「心の教育」に取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	【令和5年度に変更した指標】 ○児童生徒アンケートにおける 体験学習に対する満足度	○成果指標を令和5年度 設定のため、基準値なし	○第6学年児童(8 5%)満足度を維持 ・第4,5学年児童(8 5%) ・中2生徒(85%)	○目標達成度 ・第6学年児童 98% ・第4,5学年児童 95%
	○全学級が道徳科授業を公開 している学校数	○道徳科の授業の年1回 以上の授業公開をする(2 3校)。	○全学級が道徳科授 業を公開している学校 数(23校)	○すべての学校で、全 学級が道徳科の授業を 公開している(23校)。
達成状況				
小施策	① 豊かな体験活動の充実 ② 学校、家庭、地域と連携した道徳教育の充実 ③ 学校人権教育の充実 ④ 豊かな情操を育てる芸術文化活動の推進			
	◎ ○ ○ ○			

【主な取り組みの成果と課題】

① 豊かな体験活動の充実【指導課(R8:学習指導課)・鹿野山少年自然の家】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
6年生の鹿野山セカンドスクールを1泊2日で実施したが、大きな問題もなく、1泊2日でも児童も満足感を得られる体験活動となった。 自然体験学習検討委員会において、今後の宿泊自然体験学習の方向性について検討し、令和7年度には市内の小規模の小学校2校が富士吉田青年の家での検証実施を行った。実施場所が変わっても鹿野山と同様の体験学習ができるのかについて検証することができ、児童や教職員の満足度も高かった。	「鹿野山セカンドスクール」や「富士吉田自然体験学習」では、活動内容を改善し、児童生徒が友達と協力する喜びや、目標を達成した感動を実感できる体験活動を支援している。富士吉田自然体験学習は中学校の重要な体験活動の一つであり、2泊3日で実施していましたが、近年は1泊2日に変更する学校が増えている。一方、鹿野山セカンドスクールでは、コロナ禍による日帰り実施を経て、活動内容を充実させながら元の形に戻ったが、昨今の様々な環境等の変化に対応するため、6年生の宿泊日数の変更を行うなどした。いずれの活動も、大切な学びの場として児童生徒の満足度が非常に高く、心の成長や仲間との絆を深める場として成果を挙げている。	今後は、鹿野山少年自然の家以外の施設を利用して自然体験学習を行えるようにするために、令和8年度は検証をさらに進め、他施設への移行に向けて整えていく。市内の中規模小学校2校の富士吉田青年の家での検証に加え、大規模校が実施可能な施設として、県立鴨川青少年自然の家での検証を行う予定である。2施設での検証結果をもとに、令和9年度からの他施設への完全移行を目指していく。

② 学校、家庭、地域と連携した道德教育の充実【指導課(R8:学習指導課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
千葉県版「道德教育アーカイブ」や「道德教育の手引き」を活用し、「考え、議論する道德」の授業づくりを推進した。さらに、各学校の道德教育推進教師が中心となり、県主催の研修等に参加し、その内容を校内で共有・伝達することで、道德教育の授業の質向上に努めた。	計画期間中、市内の全ての小・中学校において、各学級で授業参観などの機会を通じて道德科の授業を公開した。これにより、多くの保護者や学校運営協議会委員の方々に参観していただき、取り組みを広く発信することができた。また、各学校の道德教育推進教師が中心となり、県主催の研修に参加し、県の施策を踏まえた「考え、議論する道德」の授業づくりを積極的に推進することができた。	引き続き、千葉県版「道德教育アーカイブ」などの活用を促進し、「考え、議論する道德」の授業づくりを推進する。また、学校運営協議会を中心に、家庭や地域との連携を重視し、学校全体で取り組む道德教育の更なる推進に努めていく。

③ 学校人権教育の充実【指導課(R8:学習指導課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
障がい者当事者をゲストティーチャーとした講演会や車いす等の体験活動に取り組んだ。多様な立場から人権課題について考える取り組みを充実させ、理解を深めることができた。また、人権に関する各種取組への応募を通して多様な人権課題について考えるきっかけとなった。	各学校では障害者講話や車椅子・白杖体験などの体験活動を通じて、児童生徒が人権について理解を深める機会を設けた。また、人権作文やポスター、標語の作成など各種事業への参加を通して、自ら考え表現する活動を推進した。さらに、幼稚園から中学校まで人権教室を実施し、年齢に応じた学習により人権意識の醸成を図った。これらの取り組みにより、日常生活における人権尊重の基盤づくりが進められた。	今後は、体験活動や講話、作文・ポスター作成など多様な学習機会を引き続き充実させ、幼稚園から中学校まで一貫した人権教育を推進することで、児童生徒の人権意識の向上と日常生活における尊重の定着を図る。

④ 豊かな情操を育てる芸術文化活動の推進【学習指導課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
今年度、総合教育展の開催期間中には、昨年度を大きく上回る2,320名もの来場者を迎えることができた。展示作品数は令和6年度と同様で、優秀特別賞も選定した。また、すべての市内小中学校から代表児童・生徒の作品を展示することができ、充実した内容となった。	令和2年度より、コロナ禍の影響を受け、習志野市総合教育センターのホームページ上で総合教育展をオンライン形式で実施した。令和3年度からは規模を少しずつ拡大し、令和5年度にはコロナ禍以前の展示数に戻ることができた。また、令和5年度より総合教育展の各部門による部門賞として「優秀特別賞」が新たに設けられた。開催期間については縮小され5日間となったものの、来場者数は増加傾向にあり、より多くの方々にご覧いただく機会を提供することができた。	今後も、文化連盟運営委員会を中心として、習志野市内の小中学校における芸術文化活動のさらなる推進に努める。特にその中心的な事業である総合教育展については、毎年度の振り返りを実施し、多くの市立小中学校の児童生徒の学習成果を奨励するとともに、その学びがさらに広がり、深まるような取り組みを進めていく。これにより、児童生徒の情操教育へとつながることを目指していく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 13/45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価 (B)
施策(3)	健やかな体を育む教育の推進	

【施策の達成状況】

目標	生涯にわたって心身の健康を保持し、よりよい生活習慣を実践するための基礎を育てます。 学校教育の充実のために、児童生徒の教育に携わる教職員の心身の健康の保持増進を図ります。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○小・中学校の歯科治療率(治療済みの人数÷治療勧告者数) ○全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力総合評価(5段階で評価しAが最上位、Eが最下位)のA評価とB評価の児童生徒の割合の合計ポイントからD評価とE評価の児童生徒の割合の合計ポイントを引いた値の全値との比較 [(A・B) - (D・E)]のポイント差 【令和5年度に追加した指標】 ○ストレスチェックの実施率	○小学校:68.1% 中学校:42.5% ○小学校 5年男子:市26.5 国9.6 5年女子:市53.5 国21.9 中学校 2年男子:市24.6 国6.2 2年女子:市73.6 国53.3 ○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○基準値+5% ○小学校 5年男子:市-国>20P 5年女子:現状値31.6を上回る 中学校 2年男子:市-国>20P 2年女子:現状値20.3を上回る ○100%	○小学校:51.9% 中学校:37.4% ○小学校 5年男子:市15.1 国0.0 5年女子:市25.8 国5.7 中学校 2年男子:市30.8 国6.0 2年女子:市52.7 国35.0 ○令和7年度実施率 99.3%
	達成状況			
小施策	① 学校と家庭・地域が連携した健康教育の推進 ② 体力・運動能力の向上 ③ 児童生徒・教職員の健康管理			

【主な取り組みの成果と課題】

① 学校と家庭・地域が連携した健康教育の推進【保健体育安全課(R8:学校教育課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
助産師等によるいのちや性に関する講演会を全ての小中学校で実施した。 中学校区学校保健委員会は、7中学校区全てで開催され、より多くの方に参加してもらえるような計画を立てている様子が見られた。	学校で実施した健康教育の様子を家庭に発信する、児童生徒の健康についての呼びかけをしたりする等、各学校で行っている働きかけは継続されている。また、外部講師を招いての健康教育もコロナ禍があけてから増えてきている。 その中でも、助産師等によるいのちや性に関する講演会は、令和7年度に全ての小中学校で実施することができた。	児童生徒の健康の保持増進のためには、保護者の協力が不可欠であることから、保護者への働きかけは今後も継続していく。また、中学校区学校保健委員会についても、保健主事や養護教諭を中心に、学区の児童生徒の実態に即した内容での実施を検討していく。 また、健康支援課の歯科衛生士や保健師、助産師等の外部講師を引き続き積極的に活用し、連携を図ることで、教職員からの指導とはまた違った形での深い知識を身につけ、それをこれからの生活につなげていけるよう支援していきたい。

② 体力・運動能力の向上 【保健体育安全課(R8:学習指導課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
学校における体育の授業では、運動量を確保するとともに、児童生徒が楽しく取り組める内容に工夫を加えた。また、県の施策である「遊・友・スポーツランキング」を活用し、授業外の運動機会の確保に努めた。小学5年生男子や中学2年生男子においては体力数値が前年より上昇するなど、一部、回復の兆しが見られた。	計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の影響による体力低下への対応を最重要課題とし、授業改善と日常的な運動機会の確保の両面から取組を進めてきた。感染症拡大以前の水準にはなお達していないものの、令和3年度以降、体力数値は年度ごとに着実な伸びを示している。特に、運動量の確保を意識した授業づくりや、短時間でも継続して体を動かす取組を積み重ねてきたことが、緩やかながらも安定した回復傾向につながっていると考えられる。また、教職員間での指導方法の共有や改善点の検討を進めることで、学校全体としての指導力向上も図ってきた。	今後も、運動量の確保を基本としつつ、児童生徒が目的意識を持ち、「できた」と実感できる授業づくりを一層推進する。そのために、学習課題の提示をより分かりやすく行うとともに、個々の実態に応じた段階的な指導や、成功体験を積み重ねられる場面設定を工夫する。また、業間休みや昼休み等を活用し、短時間でも楽しく体を動かせる取組をさらに充実させる。学級や学年単位でのチャレンジ活動や、誰もが参加しやすい軽運動の導入など、日常生活の中で自然と運動量が確保される環境づくりを進めていく。

③ 児童生徒・教職員の健康管理 【保健体育安全課(R8:学校教育課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
昨年度より、県費負担臨時的任用教諭が教育委員会で行う教職員健康診断を受診できるようになった。受診できる職種の幅が広がったことにより、今年度も多くの教職員が受診した。 ストレスチェックについては、各校の管理職等からの勧奨もあり、多くの教職員が受診し、昨年度とほぼ同じ実施率となった。	県費負担臨時的任用教諭については、令和5年度まで教育委員会では実施する健康診断の受診ができなかったが、令和6年度より受診できるようになったことで、受診漏れの防止や、自身の健康について振り返る機会につながっていると思われる。 各校では、健康診断の受診や精密検査の受診について、管理職や養護教諭から勧奨をしている。衛生委員会や衛生部会の議題として、健康診断の受診勧奨を取り上げる学校も多くなっており、健康管理に対する学校全体の意識の高まりを感じるところもある。 ストレスチェックはこの期間で実施率が少しずつ上がり、教職員にストレスチェック制度が浸透してきていると感じている。	教職員が健康診断をもれなく受診できるよう、学校と教育委員会が連携して働きかけを行っていききたい。 また、ストレスチェックについては、今後も多くの教職員が実施できるよう勧奨を行うとともに、高ストレスと判定された教職員に対するアプローチをどのように行っていけばよいか検討していききたい。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 14/45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価
施策(4)	食育の充実と安全・安心な学校給食の実施	(A)

【施策の達成状況】

目標	栄養教諭や栄養職員による食に関する指導の充実を図り、健全な食習慣の育成を促すとともに、給食食材の安全確保を図り、安全・安心な学校給食を実施していきます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○毎日朝食を食べる児童生徒の割合	○90.3%	○98%	○91.5%
	【令和5年度に追加した指標】 ○食育の授業に取り組む学校数 【令和7年度に追加した指標】 ○食育の授業に取り組む学校数	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし ○成果指標を令和7年度設定のため、基準値なし	○全ての学校(23校)で、食育に関する授業を実施する。 ○各学校、年3回以上	○23校中22校実施 ○23校中15校実施
達成状況				
小施策	① 食育の充実 ② 地産地消の推進 ③ 安全な給食の提供 ④ 第3子以降の学校給食費の無償化			
	○ ◎ ◎ ◎			

【主な取り組みの成果と課題】

① 食育の充実 【保健体育安全課(R8:学校教育課)・学校給食センター】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
日々の食育や食育授業、毎日の放送資料、また保護者向けの献立表や給食だより、試食会等で、学校、家庭、地域と連携して指導した。朝食をとる大切さや規則正しい生活についての知識が高まった。	各学校の実態に合わせた日々の食育や給食、食育授業、毎日の放送資料、給食委員会での活動も含め、児童生徒に対する食育指導ができた。また、保護者向けの献立表や給食だより、試食会等で、学校、家庭、地域と連携した食育ができた。	今後も各学校の実態に合わせた日々の食育や給食、また保護者向けの献立表や給食だよりの他、試食会等で、学校や家庭、地域と連携した食育を引き続き行っていく。

② 地産地消の推進 【保健体育安全課(R8:学校教育課)・学校給食センター】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
市内農家が昨年よりも減少したが、キャロット計画ができる学校は全て取り組むことができた。また、にんじん以外でも地元農家の野菜を使用した献立や、県民の日献立、千産千消デー献立等、千葉県産の食材を使った給食の提供も行うことで、地元食材への理解を深めることができた。	キャロット計画では、習志野市特産のにんじんを使用した給食を提供した。近年市内農家が減少し、令和6年度はキャロット計画ができるよう、回数を減らして全校行った。令和7年度はキャロット計画ができる全ての学校で行うことができた。その他、地元農家の野菜を使用した献立や、県民の日献立、千産千消デー献立等、千葉県産の食材を使った給食の提供も行い、地元食材への理解を深めることができた。	市内農家が減少しているが、産業振興課とも連携し、出来る限り地元野菜を使用していく。

③ 安全な給食の提供 【保健体育安全課(R8:学校教育課)・学校給食センター】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
学校給食衛生基準を守り、安全な給食の提供が行うことができた。	食中毒等の事故はなく、安全な給食提供ができた。	今後も引き続き学校給食衛生基準を守り、安全な給食の提供をしていく。

④ 第3子以降の学校給食費の無償化 【保健体育安全課(R8:学校教育課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
対象児童生徒1,109人の給食費無償化をし、多子世帯の経済的負担軽減を図ることができた。	年度当初のほか適宜、様々な媒体で周知を図り、多子世帯の経済的負担軽減を図ることができた。	実施にあたり活用している県からの補助は、令和8年度に中学生対象となることから、本市においても対象を中学生のみとし、引き続き多子世帯の経済的負担軽減を図っていく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 15/45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価 (A)
施策(5)	特色ある学校づくりの進展	

【施策の達成状況】

目標	各学校が児童生徒や地域の実態等を十分に踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育活動を推進します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○「校内外の研修や研究会に参加し、その成果を積極的に教育活動に反映させていますか」の問いに「よくしている」と解答している教員の割合	当初の基準値なし	当初の目標値90%	令和4年度実績にて100%となったため、下記指標を追加
	【令和5年度に追加した指標】 ○地域の特色を生かした授業を実践した教員の割合 【令和7年度に追加した指標】 ○地域住民との交流活動が児童生徒の能力向上に寄与したと考える地域学校協働活動推進員の割合	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし ○93%	○70%以上 ○実施後のアンケート項目「地域住民と交流することにより、子どもたちのコミュニケーション能力の向上につながると思いますか」に対して肯定的な回答が80%以上	○100% ○実施後のアンケートにおいて「地域住民と交流することにより、子どもたちのコミュニケーション能力の向上につながると思いますか」に対しての肯定的回答97%
達成状況				
小施策	① 特色ある学校づくりの推進 ② 地域の教育環境を生かした教材の開発			
	◎ ○			

【主な取り組みの成果と課題】

① 特色ある学校づくりの推進【指導課(R8:学習指導課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
公開研究会において、各教科の特性に応じたICT機器の活用について研究に取り組んだ学校があり、タブレット端末等の意図的・効果的に活用している。 今年度、中学校1校、小学校10校において公開研究会を実施した。いずれの学校もこれまでの研究成果を土台に、各校の実情・児童生徒の実態に応じた研究主題のもと、多くの参観者を招いて日頃の学習の成果を発表した。	これまで各学校では、研究主題を基に特色ある教育活動を展開し、その成果を公開研究会で発表してきた。公開研究会では、参観者との建設的な協議を通じて意見を交わす場を設け、教育活動の向上を図っている。また、ICT機器を活用した教育活動を各学校で実践し、その効果を検証してきた。 公開研究会の開催方法は各学校の実態に応じて毎年度実施、隔年実施など柔軟に対応しており、開催には県内外から多くの参観者が訪れている。これにより、習志野市の教育活動を幅広く発信することが可能となった。	市指定研究や自主公開研究など、各学校で実施される公開研究会は、地域および県内外の教育関係者に向け、習志野市の先進的な取り組みを発信する重要な場となっている。しかし、これらの公開研究会をより効果的に活用し、充実した成果を目指すためには、各学校の実態や研究テーマ、教育活動の特色を十分に考慮した実施方法を柔軟に検討する必要がある。

② 地域の教育環境を生かした教材の開発【指導課(R8:学習指導課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
学校運営協議会において地域学校協働活動推進員と連携し地域人材の発掘や支援ボランティアの募集活動を行った。その結果、登校パトロールや昔遊びなどのボランティア活動が行われ、児童・生徒が安心・安全で充実した学校生活を過ごすことができた。	令和5年度に市立全小・中・高等学校に学校運営協議会を設置し、学校と地域で課題について議論することができた。また、地域学校協働活動推進員と連携し地域人材を活用した取組を進めてきた。学校に対する地域の理解深化や学校と地域がつながる支援体制の構築を進めることができた。	今後は、商工会議所等との連携を強化し、地域全体での教育支援を進める。さらに、担当者会議を定期的に開催し、協議の方法を共有することで、学校と地域、行政との連携を一層深めていく。地域に根ざした教育環境をさらに向上させるため、引き続き努力していく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 16/45
基本方針5	子どもを未来につなげる教育の展開	評価 (B)
施策(1)	学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開	

【施策の達成状況】

目標	児童生徒の自己実現を図る教育を推し進めます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○全国学力・学習状況調査の結果の分析	○全国平均と同等もしくは上回っている	○全教科、全領域において、全国平均を1.0ポイント以上上回る	○全国学力・学習状況調査の結果 小国(本市70/全国66.8) 中国(本市58/全国54.3) 小算(本市61/全国58.0) 中数(本市53/全国48.3) 小理(本市59/全国57.1) 中理(本市515/全国503)
	○習志野市独自の学力テストの結果の分析	○小4:国語 (本市77.2/全国74.8) 小4:算数 (本市72.6/全国72.0) 中1:国語 (本市73.4/全国70.2) 中1:数学 (本市67.5/全国67.3)	○正答率60%未満の層を小学校においては、全体の15%未満、中学校においては全体の25%未満	○習志野市独自の学力テスト未実施
	【令和5年度に変更した指標】 ○全国学力・学習状況調査質問紙調査(主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に関する取組状況)の結果	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○肯定的な回答をした児童生徒の割合80%以上	○肯定的な回答をした児童生徒の割合79.8%
	○学校図書館の貸出冊数 ○学校電子図書館の閲覧数	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし ○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○小学校30冊/人・年以上 中学校5冊/人・年以上 ○小学校25冊/人・年以上 中学校5冊/人・年以上	○小31.4冊/人・年 中4.51冊/人・年 ○小中合計4959回
				達成状況
小施策	① 「主体的・対話的で深い学び」の実現 ② 読書教育の充実			○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 「主体的・対話的で深い学び」の実現 【指導課(R8:学習指導課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
児童生徒の思考を意識した単元計画を策定し、自ら解決したくなるような課題を提示することで、主体的な学習に取り組む場面が増えた。また、授業内の交流活動について、「いつ」「どのような目的で」取り入れるかを助言し、効果的な交流学習が行っている授業実践が多く見られた。課題解決の過程を組み込むことで、児童生徒が主体的・対話的に学ぶ授業づくりが進んだ。 タブレット端末の活用も広がりを見せ、共有や調べ学習など場面に応じた使い方ができていた。個別最適な学びと協働的な学びの実現に向け、意識的に取り組む姿勢が広がっている。	生活や社会と関連付けた単元や題材を設定したり、深い追究が生まれるような課題を提示したりして、児童生徒が自ら問いをもつ学習の充実を目指し、主体的で対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図ってきた。 また、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、言語活動や実践的・体験的な活動を通して、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成を図った。	主体的・対話的で深い学びのさらなる実現に向け、生活や社会との関連をより意識した単元や課題設定を行い、児童生徒が自ら問いをもち、深く思考・探究できる学びの場を工夫していく。また、各教科等の特性を活かした「見方・考え方」を習得できる学習活動を充実させ、言語活動や体験的活動を通じて学びへの意欲と問題発見・解決能力の向上を目指す。さらに、ICTの活用や教師間の協働を進め、個別最適な学びと協働的な学びを実現する教育環境の構築にも注力していく。

② 読書教育の充実【指導課(R8:学習指導課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
読書活動の推進に向けて、今年度は学校図書主任会議を通じて各学校の取組を共有し、紹介する場を設けた。学校図書主任は毎年交代することが多く、読書活動の具体的なアイデアが十分ではない教職員も多いため、学校司書の助言を受けながら様々な取り組み事例を学ぶ機会を提供した。このような情報交流を通じて、各学校が自校の状況に応じた効果的な読書活動を展開できるよう支援した。これらの取り組みは、読書活動の幅を広げる貴重な機会となっている。 電子図書館の掲載内容について学校図書主任にアンケートを取り、児童生徒が見たくなるラインナップの見直し・検討を行った。副読本や文集についても引き続き掲載し、多くの児童生徒の目に触れる機会を作っている。	学校図書館・学校司書を積極的に活用し、読書活動の推進を図った。学校図書館がもつ3つの機能「読書センター・学習センター・情報センター」を発揮するように、学校図書館の整備と資料の充実に努め、児童生徒の思考力・表現力・判断力等の育成を高め、情報活用能力を育んだ。 また、会議・研修等を通じて学校司書の資質能力の向上を推進し、授業への積極的な参加を促した。 朝読書や国語をはじめとする各教科の授業などを通して、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにする読書の習慣化を図った。 学校電子図書館「ナランドライブラリー」を令和5年7月から導入し、児童生徒が自分のタブレットで電子図書が読めるようになった。朝読書や調べ学習を中心に活用した。	学校図書主任を中心に、教職員と学校司書が連携し、児童生徒の学びに読書活動を結び付けられるようにしていく。また、学校図書館の更なる活用と、読書活動推進のために、好事例を積極的に紹介し、どの教職員でも対応できるようにする。 今後は、市立図書館との事業連携を図り、児童生徒の図書委員会の活動の活性化を目指す。 児童生徒の実態や目的に合わせて学校電子図書館のラインナップを見直し、活用率を上げていく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 17/45
基本方針5	子どもを未来につなげる教育の展開	評価 (B)
施策(2)	国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開	

【主な取り組みの成果と課題】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
令和6年度から全ての千葉県の公立高校において、インターネット出願が実施されたが、市内全中学校の進路指導主任を年6回開催し、情報を共有する中で、各校の進路事務に関する業務を丁寧に進めることができた。	市内7校の中学校の進路指導主任との連絡をこまめに行い、他校の質問等の情報を共有し、公立高校に関する出願や本検査、追検査、二次募集に対応した。進路指導主任を中心に、市内中学生の進学先をとりまとめて、成果と課題をまとめ、次年度の入試に向けての準備を行った。	生徒一人ひとりが自分の将来について主体的に考えられる環境と支援が必要であり、多様な選択肢を示し「未来への希望を育む教育」を目指すことが重要となる。進路の選択を行う際に、自身の価値や可能性を理解し、自信を持って進路を決定できるよう指導していく。生徒一人ひとりの特性、興味関心、性格を丁寧に理解するため、定期的な個別面談を実施する。

② キャリア教育の基礎的・汎用的能力の育成【指導課(R8:学習指導課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
千葉県教育庁教育振興部指導課教育課程指導室長から「職場体験・インターンシップ等実施事業所一覧」の提供をうけ、各小・中・高等学校へ周知した。校外学習等の見学・体験先として、県内の施設からの案内を各学校へ周知し、活用を依頼し、取組の充実につながった。	キャリア教育の一環として、職場体験や職業講話を実施し、勤労観や職業観の醸成に努めた。これらの活動を通じて、実社会での働き方や職業に対する理解を深め、学びの実践的な側面を強化した。また、令和7年度にはキャリア教育の指針を策定し、市としてのキャリア教育の方向性を明確に示すことで、教育活動の一貫性と効果的な推進を図った。	キャリア教育の指針に基づき、各学校での取組を進め、地元企業や団体との連携を強化する。幅広い職業選択肢を紹介し、地元企業への理解を深めることで、生徒の地域への愛着を育む。また、インターンシップ等を通じて、地域の産業や就業機会に対する認識を高め、地域社会への理解を深める。

③ 外国語教育・国際理解教育の充実【指導課(R8:学習指導課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
外国語小中連携推進協議会において、中学校区ごとに、小中7年間の外国語教育について、Can-Doリストを作成した。習教研外国語部会と連携し授業参観を行い、小中学校それぞれが意見を交え授業改善を図った。	毎年度実施する外国語教育小中連携推進協議会においては、外部講師によるワークショップや中学校区ごとの情報交換等を行い、小中連携の推進を図ってきた。 令和6年度には習志野市として取り組んできた研究成果を関東甲信地区中学校英語教育研究協議会千葉大会において発表することができた。	中学校区における小中学校の外国語、英語の授業を相互参観する機会を小中連携推進協議会において実施し、中学校区における小中連携のさらなる推進を図っていく。

④ 平和教育・環境教育の充実【指導課(R8:学習指導課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
学校運営協議会において地域学校協働活動推進員と連携し地域人材の発掘や支援ボランティアの募集活動を行った。その結果、登校パトロールや昔遊びなどのボランティア活動が行われ、児童・生徒が安心・安全で充実した学校生活を過ごすことができた。	令和5年度に市立全小・中・高等学校に学校運営協議会を設置し、学校と地域で課題について議論することができた。また、地域学校協働活動推進員と連携し地域人材を活用した取組を進めてきた。学校に対する地域の理解深化や学校と地域がつながる支援体制の構築を進めることができた。	今後は、商工会議所等との連携を強化し、地域全体での教育支援を進める。さらに、担当者会議を定期的に行い、協議の方法を共有することで、学校と地域、行政との連携を一層深めていく。地域に根ざした教育環境をさらに向上させるため、引き続き努力していく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 18/45
基本方針5	子どもを未来につなげる教育の展開	評価 (B)
施策(3)	1人1台タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開	

【施策の達成状況】

目標	教職員がICT機器を活用し、主体的・対話的で深い学びにつながる質の高い教育を推進します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○GIGAスクール構想の実現 ・学習者用端末の配備 ・ICT支援員の配置	○1台当たり12.5人 ・ICT支援員:0人	○1台当たり1人 ・ICT支援員: 4校につき1人	○1台当たり1人 ・ICT支援員: 12校につき1人
	○学力・学習状況調査質問 ・「ICTをほぼ毎日使用して授業を受けた」児童生徒の割合	○(令和元年度) ・小学6年生:6.3% ・中学3年生:5.5%	○100%を目指す	○小学6年生:17.8% 中学3年生:33.7%
	○学校における教育の情報化の実態に関する調査 ・「授業にICTを活用して指導できる教員」の割合	○77%	○100%	○令和5年度:84% 令和6年度:87%
【令和5年度に追加した指標】 ○総合教育センター主催のICT関連の研修の中の、マイスターが実施する回数				○年間4回実施した。
				達成状況
小施策	① 1人1台タブレット端末の効果的な活用			○
	② 学校のデジタル化における1人1台タブレット端末の活用の充実			○
	③ 1人1台タブレット端末を活用した指導力向上のための研修等の充実			○

【主な取り組みの成果と課題】

① 1人1台タブレット端末の効果的な活用【総合教育センター】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
Office365によるクラウドサービスやAI型デジタルドリルの機能を活かし、授業や家庭学習での活用場面を増やすことができた。	Microsoft 365によるクラウドサービスやAI型デジタルドリルの特長を積極的に取り入れ、授業および家庭学習の双方において活用機会を広げることができた。また、授業支援システムを活用する場面をこれまで以上に増やすことができた。	授業支援システムやAI型デジタルドリルの活用場面をさらに増やし、教育効果を高めていく。

② 学校のデジタル化における1人1台タブレット端末の活用の充実【総合教育センター】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
好事例として取り上げる教材を継続して増やすことができた。学習eポータルを活用して、児童生徒が簡単に活用できる教材を増やすことができた。ICTマイスターが講師となって各校の教科主任に教科におけるICT活用方法を講義することで、利活用の好事例を横展開し、1人1台端末による主体的・対話的で深い学びを実現した授業を推進できた。ICT学習指導員の直接指導により、タブレット端末の活用における指導が進んでいない教員へのサポートを行う事ができた。	優れた実践例として紹介できる教材の数を着実に増やすことができた。また、授業支援システムを効果的に活用することで、児童生徒が手軽に扱える教材の充実を図ることができた。 さらに、ICTマイスターが講師を務め、各校の教科主任に対して教科別のICT活用方法を研修することで、効果的な活用事例を各校へ横断的に共有することができた。その結果、1人1台端末環境を生かした主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進することができた。 加えて、ICT学習指導員による直接的な支援を通して、タブレット端末の活用に不安や課題を抱える教員へのサポートを行い、指導力の向上を図ることができた。	今後も継続してICTマイスターによる研修を実施し、各学校で生まれた効果的なICT活用事例を体系的に整理・共有することで、実践の横展開を着実に進めていく。 また、授業支援システムやAI型デジタルドリルについては、具体的な活用場面や成果を蓄積・発信し、実践事例のさらなる拡充を図る。

③ 1人1台タブレット端末を活用した指導力向上のための研修等の充実【総合教育センター】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
教職員共有フォルダ内で、授業実践例や各種マニュアル等閲覧できる情報を充実させ、指導力向上に有益な情報を探しやすくした。成果として1人1台タブレット端末の利用率が増えた。	教職員共有フォルダにおいて、授業の実践事例やドリル・テスト教材、各種マニュアルなどの掲載内容を拡充し、教員が指導に役立つ情報へ円滑にアクセスできるよう環境を整備した。これにより、必要な資料を迅速に検索・活用できる体制が整い、指導力の向上につなげることができた。その結果、1人1台タブレット端末の授業での活用機会が増加し、日常的な活用が一層進んだ。	今後も継続して教職員が日常の授業や校務において活用できる資料の充実を図り、実践事例、教材、指導案、各種マニュアル等を体系的に整備・更新していく。あわせて、必要な情報へ円滑にアクセスできる環境を整え、教職員が主体的に学び合い、高め合うことができる体制づくりを進める。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 19/45
基本方針5	子どもを未来につなげる教育の展開	評価 (B)
施策(4)	安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開	

【施策の達成状況】

目標	各学校の実態に応じた災害安全・生活安全における危機管理マニュアルを作成するとともに、交通安全も含めた3領域(生活安全・交通安全・災害安全)について、地域住民とともに実効性のある訓練や研修会を推進し、自助・共助の精神を養います。				
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)	
	○市立小・中学校にて、地域と連携した避難訓練および交通安全教室の実施(連携の内容は、学校の実態や地域の状況に応じる)	○100%	○100%	○90%	
	【令和5年度に追加した指標】 ○自分の命を守るための体験などを含めた避難訓練の実施率	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○100%	○100%	
	新たな成果指標	目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)	
	○児童生徒、教職員が自分の命を守るための実効性のある避難訓練の実施率	100%		○70%	
				達成状況	
小施策	① 安全管理の徹底 ② 安全教育の推進				○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 安全管理の徹底【保健体育安全課(R8:学校教育課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
令和7年度は、安全担当が公開研究会や学校訪問に参加する機会はなかったが、避難訓練の指導で各校を訪問した際に、校舎内や校庭の安全管理の状況を確認した。 あわせて、防災の視点から、防災士および安全担当が、廊下に置かれている棚やキャスター付きテーブルなど、地震等の発生時に転倒・移動の恐れがある物品について助言を行った。その助言を受け、配置の変更や固定措置などの改善を図った学校も見られた。	計画期間中においては、各学校と連携しながら、児童生徒の安全確保および安全意識の向上を目的とした取組を計画的に実施した。 具体的には、避難訓練時の指導・助言、安全点検の実施、学校における安全管理体制の充実を図った。また、防災の観点から校内環境の確認を行い、必要に応じて改善につなげるなど、実効性のある取組を推進した。	今後も、各学校と連携しながら、児童生徒の安全確保および安全意識のさらなる向上を目指し、継続的かつ計画的に取組を推進していく。 避難訓練における実践的な指導・助言や定期的な安全点検を通して、安全管理体制の一層の充実を図るとともに、防災の視点を踏まえた校内環境の点検・改善を継続して行う。あわせて、各校の取組状況や課題を共有し、より実効性の高い安全対策へとつなげていく。

② 安全教育の推進【保健体育安全課(R8:学校教育課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
令和7年度、以下の2点について重点的に取り組んだ。 ①実効性のある避難訓練 防災士、消防と連携し、市立各小中学校の避難訓練を視察。児童生徒、管理職にフィードバックを行う。 ②防災出前授業の取り組み 防災出前授業依頼は7校。 主なものは起震車や煙ハウスの学習を行った。 体験学習によって防災意識の向上が見られた。	① 実効性のある避難訓練の実施 防災士および消防と連携し、市立各小・中学校の避難訓練を視察した。訓練後には、児童生徒および管理職に対して具体的なフィードバックを行い、課題の共有と改善につなげることで、より実践的な訓練内容への充実を図った。 ② 防災出前授業の実施 防災出前授業は7校から依頼があり実施した。起震車体験や煙ハウス体験などの体験型学習を中心に行い、災害を身近なものとして捉える機会を提供した。体験を通して、児童生徒の防災意識の向上が見られた。	① 実効性のある避難訓練の充実 今後も防災士および消防と連携し、各校の実態に応じた実践的な避難訓練の実施を支援していく。訓練後の振り返りや具体的な助言を通して継続的な改善を図り、児童生徒が主体的に判断・行動できる力の育成と、学校全体の危機対応力の向上を目指す。 ② 防災出前授業の継続・拡充 体験型学習の有効性を踏まえ、防災出前授業を継続して実施するとともに、実施校数の拡大に努める。学校への積極的な周知や働きかけを行い、より多くの児童生徒が体験的に学ぶ機会を確保する。あわせて、発達段階に応じた内容の工夫を行い、防災意識および自助・共助の意識の一層の向上を図る。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 20/45
基本方針6	魅力ある市立高校づくり	評価 (B)
施策(1)	多様な高校教育の一層の充実	

【施策の達成状況】

目標	生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した学校教育に取り組み、豊かな人間性と、体・徳・知を身につけ、社会を逞しく生きていく力の育成を目指します。 文武両道を実現するため、進路実現と、部活動の充実を目指します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○進路:現役での進路決定率	○95.1%	○98.0% 当初の目標値97.0%	○94.5%
	○部活動:部活動加入率	○95.2%	○98.0% 当初の目標値97.0%	○98.6%
				達成状況
小施策	① 充実した学校生活を送るための取り組みの推進			
	② 魅力ある学校づくりへの取り組みの推進			

【主な取り組みの成果と課題】

① 充実した学校生活を送るための取り組みの推進【習志野高校】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
生徒一人一人の進路実現に向けて取り組んだ。進路講演会では、本校の生徒たちの進路希望調査を元に大学・専門学校の講師をお迎えし、模擬授業や各分野における説明や心得について学んだ。	分野別ガイダンスを軸に、生徒一人一人に進路について考える時間や、実現のために必要な学びについて、段階的に学習する計画を立ててきた。「自分に必要なことを知る」活動をとおして、各々が自分の将来について主体的に考えることができるようになってきている。特に、生徒たちから補習授業を求める声が上がりと令和7年度は私立大学一般選抜を想定した補講授業が長期休業中や放課後に実施された。 令和4年度より学校設定科目として「自己発展」を展開している。本授業では、生徒一人一人が興味関心のある学問やスポーツ、芸術活動を探究し知識技能を深める時間としている。全校一斉授業のため学年を超えて生徒同士が学びを深める機会となっており、本校の特色の一つであると共にも進路選択の柱となる科目だと捉えている。	生徒たちの経験を積む機会を用意できている。この経験を進路実現に結びつけられているかが課題と捉える。進路選択の基盤となる学力向上の取組について、検定試験・模擬試験等の指導をより充実させ、生徒の学校生活における満足度を全体的に高めたい。今年度全校生徒本校の進路指導の満足度は92.7%となっているが、ガイダンスで得た経験を進路実現に結びつけられているかが課題と捉えている。進路選択の基盤となる学力向上の取組について学校設定科目「自己発展」授業においてより深めたい。

② 魅力ある学校づくりへの取り組みの推進【習志野高校】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
家庭科や理科の実技や実験の授業において、民間企業や研究機関、近隣大学とタイアップして特別授業を実施した。専門家の講義を受けることで新たな刺激を受けることができた。 また、近隣図書館と連携してビブリオバトルを実施したり、委員会活動では都内の大手書店と連携して書評大会に参加するなど積極的に文化的活動に携わった。	期間中に感染症流行のため平素の学校生活やあらゆる交流が制限される事態となったものの、オンラインを駆使し学校生活を継続させることができた。特に国際交流においては、段階を踏まえた計画的な学習を実践することで相互理解を果たすことができた。 令和4年度より順天堂大学との高大連携を実施している。保健体育の授業では、実技をとおして効果的な運動論について学び生徒一人一人の意識を変える契機となった。	国際交流実施をとおして生徒一人一人に豊かな心が涵養されるよう、事前指導を十分に実施する。また、本校の文武両道の精神をタスカルーサのみなさんへ理解してもらう工夫を考えさせる。中学生対象の学校説明会を目標に、本校の様子がより伝わりやすい動画を作成し、オンデマンド配信する。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 21/45
基本方針6	魅力ある市立高校づくり	評価 (A)
施策(2)	地域や社会に開かれた高校づくりの推進	

【施策の達成状況】

開かれた学校づくり推進に取り組み、地域や社会と連携し、豊かな人材を活用しながら地域の核となる高校づくりを目指します。				
成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)	
○地域の方の学校評価アンケートすべての質問項目の肯定度と満足度	○83.4%	○85%	○100%	
【令和5年度に変更した指標】 ○地域の方の学校評価アンケート 地域と連携して教育活動を進めているの項目の肯定度と満足度	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○90%	○100%	
				達成状況
小施策	① 地域に開かれた学校づくりの推進			◎
	② 地域との連携と交流の推進			◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 地域に開かれた学校づくりの推進 【習志野高校】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
学校運営協議会を通じて、生徒の普段の取組を知っていただく機会ができた。またミニ集会を実施し、より多くの地域の方や近隣学校に本校の実態を知っていただくことができた。そこから、生徒がひたむきに取り組む姿や本校の課題となる点等、多くの御意見や感想をいただくことができた。特に、学校設定科目「自己発展」では研究課題を自ら見だし主体的に学ぶ姿に高い評価をいただいた。	地域の方より御意見をいただく中で、生徒の学校生活が見えにくいという声をいただいた。学校運営協議会では、生徒の活動する姿を御覧いただく時間を取り入れることで生徒の様子が伝わりより活発な意見交換ができるようになってきた。また、地域の方のみならず卒業生や元保護者といった市外在住の方を委員としてお招きすることで新たな考えを参考にすることができた。	学校運営協議会及びミニ集会をとおして助言をいただくと共に、本校の活動について知っていただく場を設ける。 SNSを活用して生徒の取組や学校での活動を積極的に紹介し、地域により開かれた学校にする。来年度中にフォロワー数2,000件越えを目指す。 紙面での周知も視野に入れた広報活動を実施し、SNSを利用しない方々へも伝わる案内やポスター制作に力を入れる。

② 地域との連携と交流の推進 【習志野高校】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
地域の催事や保育実習等、部活動のみならず授業の一環で地域交流をもつことができた。本校最寄り駅のトイレ壁面装飾を美術部が担当させていただく機会があり地元企業との文化的交流を実施できたことは生徒にとってよい刺激となった。	年間をとおして、市内および近隣市での催事に参加させていただいている。部活動における地域交流は定着していると思うが、生徒会が主となって活動する機会が増えてきた。地域の方々より「また来て欲しい」との信頼をいただけるようになった。生徒会の呼びかけで参加をした生徒も現れ、活動が活発になってきている。	「地域の小中学生の手本」であるべく生活指導の徹底に加え、交流体験をした生徒の満足度を確認し、地域との連携をより密にすることができるようになる。また全校生徒の意識では、自身の服装言動について10.3%がまだ習高生として至らないと否定的な回答している。この数字を減らし肯定的なものに変えていく。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 22/45
基本方針7	生涯学習推進のまち習志野の推進	評価
施策(Ⅰ)	学習機会の充実	(B)

【施策の達成状況】

目標	目的や志向、ライフステージに応じた学習ができる機会を提供します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○公民館主催事業の開催回数及び参加人数 ○図書館の図書貸出冊数 (個人貸出冊数)	○1,239回、 50,439人 ○1,016,360冊	○1,300回、 53,000人 ○1,037,000冊	○1,297回、46,979人 ○1,046,292冊 (R6:1,058,331冊) (R5:1,084,264冊)
				達成状況
小施策	① 公民館講座の充実 ② 図書館資料の充実 ③ 公民館と図書館が連携した事業の実施 ④ 習志野市民カレッジの充実 ⑤ 子どもの読書活動の推進			○ ○ ○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 公民館講座の充実【公民館】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
・市内3大学と連携し、子ども向け講座や市民文化祭での展示を実施した。大学生が企画・講師を担うことで、世代を超えた交流の機会を創出することができた。 ・企業が提供する出前講座を活用し、子ども向け講座、育児講座、高齢者向け講座など幅広い分野で連携を実施した。各企業の専門性を生かした内容とすることで、参加者の興味・関心を高める講座を展開することができた。	公民館主催講座回数及び参加人数 令和2年度(212回 3,317人) 令和3年度(616回 7,962人) 令和4年度(1,217回 27,088人) 令和5年度(1,228回 36,905人) 令和6年度(1,278回 42,630人) 令和7年度(1,297回 46,979人)	・引き続き、大学や企業との連携を強化し、専門性や若い世代の発想を生かした公民館事業の充実を図る。

② 図書館資料の充実【図書館】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
蔵書の更新を行ったことにより、市民の学習に役立つ資料の提供ができた。 ・資料の購入(15,437冊) ・寄贈本の受入(2,242冊) ・除籍(14,480冊)	資料の購入及び寄贈本の受入を行うとともに、汚破損が生じたり、情報の古くなった資料を除籍することにより蔵書を更新し、市民に資料の提供を行った。	引き続き、蔵書の適切な管理、更新を行い、提供に結びつけ利用者の満足度を高める。

③ 公民館と図書館が連携した事業の実施【公民館・図書館】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
【公民館】・中央公民館と中央図書館が連携し、合同講座の開催や図書館壁面を活用した幼児等の作品展示を実施した。施設間の連携により、来館者層の拡大と相互利用の促進を図ることができた。 ・家庭教育学級において、図書館と連携した読み聞かせ講座を実施し、家庭での読書活動の推進と保護者の学びの充実につなげることができた。 【図書館】プラッツ習志野や公民館の主催事業を中央図書館の閲覧室内でPRし、図書館利用者の目に留まるよう工夫した。中央公民館・中央図書館の共催事業として文学講座を行った。	【公民館】・中央図書館ティーンズフロアでの子ども作品展の開催 ・家庭教育学級での読み聞かせの実施 【図書館】令和2年度に中央図書館が全面開館したことから、「こどもとティーンズのフロア」を活用し、複合施設である利点を活かし、中央公民館やフューチャーセンターの事業のPRを行うなどした。中央公民館・中央図書館の共催事業として令和4年度から7年度まで文学講座を実施した。	【公民館】引き続き、市内公民館および図書館が連携し、それぞれの専門性や機能を生かした事業展開を推進する。 【図書館】公民館・図書館の利用者がともに両施設の認知度を高め利用者の増を図るため、それぞれの施設の特性を活かした事業及び共催事業を行い、取り組みの周知を行う。

④ 習志野市民カレッジの充実【社会教育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
「SGDs学習ゲーム『Get the point』を体験しよう」、防災関連備品の確認など、社会課題への理解をより深めるための講義を継続・導入した。また、ICTの活用については、アンケート結果を基にLINEの講座を充実させた。	計画期間中においては、社会課題に対する理解促進と、生活に密着したICTスキルの向上に重点を置いて取り組んだ。具体的には、SDGsや防災に関する理解を深め、現代社会が抱える課題を「自分事」として実践的に学ぶことを継続して実施した。また、ICTの活用推進においては、「スマートフォン講座」の導入、さらに日常生活でのニーズが非常に高い「LINE講座」の内容を充実させるなど、市民の目線に立った学習機会を提供し、情報格差（デジタルデバイド）の解消に向けて一定の成果を上げることができた。	今後は、これまで取り組んできた社会課題学習や基礎的なICT講座を継続・発展させつつ、急速に進展するデジタル社会のニーズに合わせた新たな学びの場を提供していく必要がある。特に今後の新たな取り組みとして、社会的に関心が高まっている「AI（人工知能）」に関する講義とスマートフォンでの使い方を導入する。引き続き、アンケート等を通じて市民のニーズや社会の変化を的確に把握し、安全で豊かな生活を送るための教育・学習の充実を図る。

⑤ 子どもの読書活動の推進【社会教育課・図書館・指導課・学校 等】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
【社会教育課】現行の習志野市子どもの読書活動推進計画における課題や、国や県の動向を踏まえ、令和8年度を計画始期とする次期計画を策定した。 【図書館】中学生を対象としたジュニア司書講座を行い、14名の参加があった。講座終了後も継続的に図書館に関わるができるプログラムを提供した。	【社会教育課】現行計画（平成31（2019）年度～令和7（2025）年度）における4つの基本方針に基づき、子どもの発達段階に応じた計77の事業を実施した。 【図書館】令和2年度の中央図書館の全面開館に伴い「こどもとティーンズのフロア」を開設し、相談カウンターを設けた。令和3年度より、全小学校の新1年生を対象に、学校をとおして図書館の利用登録を案内し、図書館カードを交付している。令和6年度より、学校を対象に休館日の図書館開放を行い、図書館を知り、身近に感じる場の提供に努めた。 また、学校や地域で読書の楽しさや大切さを広めていく生徒を育むため、「ジュニア司書講座」を開催した。蔵書については、児童生徒にとって、市立図書館が身近な存在になるよう、より興味を持てるような資料の収集に努めた。	【社会教育課】第2次子どもの読書活動推進計画に基づき、読書環境の整備等を通じて、また、電子図書の活用なども模索しながら、子どもにとって読書が身近なものとなるよう各種事業を実施する。 【図書館】「習志野市子どもの読書活動推進計画」に基づき、こどもの読書への関心を高めるための取り組み、読書環境の整備や関係機関との連携に取り組む。また、令和9年度より、中央図書館より学校へ団体貸出資料の配送事業を行う。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 23/45
基本方針7	生涯学習推進のまち習志野の推進	評価 (B)
施策(2)	学習成果の活用	

【施策の達成状況】

目標	社会教育施設が活動拠点となるように努めます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○公民館の利用団体数及び利用人数	○30,093団体 402,261人	○31,600団体 422,300人	○37,875団体 448,746人
	○図書館の利用登録率	○28% (自治体外数含む)	○29% (自治体内数) ※令和5年度より目標値を変更 当初の目標値32%	○29% (R6:28.4%) (R5:28.7%)
				達成状況
小施策	① 学習成果を生かす場の提供			
	② 地域における人材(コーディネーター)の育成			

【主な取り組みの成果と課題】

① 学習成果を生かす場の提供【公民館・図書館】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
【公民館】・学習成果の発表および地域交流の場として、市内6公民館において市民文化祭を開催した。各館とも、近隣の保育所・幼稚園・こども園・小中学校の作品展示を行い、子どもたちの学習成果を発表するとともに、学校の取り組みを地域に紹介する機会となった。 ・市内6公民館の寿学級生が一堂に会する寿まつりを開催し、日頃の学習成果の発表と学級生同士の交流を深める場とすることができた。 【図書館】中央図書館のこどものフロアにおいて幼稚園、保育所、こども園の作品展示を行い、園児、保護者等の来館のきっかけを作ることができた。 おはなし会ボランティアで3年間活動した方への新たな活動場所の提供として、中央図書館で月に1回の「ボランティアによるおはなし会」を開始した。	【公民館】利用団体数及び人数 令和2年度 18,198団体 190,835人 令和3年度 27,278団体 278,979人 令和4年度 34,532団体 384,001人 令和5年度 36,235団体 427,873人 令和6年度 38,301団体 446,488人 令和7年度 37,875団体 448,746人 【図書館】令和5年度より、近隣の幼稚園、こども園、保育所などのこどもたちの作品、公民館の寿学級等の作品を中央図書館のこどものフロア内で掲示、展示を行い来館のきっかけを作るとともに、学習成果発表の機会を確保した。 令和6年度には、公民館文化祭で展示した第二中学校美術部の作品を、中央図書館内で引き続き展示し、一般利用者からの感想を募り、学校へフィードバックした。 令和7年度には、おはなし会ボランティアで3年間活動した方への新たな活動場所の提供として、中央図書館で月に1回の「ボランティアによるおはなし会」を開始した。 図書館の利用登録率については、令和5年度より、隣接市在住の登録者を除いた市民のみで算出することとし、目標値を29%に変更した。	【公民館】・引き続き、関係機関等と連携し、市民文化祭および寿まつりの開催を通じて、学習成果の発表と世代間・地域間交流の機会の充実を図る。 【図書館】引き続き、中央図書館のこどものフロアを中心に、関係機関と連携した掲示、展示等を行う。また、プラッツ習志野のフューチャーセンターと連携し、発表の場として図書館を活用することを目指す。

② 地域における人材（コーディネーター）の育成【社会教育課・公民館】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
【社会教育課】市民カレッジでは、地域活動に関する講義のほか、谷津干潟自然観察センターや社会福祉協議会と連携してボランティア体験を実施し、引き続き卒業後にボランティアの継続や紹介を受けやすい環境をつくった。また、市民カレッジOBが登録する「市民カレッジOBボランティア」の登録者が菊田公民館地区学習圏に加入する等結果、複数の受講生が現在も継続してボランティアに参加している。 【公民館】・青年講座において、受講生自らが講座の企画・運営に参画する機会を設け、実践を通じた次世代リーダーの育成を図った。 ・各公民館で実施する音楽会やかるた大会等において、中学生ボランティアが運営に携わる機会を設け、地域人材の育成と社会参加意識の醸成につなげた。 ・公民館で活動するサークル会員を講師として子ども向け講座を実施し、活動成果の還元と世代間交流の促進を図ることができた。 ・フューチャーセンタークリエイターズクラブ会員を講師として招聘し、専門的知見や新たな視点を取り入れた講座を実施した。	【社会教育課】習志野市民カレッジにおいては、卒業後も学びの成果を地域活動へ還元する仕組みづくりに取り組み、市民カレッジ卒業生が地域活動に参加しやすいよう、福祉分野や谷津干潟等で活動するボランティアとの交流や体験の機会を設け、在学中からのボランティア意識の醸成や活動機会の充実を図ってきた。さらに、令和4年度には、卒業後の地域活動の状況等を把握するための「市民カレッジフォローアップ調査」と、卒業生が登録し必要に応じてボランティアを依頼できる「市民カレッジOBボランティア制度」を創設した。これにより、卒業生の学びの地域還元状況を継続的に把握するとともに、地域活動と卒業生を結び付ける基盤を構築した。その結果菊田公民館地区学習圏会議に新たなメンバーが加わる等学びと地域活動が循環する仕組みの形成の一助となった。 【公民館】・青年講座において、市内3大学の学生、市内高校の生徒による子ども向け講座の企画実施。 ・学習圏会議との共催事業、地域コンサートでの中学生ボランティアの参画。	【社会教育課】今後の方向性として、福祉分野や谷津干潟等環境分野にとどまらず、防災、子育て支援、地域文化活動など多様な分野へと活動の幅を広げ、卒業生がそれぞれの学びや経験を活かしながら地域社会に参画できる機会の充実の可能性を模索していく。 【公民館】・引き続き、大学やサークル等の人材を活用し公民館事業を実施する。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 24/45
基本方針7	生涯学習推進のまち習志野の推進	評価 (B)
施策(3)	社会教育指導者の確保と養成	

【施策の達成状況】

目標	社会教育指導者の確保と資質の向上を図ります。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○社会教育課、公民館、図書館職員の専門的研修の受講回数	○29回	○31回	【公民館】11回 【図書館】15回 (R6:13回) (R5:8回)
				達成状況
小施策	① 指導者の確保 ② 指導者の養成			

【主な取り組みの成果と課題】

① 指導者の確保 【公民館】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
葛南地区公民館連絡協議会が主催する研修会へ参加し、情報収集および資質向上を図った。 公民館への指定管理制度導入にあたっては、仕様書に社会教育主事有資格者の配置を明記し、専門性を活かした講座等を実施した。	・千葉県公民館連絡協議会及び葛南地区公民館連絡協議会の主催する研修会等へ職員を派遣し、資質の向上に努めた。 ・千葉県公民館連絡協議会及び葛南地区公民館連絡協議会の役員として、協議会運営、研修の企画実施を通じて、関係自治体との情報交換の場とした。 令和3年度 16回 令和4年度 26回 令和5年度 6回 令和6年度 14回 令和7年度 11回	引き続き研修等への参加を通じて資質の向上に努める。

② 指導者の養成 【公民館】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
専門的知識を得るため、各種研修会へ積極的に参加するとともに、有資格者を中心に互いに学びあうことで資質の向上に努めている。	・千葉県公民館連絡協議会及び葛南地区公民館連絡協議会の主催する研修会に係る資料の共有などを実施した。	引き続き研修等への参加を通じて資質の向上に努める。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 25/45
基本方針7	生涯学習推進のまち習志野の推進	評価 (B)
施策(4)	自主自立課題解決型社会の推進	

【施策の達成状況】

目標	地域や社会教育団体が自らの力で地域の課題を解決できる環境づくりを推進します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○公民館主催事業の開催回数及び参加人数	○1,239回、 50,439人	○1,300回、 53,000人	○1,300回、 47,271人
				達成状況
小施策	① 自主活動(サークル活動等)の場の提供			
	② 図書館機能の充実			

【主な取り組みの成果と課題】

① 自主活動(サークル活動等)の場の提供【社会教育課・公民館】

令和5年度の取り組みから見た課題	令和6年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
・市民の自主的な活動がより活発かつ継続的に展開されるよう、サークル、社会教育関係団体、周辺地域の町会・自治会等に対し、活動の場として公民館諸室を提供した。 ・1公民館において、サークルの会員数減少への対策として、活動の見学・体験ができる「参観日」を実施した結果、新規会員の入会につながることができた。	公民館主催講座回数及び参加人数 令和2年度(212回 3,317人) 令和3年度(616回 7,962人) 令和4年度(1,217回 27,088人) 令和5年度(1,228回 36,905人) 令和6年度(1,278回 42,630人) 令和7年度(1,300回 47,271人)	・引き続き、市民の自主的な学習・活動の場を確保するとともに、幅広い世代が活発に活動できる環境づくりを進める。 ・各公民館において、サークル団体と連携し、会員減少対策の一環として「参観日」等の取り組みを実施・拡充する。

② 図書館機能の充実【図書館】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
習志野市電子図書館において、来館が難しい市民、開館時間中に図書館を利用しにくい市民への読書の機会を提供した。 (貸出数7,010点、延べ貸出人数4,217人) 市庁舎2階社会教育課窓口で予約図書の受け渡しを行った。 (貸出数5,938冊、延べ貸出人数3,316人) ちば電子申請サービスによる、カードレスを希望する方への利用登録申込みを行った。 (申請人数37人)	令和4年5月より「習志野市電子図書館」を開始し、来館が難しい市民、開館中に図書館を利用しにくい市民へ、新たな読書の機会を提供した。 また、令和4年7月より、市庁舎2階社会教育課の窓口で予約図書の受け渡しを開始し、利便性の向上を図った。 令和5年10月の図書館システム更新に伴い、スマートフォンの画面に図書館カードのバーコード表示ができる機能を追加した。また、カードレスを希望する方に向け、ちば電子申請サービスによる利用登録申込みを開始した。	来館が難しい市民、開館中に図書館を利用しにくい市民へ読書の機会を提供できるよう、図書館に来館しなくても利用できる電子図書館の整備と周知に取り組む。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 26/45
基本方針8	芸術・文化活動の振興	評価 (B)
施策(Ⅰ)	芸術・文化活動の振興	

【施策の達成状況】

目標	芸術・文化活動の振興を図るとともに、活動団体の自立を支援します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○芸術・文化行事の開催回数	○28回	○33回	○39回 公民館文化祭 6回 地域コンサート他 (公民館実施分 21回)
				達成状況
小施策	① 文化振興計画に基づいた事業の推進 ② 市民参加行事の充実 ③ 質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供			○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 文化振興計画に基づいた事業の推進【社会教育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
市庁舎等での発表機会を提供した。ハミング階段で子どもを中心としたメンバーによるお琴のコンサートを実施したほか、千葉工業大学のゴスペルサークルによるクリスマスコンサート、芸術文化協会所属団体である「混声合唱団コール・ド・リーム」のコンサートも予定している。	令和2年度より市庁舎等を活用した文化芸術発表機会の創出に継続的に取り組んだ結果、多様な団体による発表活動の場となり文化芸術活動への参加の裾野が広がった。特に、ハミング階段でのコンサート従来ホールを利用する機会の少なかった市民にも文化に触れる機会を提供することが出来た。	市民が日常的に訪れる市庁舎を活用し、音楽発表のみならず、展示発表等多様な文化芸術活動を展開することで、市民が文化芸術に参加・発信できる環境を創出し、文化活動の裾野拡大を目指す。

② 市民参加行事の充実【社会教育課・公民館】		
令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
【社会教育課】芸術文化協会による市展及び市民文化祭を市庁舎内で実施し、これまで関心が低かった市民を含め、来庁者が文化芸術に親しむ機会を提供するとともに、作品鑑賞や会員との交流の機会につながった。 【公民館】各公民館において、地域の歴史や文化を学ぶ講座や体験事業を実施するとともに、地域の特色を生かしたコンサート等を開催し、市民の芸術・文化活動の発表の場を提供した。あわせて、市民が芸術・文化に身近に親しめる機会の充実を図った。 ・各館で実施した市民文化祭を通じて、日頃の学習成果の発表機会を確保するとともに、地域住民相互の交流促進を図った。	【社会教育課】令和7年度に芸術文化協会による市展及び市民文化祭を市庁舎内で実施し、普段文化芸術に親しむ機会の少ない市民に対しても、日常生活の中で文化芸術に触れる機会を提供するとともに、文化活動を通じた会員と市民の交流促進につながった。その際加入団体の募集チラシを配布し、新たに2団体が加入する等新規会員獲得という成果を得られた。 【公民館】市民文化祭 令和4年度以降、6館すべてで開催した。 また、地区学習圏会議を中心に6館すべてで地域コンサートを開催、その他、音楽講座やロビーコンサートを開催し、市民が芸術・文化に親しむ機会に寄与した。 令和2年度 2回 令和3年度 4回 令和4年度 19回 令和5年度 19回 令和6年度 19回 令和7年度 21回	【社会教育課】引き続き、市展及び市民文化祭、芸術祭等芸術文化協会の展示部門を庁舎内で実施し、日常生活の中で文化芸術に触れる機会を提供するとともに新規会員の獲得を支援していく。 【公民館】引き続き、地域の特色を生かしたコンサートや講座等を実施し、市民が芸術・文化に親しむ機会のさらなる充実に努める。
③ 質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供【社会教育課】		
令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
本市の芸術・文化の振興と推進を担う「(公財)習志野市文化スポーツ振興財団」より、習志野文化ホール長期休館後の芸術・文化振興の方向性について、各地域へ赴いて実施するアウトリーチ活動に力を入れていく方針が示された。さらに、合併した利点を活かし袖ヶ浦体育館でオーケストラが演奏した「休日の音楽鑑賞教室 in 袖ヶ浦体育館」、「アート&スポーツ」としてこどもを対象に音楽、造形(粘土)、フラッグフットボールを組み合わせた体験型プログラムを予定し、それぞれの分野の魅力に触れる機会を提供するなど、市民が文化芸術に親しむ機会の創出に寄与した。	令和4年度末に習志野文化ホールが長期休館して以降、文化芸術鑑賞機会の確保が課題となる中、(公財)習志野文化ホールを支援し、財団は、県指定有形文化財でコンサートを実施する等、アウトリーチ活動を通じて文化芸術鑑賞機会の維持・充実に努めた。令和6年度から、(公財)習志野文化ホールと(公財)習志野市スポーツ振興協会が合併し、(公財)習志野市文化スポーツ振興財団となってからもアウトリーチ型事業を継続、さらに合併の強みを活かしスポーツ施設を利用した事業や文化とスポーツ両方に取り組むことの出来る講座等に取り組んだ。その結果、従来ホール中心であった文化芸術事業が地域へ広がり、新たな鑑賞・体験機会が創出され、市民が身近な場所で文化芸術に親しむ環境の形成が進んだ。	引き続き、習志野文化ホール休館中の文化芸術鑑賞機会の確保のため(公財)習志野市文化スポーツ振興財団を支援していく。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 27/45
基本方針9	文化財の保存と活用	評価 (B)
施策(1)	文化財の保存	

【施策の達成状況】

目標	本市の歴史や文化に対する理解を深めるため、文化財の保存を推進します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○指定・登録文化財数	○19件	○21件	○21件
				達成状況
小施策	① 文化財の収集・保存の充実			○
	② 開発に伴う埋蔵文化財調査の充実			○

【主な取り組みの成果と課題】

① 文化財の収集・保存の充実【社会教育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
令和8年度以降に実施予定の旧鵜田家住宅の茅葺屋根の表層葺き替え工事に向け、県補助金を活用し、設計業務を行った。	令和5年度から令和6年度の2か年で、旧大沢家住宅の茅葺屋根の表層葺き替え工事を行った。 また、令和5年3月1日付けて藤崎富士講社の富士塚を習志野市指定文化財(民俗文化財)として指定した。 市にゆかりのある物品等の寄附のお願いをホームページ等で周知し、市史関係資料13件220点を寄附・寄贈いただいた。	引き続き、文化財の調査・収集・保存の充実に努める。 また、新たな文化財指定を目指した調査・検討を進める。

② 開発に伴う埋蔵文化財調査の充実【社会教育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
令和6年度に新たに埋蔵文化財包蔵地として指定した実籾和田北遺跡について、担当各所と協議を行い調査が完了した。 また、実籾和田北遺跡で開催した現地見学会には、約180名に参加いただくなど、多くの方に埋蔵文化財に興味を持っていただける機会を設けた。	向原北遺跡、実籾和田北遺跡を、新たに埋蔵文化財包蔵地として指定した他、花咲台遺跡、向原南遺跡、実籾中村遺跡、実籾和田北遺跡の本調査を行った。 このうち花咲台遺跡では、弥生時代の遺構・遺物が市内で初めて出土した。 また、向原南遺跡、実籾和田北遺跡については現地見学会を開催し、多くの方に埋蔵文化財に興味を持っていただける機会を設けた。 その他、花咲台遺跡、向原南遺跡の発掘調査報告書を刊行し、埋蔵文化財の周知を図った。	引き続き、埋蔵文化財調査を充実させ、埋蔵文化財の保護に努める。 また、多くの方に埋蔵文化財に興味を持っていただける機会の創出や周知に取り組む。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 28/45
基本方針9	文化財の保存と活用	評価 (B)
施策(2)	文化財の活用	

【施策の達成状況】

目標	市の歴史・文化に対する理解を深めるため、文化財の活用を推進します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○旧大沢家住宅、旧鴛田家住宅の一日あたりの入館者数	○60人	○70人	○62.1人 (内訳) 旧大沢家住宅17.4人 旧鴛田家住宅44.7人
				達成状況
小施策	① 旧大沢家住宅・旧鴛田家住宅の活用の充実			○
	② 文化財の展示・普及の推進			○

【主な取り組みの成果と課題】

① 旧大沢家住宅・旧鴛田家住宅の活用の充実【社会教育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
下記のイベントを開催し、旧大沢家住宅、旧鴛田家住宅に触れていただく機会を設けた。 旧大沢家住宅 ・七夕飾り(6/21～7/6) 旧鴛田家住宅 ・七夕飾り(6/21～7/6) ・おはなし会(10/19) 55名 ・落語会(11/6) 32名 その他、ホームページ等により、庭園の花木等の最新情報の紹介等、周知を行った。 また、旧大沢家住宅及び旧鴛田家住宅の子供向けパンフレットを作成した。	七夕飾り、おはなし会、落語会、お月見の会等イベントを開催し、旧大沢家住宅、旧鴛田家住宅に触れていただく機会を設けた。 お月見の会では、令和5年度より(公財)習志野市文化スポーツ振興財団と連携して月待コンサートを開催し、新たな集客に繋げた。 その他、施設やイベントの紹介を、ホームページ、広報紙等で行うなど、周知に努めた。	引き続き、旧大沢家住宅、旧鴛田家住宅を活用したイベント等を実施する。 また、多くの方に関心を持っていただけるよう情報発信について見直しを行う。

② 文化財の展示・普及の推進【社会教育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
以下の展示を引き続き行っている。 ・市内出土考古資料(鷺沼古墳、谷津貝塚、不三戸貝塚、屋敷貝塚、花咲台遺跡) ・谷津貝塚出土墨書土器・瓦塔 ・ドイツ兵捕虜収容所関係資料 ・縄文人全身骨格パネル 平成16年刊行の「新版 習志野ーその今と昔」を22年ぶりに全面改訂した「図説 習志野市の歴史」を刊行した。	埋蔵文化財調査室を旧本大久保保育所跡地に移転し、令和4年度から見学者の受入を行った。 市役所、総合教育センター、埋蔵文化財調査室で、文化財に関する常設展示や企画展示を実施している他、ホームページ等で市の歴史や文化を紹介するなど情報発信を行い、多くの方に関心を持ってもらうことに繋げた。	文化財の情報発信について見直し、文化財の認知度の向上に取り組む。 また、歴史資料展示室を開設し、保存展示だけでなく、文化財の見学会や歴史資料に関する講座等を実施する。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 29/45
基本方針Ⅰ〇	青少年健全育成の推進	評価 (B)
施策(Ⅰ)	青少年育成団体の活動支援	

【施策の達成状況】

目標	青少年育成団体の活動支援を積極的に行い、「豊かな心」の育成を図ります。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○市民まつり子ども広場の来場者数	○12,090人	○13,000人	○市民まつり子ども広場の来場者数 11,020人
	【令和7年度に追加した指標】 ○育成団体間における交流の推進	○成果指標を令和7年度設定のため、基準値なし	○育成団体連絡協議会に関するアンケートにおいて、「他団体との交流が増えた」の割合80%	○育成団体連絡協議会に関するアンケートにおいて、「他団体との交流が増えた」の割合25%
				達成状況
小施策	① 青少年育成団体連絡協議会の協力体制の推進 ② 各団体の自主事業に対する支援体制の強化			
				○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 青少年育成団体連絡協議会の協力体制の推進【社会教育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
活動計画のとおり年5回会議を実施し、育成団体間の交流を図った。うち1回は子ども広場参加団体のみの参加とし、子ども広場を運営するにあたり必要な事項等について調整することができた。来場者数は目標値に届かなかったが、当日は各団体が企画したイベントに多くの子ども達が参加し楽しんでいた。また、新たな取り組みとして育成団体の活動を周知することを目的に広報誌を発行した。	令和2年から青少年育成団体が企画・運営を行う市民まつり子ども広場における来場者数に取組んだ結果、令和6年度に目標値を達成し、令和7年度に新たな指標として、育成団体間における交流の推進を設定した。 令和7年度は、青少年育成団体連絡協議会の広報誌を発行し、地域住民に育成団体の活動を周知するとともに、育成団体間での情報共有を図った。	次期計画では、育成団体の活動内容について広く周知するとともに、中高大学生を対象とした青少年指導者育成研修会を実施するなど、次世代を担う青少年指導者の育成にも努めていく。

② 各団体の自主事業に対する支援体制の強化【社会教育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
各団体行事への後援・共催を行うとともに、現場訪問を通じた人的支援を行うことができた。	青少年育成団体が実施する事業に対して、バスの借り上げや後援を行うなど支援することができた。	各団体間の情報共有に留まらず、事業や人材の交流などの取組ができる体制づくりに努めていく。また、各団体の自主事業の周知について、デジタルデバイスの活用を検討していく。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 30/45
基本方針10	青少年健全育成の推進	評価 (B)
施策(2)	家庭や地域の青少年教育力の向上	

【施策の達成状況】

目標	情報の共有を促進し、関連機関との連携により、青少年の健全育成を推進します。 インターネットトラブルの未然防止に向けて取り組みます。		
	成果指標	基準値 (平成30年度)	実績値 (令和7年度)
	○不審者等による実被害者数	○実被害者0人	○実被害者0人
	○ネット被害防止に向けた出張授業の実施校数	○0校	○市内小中学校:23校
【令和5年度に追加した指標】	○教職員・保護者など大人向けの研修等の実施	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○市内小中学校:15校 ○大人向け研修等:3校
			○県講師派遣:3校 市講師派遣:11校 民間講師:2校 その他:10校 (重複あり)
			達成状況
小施策	① 情報の共有を促進し、関連機関等との連携による青少年の健全育成の推進		
	② インターネットトラブルの未然防止		

【主な取り組みの成果と課題】

① 情報の共有を促進し、関連機関等との連携による青少年の健全育成の推進【青少年センター】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
青少年補導委員と中学校区青少年健全育成協議会と連携してパトロール活動や情報交換することができた。 不審者情報においては、学校や警察、防犯安全課等関係機関と連携を図り、迅速な対応に努めることができた。また、公民館や社会教育課、子ども部等にも情報を提供し、注意喚起することで未然防止につなげることができた。	青少年補導委員および中学校区青少年健全育成協議会と連携し、合同パトロールや情報交換を実施した。 また、不審者情報については、3月末現在73件あり、学校・警察・防犯安全課等の関係機関と連携し、迅速な対応に努めた。あわせて、公民館や社会教育課、子ども部等へも情報提供と注意喚起を行い、未然防止につなげることができた。	・青少年補導委員および中学校区青少年健全育成協議会との連携を継続し、合同パトロールや情報交換を一層充実させる。 ・不審者情報については、引き続き学校・警察・くらし安全課等と緊密に連携し、迅速かつ的確な対応に努める。 ・関係部署への情報提供と注意喚起を継続し、地域全体での見守り体制を強化し、未然防止の取組を推進する。

② インターネットトラブルの未然防止【青少年センター】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
インターネット適正利用啓発学習会において、小学校では中・高学年の依頼があった。中学校では2校から依頼があり、全校生徒と保護者を対象とした学習会を実施した。	インターネット適正利用啓発学習会については、市立小・中学校から依頼があり実施した。小学校では高学年からの依頼が多かった。 また、中学校では全校生徒および保護者が参加する機会となり、生徒のみならず保護者に対しても学習内容を周知することができた。	インターネット適正利用啓発学習会については、今後も市立小・中学校において継続して取り組んでいく。 また、開催方法については、児童生徒のみならず、入学説明会等の機会を活用し、保護者に向けた啓発にも取り組み、家庭におけるインターネットの適正利用に対する意識の向上を図っていく。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 31/45
基本方針10	青少年健全育成の推進	評価 (B)
施策(3)	青少年のための施設における活動の充実	

【施策の達成状況】

目標	青少年に自然の中での豊かで多様な体験活動の場を提供します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○富士吉田青年の家の利用者数	○12,256人	○平成30年度の基準値を維持	○7,572人
				達成状況
小施策	① 富士吉田青年の家における活動の充実			○

【主な取り組みの成果と課題】

① 富士吉田青年の家における活動の充実【富士吉田青年の家】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
直近10ヶ年の宿泊の市内利用者の平均割合44%に対し、47%台を目指すため、市商工会へのPR活動や、各利用者の研修目的の達成に寄り添った対応を実践し、ICTの活用ではInstagramを開始して利用促進を図り、令和7年度は49.5%まで回復させた。	令和2年度から令和6年度までは公衆衛生上の要因、令和7年度は長寿命化改修工事(第1期)の実施に伴い、利用を自粛する期間が生じ、外的要因による総利用者数の減少ではあったものの、継続的にICTやロコミの活用、更に令和7年度にはInstagramを開始して利用促進を図った結果、通常運営を実施していた間の利用者数では概ね目標値を達成した。また、少子化の影響で近年減少していた宿泊の市内利用者の平均割合44%を令和7年度は49.5%まで回復させた。	現在実施している市内中学校2学年7校の自然体験学習の受入れに加え、市内小学校16校のうち、児童数100名程度までの4、5年生のセカンドスクール事業の受入れの実証検証中であり、施設設備面においては、必要最低限の生活快適性と安全性を担保し、人事面においては、地元小学校教諭経験者を指導員(会計職員)として赴任させ、鹿野山少年自然の家のノウハウを取り入れた上で、質の高い教育を提供できる施設運営を定着させたい。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 32/45
基本方針Ⅰ〇	青少年健全育成の推進	評価
施策(4)	子どもの居場所づくりの推進	(A)

【施策の達成状況】

目標	放課後等における子どもの安全・安心な居場所の計画的な整備に取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○放課後子供教室の開設数	○事業未実施	○16小学校で実施	○14小学校で実施 大久保東(R2開設) 東習志野、秋津(R3開設) 袖ヶ浦西、袖ヶ浦東、藤崎(R4開設) 屋敷、実花、向山、香澄(R5開設) 鷺沼(R6開設) 津田沼、大久保、谷津南(R7開設)
				達成状況
小施策	① 放課後等における子どもの安全・安心な居場所の整備 ② 地域で子どもを育てる環境づくりの推進			◎ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 放課後等における子どもの安全・安心な居場所の整備 【社会教育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
就学児童を対象に放課後等の安全・安心なこどもの居場所づくりとして、津田沼小学校、大久保小学校、谷津南小学校に「放課後子供教室」を新たに開設するとともに、令和8年度に開設する実効小学校の契約候補者の選定や活動場所の環境整備等の開設準備を行った。 既設校の保護者を対象とした満足度調査の結果では、こどもが安心して過ごせる場所との回答が96%であり、放課後等における安全・安心な居場所として多くのこどもに利用された。 現場責任者であるコーディネーターを対象とした研修会と児童を対象としたアンケートを実施し、職員の資質向上と児童の意見を反映する運営に努めた。	令和2年から計画的に放課後子供教室の開設に取り組み、令和6年度に当初の目標値を達成したことから、令和7年度に新たな目標値として、全市立16小学校での開設を設定した。 保護者を対象とした満足度調査では、感謝の言葉や好意的な意見を、児童向けアンケートにおいても、子供教室は楽しい、友達が増えたなどの意見を多くいただいております。全ての子供教室で安定した運営ができていますと考えられる。	次期計画では、未開設校における開設準備を行うとともに、既設校においては、参加する頻度が少ない高学年児童も楽しんで参加できるよう、遊具や書籍の充実、高学年向けプログラムの実施など高学年にも配慮した運営を行う。 参加受付をアプリで行うなど、デジタル化を推進し、保護者の利便性向上と運営の効率化を図っていく。

② 地域で子どもを育てる環境づくりの推進 【社会教育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
放課後子供教室において地域住民が主体となり、プログラムを実施することができた。 青少年育成団体連絡協議会等において、放課後子供教室地域ボランティアへの登録を呼びかけ、スポーツ団体を中心に新たに8名が登録した。(ボランティア登録人数35名)。 放課後子供教室に通っていた児童が中学生となり、ボランティアに登録するなど、幅広い年齢層がボランティアとして活動した。	地域ボランティアの募集を令和4年度から開始し、現在35名の方が登録している。これまでに、ニュースポーツ、折り紙クラブ、野球教室、映画鑑賞会、プレーパークなど各子供教室において様々なプログラムを実施することができた。	地域住民との交流などの機会を提供するため、引き続き、放課後子供教室の活動や見守りに協力いただける地域ボランティアの募集を行っていく。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 33/45
基本方針Ⅰ	「する」「みる」「支える」スポーツの推進	評価 (B)
施策(Ⅰ)	生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進	

【施策の達成状況】

目標	「する」「みる」「支える」スポーツを推進し、市民のスポーツ活動が充実するよう取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	(市民アンケートの結果において) ○週1回以上スポーツ・運動を行っている市民の割合	○51.9%	○60.0%	○53.7%(R6年度)
	○会場でスポーツ観戦したことのある市民の割合	○34.5%	○40.0%	○28.0%(R6年度)
	○スポーツボランティアなどの活動を経験したことのある市民の割合	○13.3%	○20.0%	○9.0%(R6年度)
				達成状況
小施策	① 「する」スポーツの推進 ② 「みる」スポーツの推進 ③ 「支える」スポーツの推進			○ ○ △

【主な取り組みの成果と課題】

① 「する」スポーツの推進 【生涯スポーツ課】

働き盛り・子育て世代がスポーツに取り組めるよう、「親子参加」の機会拡充を図った。 文化スポーツ振興財団が実施するスポーツイベントにおいて、親子や家族で参加できるファミリーイベントや親子体操を実施した。 ・親子体操参加者数19回 147組 ・カルスポフェスタ(ファミリーイベント)参加者 4回 776人 ニュースポーツの周知・普及を推進し、誰でも気軽に取り組むことができる環境づくりに努めた。 ニュースポーツ用具を団体や市民に貸し出し、ニュースポーツの普及を推進した。 ・ニュースポーツ用具貸し出し回数188回	働き盛り・子育て世代のスポーツ参加を促進するため、親子や家族で参加できる機会の充実を図り、文化スポーツ振興財団と連携し、親子体操やファミリーイベント(カルスポフェスタ等)を継続的に実施し、スポーツに親しむ機会を創出した。 誰もが気軽に取り組めるスポーツ環境づくりを目的に、ニュースポーツの周知・普及を推進した。 ニュースポーツ用具の貸出事業を継続実施し、地域団体、学校、高齢者施設等のスポーツをする機会の自主的活動を支援した。 その結果、貸し出し回数は、令和2年度38回→令和4年度109回、令和7年度188回と増加している。	令和6年度に実施した、スポーツ・運動に関する市民アンケート結果によると、19歳以上の市民の週1回以上、スポーツ・運動を実施している人で割合が低いのは、働き盛り・子育て世代であることから、次期計画においても引き続き、親子や家族で参加できる機会の充実を図っていく。 また、初心者でも取り組みやすい、ニュースポーツの周知・普及を推進し、時代に即したニュースポーツ用具の貸し出しを行う。
--	--	--

② 「みる」スポーツの推進【生涯スポーツ課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
第一カッターフィールドにてアメリカンフットボールオービックシーガルズのホームゲームを4日間開催し、市民が身近に観戦できる機会を提供した。 ・オービックシーガルズホームゲーム観客数 3,667人(4日間) 千葉ロッテマリーンズ公式戦やアルティリー千葉(プロバスケットボールチーム)公式戦の市民招待を実施し、プロの試合を見る機会を提供した。 また、二十歳の門出式において、千葉ロッテマリーンズオープン戦の招待を実施した。	第一カッターフィールドにて、アメリカンフットボールチームオービックシーガルズのホームゲームを年1試合から年4試合としたことで、市民が身近に観戦できる機会を多く提供できた。 また、市民招待では、千葉ロッテマリーンズだけでなく、令和5年度より、アルティリー千葉の市民招待を実施し、プロの試合を見る機会を提供した。	引き続き、トップチームと連携を図り、市民にみるスポーツの推進を図れるように取り組んでいく。 また、令和7年11月に新たに、「千葉スカイセイラーズ」と包括連携協定を締結したので、団体と協議を行い、市民招待等に向け、話を進めていく。

③ 「支える」スポーツの推進【生涯スポーツ課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
スポーツ活動やコミュニティ活動の充実を図るため、スポーツ推進委員や市民スポーツ指導員、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ推進団体の活動を支援した。 また、スポーツ推進委員主催による習志野市スポーツ奨励大会3大会を実施した。(あとの2大会は天候の影響で中止) ・スポーツ奨励大会参加者数 419人(3大会) ・市内16地区において、市民スポーツ指導員による地区事業実施した。 52事業、参加者10,995人 ・市民スポーツ指導員養成講座を実施し、スポーツ推進事業にご協力いただけるボランティアを養成した。 修了者 29人	スポーツ活動やコミュニティ活動の充実を図るため、スポーツ推進委員や市民スポーツ指導員、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ推進団体の活動を支援した。 スポーツ奨励大会では、コロナ禍を経た令和4年度から、歩け歩け大会のコース変更や女子サッカー大会の廃止、みんなでモルックの新設など、時代のニーズに即した奨励大会を開催した。 市民スポーツ指導員の地区活動においても地域のニーズに即した種目の選定、運営を行い、継続して地区活動を実施した。 令和4年度及び令和7年度に市民スポーツ指導員養成講座を実施し、指導員の養成と発掘に努めた。令和8年度は令和7年度に養成講座を受講した31名(有識者含む)を市民スポーツ指導員として迎え、各地区のスポーツ推進にご尽力いただく。	次期計画においても引き続き、スポーツ推進委員や市民スポーツ指導員、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ推進団体の活動を支援し、スポーツ活動やコミュニティ活動の充実を図る。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 34/45
基本方針12	家庭教育力の向上	評価 (B)
施策(1)	家庭教育に関する学習機会の充実	

【施策の達成状況】

目標	家庭教育に関する学習機会を増やし、地域に根差した家庭教育力の向上に努めます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○家庭教育に関する事業の開催回数及び参加者数	○251回 4,022人	○263回 4,223人	○221回 5,074人
				達成状況
小施策	① 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援の充実			○

【主な取り組みの成果と課題】

① 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援の充実【公民館】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
・各公民館において、乳幼児から中学生まで子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する講座を実施し、保護者の学びを支援した。 ・PTA家庭教育学級では、市民ホールを会場に全市を対象とした合同講演会を開催し、学びの機会の拡充を図った。また、第五中学校区においてはオンライン配信にも取り組み、参加方法の多様化と利便性の向上につなげた。	幼児家庭教育学級、育児講座、親と子のふれあい講座、PTA家庭教育学級を中心に、幼児期の発達、家庭教育力の向上、保護者の孤立防止を目的とした講座を継続的に実施した。 【家庭教育領域の公民館主催講座回数、参加人数】 令和2年度 64回 826人 令和3年度 110回 1,648人 令和4年度 164回 1,057人 令和5年度 177回 3,386人 令和6年度 193回 3,161人 令和7年度 221回 5,074人	・子どもの発達段階に応じた家庭教育に関するニーズを的確に捉え、講座内容の一層の充実に努める。 ・あわせて、開催時間や実施方法の工夫などにより、保護者が参加しやすい環境づくりを推進する。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 35/45
基本方針12	家庭教育力の向上	評価 (B)
施策(2)	家庭教育相談の充実	

【施策の達成状況】

目標	学校や行政・他機関等とネットワークを構築し、家庭教育に関わる相談体制の充実を図ります。また、「生活アンケート」を実施し、子ども達の日常生活を把握し、虐待されている恐れがある子どもの迅速な安全確保に努めます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○家庭と学校との連携を深め、こどもが安心して登校できる学校づくりのための保護者や学校をサポートする教育相談体制の構築	○来所相談・電話相談・青少年テレホン相談の延べ受理件数の合計 4457件	○4500件	○4703件
	【令和5年度から追加した指標】 ○来所相談件数における終結数の割合 ○「生活アンケート」を基にした教育相談の実施	○0校	○来所相談件数における終結数の割合 50% ○23校	○38.7% ○23校
				達成状況
小施策	① 家庭と学校、他機関をつなぐコーディネーター的役割の推進			
	② 長欠・不登校児童生徒解消の推進			
	③ 児童虐待の未然防止、早期発見・解消に向けた迅速な対応			
	④ 一時保護等から学校に戻った児童生徒への組織的な対応			

【主な取り組みの成果と課題】

① 家庭と学校、他機関をつなぐコーディネーター的役割の推進【総合教育センター】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
各学校との連携においては、必要があるときに相談担当者が電話連絡をしたり、指導主事が学期ごとに学校を訪問したりして情報共有を行った。学校訪問では管理職、教育相談担当職員、養護教諭などとも情報を共有し、より良い支援策について協議を行った。 また、子育て支援課等関係機関と連携し、家庭と学校との連携状況や、総合教育センターと家庭との関わり方などについても情報共有を行った。	学校と積極的に連絡を取り合い、児童生徒の情報共有を行うことができた。特に、いじめ等の深刻な相談については、センターが学校と家庭との橋渡し役となることもあり、より良い対に導くことができた。 また、公民館等の公共施設で相談を行う「あいあい広場」において、相談窓口の紹介を行ったことにより、センターでの相談件数が増加した。 虐待案件については、こども家庭課と情報交換し、早期対応に努めた。	今後も児童生徒一人ひとりにあった支援をするために、各学校、関係機関、SSWとの連携を継続していく。学校でのケース会議を推進し、相談員が積極的に参加していけるよう、関係機関との綿密な連携を図る。

② 長欠・不登校児童生徒解消の推進【指導課(R8:児童生徒指導課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
スクールカウンセラーやSSW、教育相談員を配置することで、児童生徒のみならず、保護者の困り感や悩みを相談できる場を提供することができた。 不登校児童生徒支援セミナーとして、保護者の方の支援を目的としたセミナーを開催したり、あいあい広場として保護者同士の交流をする場を設けることができた。 長欠・不登校児童生徒が必要とする居場所として、校内教育支援センター、フレンドあいあい、エデュオプちばなどを提示することができた。	児童生徒及び保護者が相談できる人や場所を徐々に広げていくことができた。 教育相談アンケート後の面談の中で、担任等が気付いたことを保護者と共有したり、相談場所を紹介するなどして、児童生徒及び保護者の困り感に寄り添う支援を拡充していった。 保護者向けのセミナーや不登校児童生徒を抱えた保護者の交流会を開催し、保護者が一人で悩みを抱え込まずに済むような相談機関の紹介を行った。	教育相談員の配置日数を増やし、相談できる場を増やす。 保護者の方に向けたセミナーや交流会であるフレンドあいあいを継続して行う。 校内教育支援センターの充実を目指す。

③ 児童虐待の未然防止、早期発見・解消に向けた迅速な対応【指導課(R8:児童生徒指導課)・総合教育センター】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
学期ごとに教育相談アンケートを実施し、その結果を踏まえて教職員による教育相談期間を設けることで、児童生徒の抱える問題や課題を早い段階で把握し、適切な支援につなげることができた。また、虐待案件の疑いがあることを学校が捉えた場合は、迅速に教育委員会やこども家庭課へ一報を入れる体制を徹底し、児童生徒の安全の配慮に努めた。	各学校において学期ごとに教育相談の実施時期を設定し、全児童生徒を対象として個別の聞き取りを実施した。児童生徒が学校に対して気軽に悩みや不安を相談できる環境整備に努め、教職員が懇切丁寧な指導と支援を心がけることで、児童生徒の心身の健全な発達を促進する相談体制の構築を図った。 児童虐待の疑いが生じた場合の対応フローチャート等を研修や文書にて教職員に周知徹底することで、学校と市が連携をして組織的な対応につながるようにした。虐待案件の疑いを学校が捉えた際には、速やかに教育委員会およびこども家庭課へ報告する体制を確立し、関係機関との連携を強化することで、児童虐待の早期発見・早期対応に向けた迅速な対応を徹底した。	引き続き、全校にて教育相談の実施を行い、児童生徒が児童生徒が学校に対して気軽に悩みや不安を相談できる環境整備に努める。 虐待に関しては、今後は、構築した迅速な報告・通告体制を維持・強化するとともに、学校現場の対応力底上げを図る。具体的には、既存の対応フローを軸に、個別の虐待案件のみならず、リスクの高い家庭環境にある児童への予見的な支援を強化する。また、研修の継続に加え、事例検討会等を通じて、学校と関係機関が「組織として」共通認識を持ち、切れ目のない支援を行える環境づくりを推進する。

④ 一時保護等から学校に戻った児童生徒への組織的な対応【指導課(R8:児童生徒指導課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
教育委員会、こども家庭課、児童相談所および学校が情報を共有し、組織横断的に対応策を協議した。	一時保護後の経過については、こども家庭課にて作成するケース進行管理表を通じ、適宜情報を共有した。	通告・報告手続きの周知徹底を図るとともに、事例研究等を通じて学校現場への啓発活動を推進する。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 36/45
基本方針13	地域に開かれた学校づくり【教育課題①】	評価 (B)
施策(1)	積極的な情報公開と意見交換の充実	

【施策の達成状況】

目標	学校・家庭・地域の円滑な関係を構築し、相互の意思疎通・共通理解を図ります。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○学校評価をホームページ上で公開する学校の数	○9校	○23校	○23校
	【令和5年度から追加した指標】 ○学校ホームページ作成の基本方針に則り、必ず掲載する内容を全校で達成する。	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○ホームページ作成の基本に則ったすべての内容を掲載できた学校数23校	○23校
				達成状況
小施策	① 学校と家庭・地域相互の情報交換の推進			
				○

【主な取り組みの成果と課題】

① 学校と家庭・地域相互の情報交換の推進 【総合教育センター】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
各学校において研究に取り組んだデータを経年で蓄積し、過去と現状について閲覧できるようにした。フレンドあいあいやわくわく学びランドなどのイベント情報や、活動の様子がわかる情報発信についても継続した。 学校ホームページ作成の基本方針に則り、必ず掲載しなければならない内容について19校で統一することができた。	各学校で進めてきた研究成果や取組に関するデータを年度ごとに整理・保存し、これまでの経過と現在の状況を比較・閲覧できる環境を整備した。あわせて、フレンドあいあいやわくわく学びランド等の行事に関する案内や活動の様子についても、継続的に情報発信を行った。 また、学校ホームページ作成の基本方針に基づき、必ず掲載すべき項目を明確化し、23校において掲載内容の統一を図ることができた。	今後も継続して、各学校における研究成果や取組に関するデータを年度ごとに整理・保存し、経年での比較・検証が可能となる体制を確実に維持する。 また、行事に関する案内や活動の様子についても、引き続き計画的かつ継続的に情報発信を行い、保護者や地域に対して教育活動の状況を分かりやすく伝えていく。 さらに、学校ホームページ作成の基本方針についても継続して遵守し、掲載内容の適正化と統一を図ることで、信頼性の高い情報提供に努める。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 37/45
基本方針13	地域に開かれた学校づくり【教育課題①】	評価 (B)
施策(2)	地域とともにある学校づくりの推進	

【施策の達成状況】

目標	社会に開かれた教育課程の実現を図り、学校・家庭・地域の連携・協働した活動をより進めます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○地域学校協働活動に取り組む学校数	○0校	○23校	○目標値を達成したため、下記指標に変更
	○学校運営協議会を設置する学校数	○1校	○8校	○目標値を達成したため、下記指標に変更
	【令和5年度から変更した指標】 ○教職員の地域学校協働活動の概要や取組みに対する理解度	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○地域学校協働活動アンケート調査において「1 全て理解している」「2 ある程度理解している」の割合90%	○地域学校協働活動アンケート調査において「1 全て理解している」「2 ある程度理解している」の割合 70%
	○学校運営協議会を通して学校運営協議会委員や地域の方々との連携やコミュニケーションについての推進度	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○アンケート項目「校長、教頭、教職員とコミュニケーションをとりやすくなったと感じましたか」において、「とても感じている」の割合80%	○アンケート項目「校長、教頭、教職員とコミュニケーションをとりやすくなったと感じましたか」において、「とても感じている」が74%、「やや感じている」が23%
	新たな成果指標	新たな目標値(令和6年度設定)		実績値(令和6年度)
達成状況				
小施策	① 社会に開かれた教育課程の推進			○
	② 地域社会との連携・協働した活動の推進			○
	③ 学校運営協議会の設置の促進			◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 社会に開かれた教育課程の推進【指導課(R8:学習指導課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
令和7年度は、社会に開かれた教育課程の推進に向け、学校運営協議会を核として地域との連携体制の充実を図った。地域人材による学習支援やボランティア活動、地域行事への参画、職場体験活動等を計画的に実施し、教育活動の充実につながった。学校と地域が教育目標を共有し、児童生徒が地域社会と関わりながら主体的に学ぶ機会の拡充が図られた。	令和2年度からの計画期間において、社会に開かれた教育課程の推進を重点施策として位置付け、学校と地域が連携・協働する体制づくりに取り組んできた。令和5年度からは市内全小中高等学校に学校運営協議会を設置し、地域住民や保護者等の参画のもと、教育活動の充実を図っている。地域人材による学習支援やボランティア活動、地域行事との連携、職場体験活動等を計画的に実施し、教育目標を共有しながら、児童生徒が地域社会と関わり主体的に学ぶ機会の拡充につなげている。	学校運営協議会の機能を一層活用するとともに、商工会議所や社会福祉協議会をはじめとする多様な主体との連携・協働をさらに充実させていく。地域の人的・物的資源を効果的に活用し、キャリア教育や福祉体験活動等の充実を図ることで、児童生徒が地域社会の一員としての自覚を育む教育活動を推進し、地域に根ざした持続可能な教育環境の整備に努める。

② 地域社会との連携・協働した活動の推進【社会教育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
地域住民と学校との情報共有を図り、連絡調整等を行う推進員を各校1名配置し、推進員と連絡・調整を円滑に行うための学校側の窓口として地域連携推進担当教職員を配置した。 学校運営協議会との連携を図るため、学校教職員を対象とする「学校運営協議会担当者会議」と各校の推進員と地域連携推進担当教職員を対象とする「地域学校協働本部連絡会議」を合同で年2回実施し、各校の取組事例等を共有した。 本制度への理解を深めるため、学校教職員を対象に研修会を実施した。 活動を推進するため、各校に活動に対する費用を支給した。	令和5年度に全市立小中学校への地域学校協働本部の設置が完了し、地域学校協働活動を推進する体制づくりを図ることができた。 学校教職員と推進員を対象とする連絡会議を開催し、各校の取組事例等について情報を共有した。 本制度について周知するため、各校の取組事例等を記載したグランドデザインを作成し、公共・商業施設へ展示した。また、学校教職員に対する研修会を実施した。	地域と学校が目標を共有し、持続的に連携できるよう、学校運営協議会と連携を図り、一体的に推進できる仕組みづくりを検討していく。 本制度についての理解を深めるため、引き続き、学校教職員と推進員が情報共有できる機会を設けるとともに、地域住民に対して活動内容等を周知していく。

③ 学校運営協議会の設置の促進【指導課(R8:学習指導課)】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
令和7年度は、学校運営協議会の円滑な運営と機能強化に取り組んだ。令和5年度に市内全小中高等学校への設置を完了しており、本年度は協議事項の充実を図るとともに、協議内容を踏まえた学校運営の改善につなげた。また、議事録を学校ホームページで公開するなど情報発信の充実に努め、開かれた学校づくりを推進した。	令和2年度からの計画期間において、学校運営協議会の設置及び機能の充実に段階的に取り組んできた。令和5年度には市立全小中高等学校への設置を完了し、各校における協議体制を整備した。あわせて担当者会議を定期的に開催し、制度の趣旨や実施事項の共通理解を図るとともに、各校の実践事例や成果・課題の共有を進めることで、協議会の運営の質的向上と一層の充実に努めている。	学校運営協議会のさらなる活性化に向け、商工会議所や社会福祉協議会等との連携の在り方について検討を進め、地域の多様な主体の参画を促進していく。また、委員構成の多様化を図り、幅広い分野からの意見や知見を学校運営に生かすことで、地域の実情を踏まえた実効性の高い協議体制の構築に努め、より一層開かれた学校づくりを推進していく。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 38/45
基本方針14	地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり	評価
施策(1)	地域住民との協働による防犯・補導活動の推進	(B)

【施策の達成状況】

目標	青少年補導委員と連携し、街頭補導活動を定期的実施します。 中学校区青少年健全育成連絡協議会と連携し、環境浄化や防犯活動を実施します。 「子ども110番の家」を拡充させ、学校と地域と行政が協力して子どもの安全を守ります。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○街頭補導及び自主的な防犯パトロールの継続的な実施による子どもの非行や犯罪等の実被害数 ○子ども110番の家加入件数	○非行・犯罪被害補導数23件 (喫煙や交通面等) ○加入者943件 当初の基準値940件	○非行・犯罪被害0件 ○加入者1,200件	○非行・犯罪被害補導数0件 (喫煙や交通面等) (3月末日現在) ○その他補導件数207件 (見守り行為としての街灯での声かけ) ○加入数1,082件 (新規加入4件、3月末日現在)
達成状況				
小施策	① 街頭補導活動の定期的な実施と活動の充実 ② 「子ども110番の家」の加入者を拡充させ、安全を守るシステムづくりの推進			

【主な取り組みの成果と課題】

① 街頭補導活動の定期的な実施と活動の充実【青少年センター】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
以下のとおり街頭補導を計画的に実施することができた。 ①毎日の午前・午後パトロール ②週1回の朝パトロール ③補導委員と行う薄暮パトロール ④補導委員と行う夜間パトロール等 パトロールにおいては、児童生徒の非行行為、問題行動はなかった。また、補導委員と学区の様子について情報共有し、心配な場所についてはパトロールを強化することで未然防止に努めることができた。 毎月行われる青少年補導委員との役員会、センター連絡会では、各中学校区における児童生徒、地域の様子や環境浄化状況について情報を共有し、効果的な補導活動を行うことができた。	毎日の午前・午後パトロール、週1回の朝パトロール、補導委員と連携した薄暮パトロールおよび夜間パトロールを計画的に実施した。 その結果、パトロール実施時における児童生徒の非行行為や問題行動は確認されなかった。 また、補導委員と学区内の状況について随時情報共有を行い、心配される場所については重点的に巡回するなど、未然防止に努めた。 さらに、毎月開催される青少年補導委員役員会およびセンター連絡会において、各中学校区の児童生徒の様子や地域環境、環境浄化の状況等について情報共有を図り、関係機関と連携した効果的な補導活動を推進した。	・毎日の午前・午後パトロールや朝パトロール、薄暮・夜間パトロールを継続し、計画的な見守り活動を推進。 ・補導委員との情報共有を密にし、心配な場所や時間帯への重点的な巡回を行うなど、未然防止の取組を強化。 ・役員会やセンター連絡会を通して、学校・警察・地域との連携を一層深め、地域ぐるみの見守り体制を充実。 ・声かけや啓発活動を通して、児童生徒の規範意識の向上と安全意識の醸成に努めていく。今後も継続的な取組により、安全・安心な地域環境の維持向上を図る。

② 「子ども110番の家※」の加入者を拡充させ、安全を守るシステムづくりの推進【青少年センター】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
入学説明会や、小中学校の保護者向けの会議等で周知し、29件の入会があった。2、3月に商工会議所や商連に協力いただいて周知活動を図り、入会件数が増えることが予想される。	入学説明会や、小中学校の保護者向けの会議等で周知し、29件の入会があった。また、今年度は、「子ども110番の家」と同様の制度を設けている事業者の調査を行った。	・入学説明会や保護者会等での周知を継続し、認知度向上と入会促進に努める。 ・類似制度の調査結果を踏まえ、既存の取組との連携や整理を検討し、より効果的な見守り体制の構築を目指す。

※ 「子ども110番の家」は、子どもが何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたとき、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動です。本事業では、加入者に、道路(通学路)に面した場所へ「子ども110番の家」プレートを設置していただき、子どもが救いを求めてきた際の一時保護、関係機関(主に警察)への通報などを依頼しています。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 39/45
基本方針15	安全で潤いのある学校環境の整備	評価
施策(1)	幼稚園・こども園の教育環境の整備	(A)

目標	教育・保育活動の充実に向けて、快適で安全・安心な教育・保育環境の整備に取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○「こども園整備計画」に基づく市立こども園の開設の割合 【令和5年度から追加した指標】 ○施設の安全に関する保護者アンケートで満足している評価の割合	○3園 43% ○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○7園 100% ○施設の安全に関する保護者アンケートで満足している評価の割合 75%以上	○7園 100% ○施設の安全に関する保護者アンケートで満足している評価の割合 75.3%
小施策	① 新たなこども園の設置と幼稚園の再編 ② 幼稚園・こども園の施設補修			
	達成状況			
	◎			
	○			

① 新たなこども園の設置と幼稚園の再編 【こども政策課・こども保育課】

② 幼稚園・こども園の施設補修 【こども政策課】

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 40/45
基本方針15	安全で潤いのある学校環境の整備	評価 (B)
施策(2)	小・中学校の教育環境の整備	

【施策の達成状況】

目標	子どもたちにとって、快適で安全・安心な教育環境を整備し、教育活動の充実と教育の質の向上に取り組めます。				
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)	
	○小・中学校校舎トイレの改修 (整備済みトイレ箇所数÷トイレ 総箇所数)	○73.7%	○100%	○90.5%	
	○小・中学校体育館トイレの改 善 (洋式トイレ設置学校数÷全学 校数)	○39.1%(洋式トイレ) ○34.8%(乾式化等)	○100%(洋式トイレ) ○69.6%(乾式化等)	○100%(洋式トイレ) ○65.2%(乾式化等)	
	【令和5年度から追加した指 標】 ○小・中学校の特別教室並び に体育館へのエアコンの設置 の割合	○成果指標を令和5年 度設定のため、基準値な し	○100%	○100%(特別教室) ○95.6%(体育館)	
達成状況					
小施策	① 学校施設の改築・長寿命化改修・大規模改修等の推進				○
	② 小中学校の体育館への空調設置の推進				○

【主な取り組みの成果と課題】

① 学校施設の改築・長寿命化改修・大規模改修等の推進【教育総務課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
熱中症予防対策をはじめとして児童・生徒への暑さの負担をやわらげ、より快適な学習環境づくりを実現するとともに、避難所機能の確保等の観点から、市立全小中学校の体育館に空調設備を導入した(体育館改築工事中の大久保小学校のみ令和8年度設置予定)。 屋敷小学校の長寿命化改修工事及びエレベーター設置工事、袖ヶ浦東小学校の大規模改修工事が完了した。 大久保東小学校の校舎・体育館改築工事の設計、鷺沼小学校の移転建替え設計、大久保小学校屋内運動場建設工事、第二中学校外構整備工事を進めた。	第2次学校施設再生計画の計画期間(R2~R7)において、事業内容の精査が必要となるなど、一部計画どおりに進められていない学校もあったが、計画されている学校のうち、8割の学校で事業に着手した。 市立全小中学校の特別教室・体育館の空調設備を早期に設置するべく、第2次学校施設再生計画を見直し、大久保小学校の体育館を除き、全ての学校の特別教室・体育館への空調の設置が完了した。	令和7年度末に策定した第3次学校施設再生計画(第3期及び第4期計画期間、R8~R23)では、第2次学校施設再生計画の計画期間に事業費の増加等により事業実施を見送った学校について計画に位置付けると同時に、実現可能な計画となるよう、事業実施時期や方法を見直した。 これらの見直しにより、第3期以降に実施を予定していた事業を最大7年遅らせることとするが、施設の老朽化状況や計画期間中の事業量を考慮した上で、必要な「設備等修繕」を行うことで、施設の安全性・機能性を確保する。 大久保小学校屋内運動場建設工事において、令和8年度建物竣工に合わせて、空調設備を設置する。また、大久保東小学校の校舎・体育館改築工事に着手する。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 41/45
基本方針15	安全で潤いのある学校環境の整備	評価 (B)
施策(3)	市立高等学校の教育環境の整備	

【施策の達成状況】

目標	施設の老朽化に対応するため、習志野市第2次学校施設再生計画に基づき、計画的な改修を行っていきます。また、必要に応じた改修を適宜行います。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○学校アンケートにおける学習環境の項目の肯定的評価の割合	○生徒:82.4% ○保護者:77.4%	○生徒:87% ○保護者:82%	○生徒:73.6% ○保護者:76.2%
				達成状況
小施策	① 習志野高校の教育環境の整備の推進			
				○

【主な取り組みの成果と課題】

① 習志野高校の教育環境の整備の推進 【習志野高校】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
第一・第二体育館空調設備設置工事や第一体育館のトイレ改修など、教育環境を整えるための整備や老朽化した施設・設備の改修を行った。	学校生活において生徒が毎日使用する普通教室棟の1階から4階のトイレと第一体育館のトイレ改修を行い、衛生面を向上させた。また、令和7年度には授業で使用する第一・第二体育館の空調設備設置工事を行った。その結果、学校評価アンケートにおける生徒からの学習環境の肯定的評価の割合が前年度に比べて約10%向上した。	大規模改修や建替工事を検討していき、老朽化が進む施設や設備の修繕・工事を行い、より良い教育環境を整えていく。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 42/45
基本方針15	安全で潤いのある学校環境の整備	評価
施策(4)	学校関連施設の環境整備	(A)

【施策の達成状況】

目標	【給食センター】 PFI事業による運営になったことを受け、受託者（以下「SPC」という）に対する指導を徹底し、直営に変わらない安全・安心な給食の提供を行います。（なお、献立の作成や食材の選定・購入は引き続き、市職員が行います。） 【鹿野山少年自然の家】 学校関連施設として、衛生管理の徹底に努め、安全・安心な施設整備を行います。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○給食センター 学校給食の安定的な供給	○給食センター 給食提供件数 100%	○100%	○100%
	○鹿野山少年自然の家 施設に関するアンケート	○鹿野山少年自然の家 満足度 98%	○100%	○100%
達成状況				
小施策	① 給食センターのモニタリングの実施と適切なフィードバック			
	② 給食センターの日常業務の円滑化			
	③「鹿野山少年自然の家」の施設の整備			

【主な取り組みの成果と課題】

① 給食センターのモニタリングの実施と適切なフィードバック 【学校給食センター】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
年に4回のSPC企業によるモニタリングを確実に実行し、内容について精査し運営・維持管理事業に反映している。 またSPC企業が参加する「関係者協議会」を月1回開催することにより、共通理解が必要な情報を共有することができた。	学校給食センターは平成31年度よりPFI事業による運営となったことから、運営等が確実に実施されているか年4回のモニタリングを実施し、監視や評価等を行うことで、PFI事業者が提供するサービスの質を直営と変わらない水準に保つように努めた。また、SPC企業が参加する関係者協議会を月1回開催し、センターの運営や維持管理等の報告を受けることで、共通理解や必要な情報を共有することができた。	現在取り組んでいるモニタリングを確実に実行することで、SPC企業の運営状況等を把握し、安全で安心な給食の提供に努めていく。

② 給食センターの日常業務の円滑化 【学校給食センター】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
月に1度開催されるSPC企業の「関係者協議会」にて運営企業と情報共有を図り、業務運営及び維持管理事業を確実に進めることができた。	月に1回開催されるSPC企業との関係者協議会を実施し、SPC企業による日常の運営や維持管理状況を把握し、情報を共有することで、事業を確実に進めることができた。	今後も関係者協議会を実施し、更なるSPC企業との情報共有や連携強化を図ることで、安全で安心な給食の提供に努めていく。

③「鹿野山少年自然の家」の施設の整備 【鹿野山少年自然の家】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
月に1度の施設設備の安全点検により施設の安全管理を実施。食器滅菌乾燥機の故障等厨房機器の経年的な不具合を器材の運用方法にて対応。その他、熱中症対策や散策コースの整備等を随時実施した。	月に1度の施設設備の安全点検を実施し、安全に施設を利用することができた。機器の老朽化に伴う不具合が生じた場合も、情報を共有し打開策を講じ、支障なく活動できた。大塚製薬の協力で熱中症対策研修を実施した。また、散策コースの安全管理では、倒木処理からバイクの侵入予防措置等、周辺施設や地域の方々の協力を得つつ実施できた。	今後の施設利用の方向性に従い、施設の安全管理を確実に実施していく。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 43/45
基本方針16	社会教育施設の再編・整備	評価 (B)
施策(1)	社会教育施設の整備	

【施策の達成状況】

目標	社会教育施設を安全で快適に利用できるよう再編・整備に取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○「第2次公共建築物再生計画～老朽化対策の行程表～」における生涯学習施設の改修・整備の実施	○実施	○富士吉田青年の家 長寿命化改修を実施 (本館棟) ○生涯学習施設について必要な改修整備を第3次公共建築物再生計画へ計上	○富士吉田青年の家 長寿命化改修工事(本館棟)を実施。 ○生涯学習施設について必要な改修整備を第3次公共建築物再生計画へ計上
				達成状況
小施策	① 社会教育施設の改修・整備の推進			○

【主な取り組みの成果と課題】

① 社会教育施設の改修・整備の推進 【社会教育課・公民館・富士吉田青年の家】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
【社会教育課】「第2次公共建築物再生計画」に基づき、富士吉田青年の家長寿命化改修の本館棟工事を実施した。 また、令和8年度を計画始期とする「第3次公共建築物再生計画」の策定にあわせ、「生涯学習施設改修整備計画(令和3年度改訂)」について、前回の改訂からの状況変化や新たな課題にも対応し、引き続き生涯学習施設の再生を進めるべく、改訂を行った。 【公民館】・公民館施設、設備の老朽化対策として、3公民館(袖ヶ浦、谷津、新習志野)の照明器具のLED化改修を実施した。 ・谷津公民館の、高圧受電設備の更新工事を実施した。 【富士吉田青年の家】「第2次公共建築物再生計画」に基づき、富士吉田青年の家長寿命化改修工事(本館棟)を実施した。	【社会教育課】・公民館図書館、スポーツ施設において、老朽化した箇所の補修等を実施し、安心して施設を使用できるよう計画的な維持保全に努めた。また、第2次公共建築物再生計画等に基づき、富士吉田青年の家長寿命化改修(本館棟)、秋津サッカー場人工芝化等を実施した。 ・総合教育センターの再整備・複合化においては、地域での説明会やアンケート調査を踏まえ、総合教育センターが令和7年3月に策定した「(仮称)新総合教育センター再整備基本構想」において、これらの意見を反映し、「整備方針(基本方針)」及び「対象施設が持つ機能及び施設整備の基本的な方向性」に機能・施設整備の内容を明記した。 ・菊田公民館の令和13年度末での機能停止に向け、旧庁舎跡地に整備する公共機能としての多目的スペースを、主に菊田公民館の講堂の代替として、また、その他の諸室機能の代替として、津田沼幼稚園閉園後の施設の一部を活用することについて検討を開始した。 【公民館】 公民館施設、設備の老朽化対策を行った。 ・令和3年度 冷温水機排気口改修工事(菊田) 昇降機改修工事(袖ヶ浦、谷津) ・令和4年度 公民館トイレ環境整備事業(菊田、袖ヶ浦、谷津、新習志野) ・令和5年度 公民館駐車場改修(袖ヶ浦) 屋上防水工事(袖ヶ浦) ・令和6年度 高圧受電設備更新(袖ヶ浦)	【社会教育課】 ・第3次公共建築物再生計画及び、生涯学習施設改修整備計画(令和7年度改訂)に基づき、施設の改修等を適切な時期に実施する。 ・菊田公民館の代替機能として、旧庁舎跡地活用事業による多目的スペース及び今後閉園(R9年度末)予定である津田沼幼稚園舎を活用することについて、利用者及び地域住民への説明会を実施する。 ・新総合教育センターの再整備に係る実花公民館及び東習志野図書館移転による新施設の仕様について、地域住民や利用団体の意見を踏まえ、必要な機能等を盛り込んでいく。 【富士吉田青年の家】富士吉田青年の家では、令和8年度に長寿命化改修工事(第2期)で体育館棟の改修工事を実施する。 これにより、築75年(2048年)までは利用者の安全を担保しながら施設を継続利用できる。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 44/45
基本方針Ⅰ7	健康・体力を育むスポーツ施設の整備	評価 (B)
施策(Ⅰ)	「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用)	

【施策の達成状況】

目標	スポーツ施設を安全かつ快適に利用できるよう改修・整備を図ります。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	スポーツ施設利用者アンケートにおける項目 ①施設内の安全は確保されていると思いますかの質問で「はい・ふつう」と答えた人の割合	①97%	①97%以上	①(R5 96%) (R6 97%) (R7 98%)
	②施設の総合的な満足度はいかがですかの質問で「満足・ふつう」と答えた人の割合	②96%	②96%以上	②(R5 95%) (R6 95%) (R7 91%)
				達成状況
小施策	① スポーツ環境の整備、安全性の維持			○

【主な取り組みの成果と課題】

① スポーツ環境の整備、安全性の維持 【生涯スポーツ課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
・秋津サッカー場人工芝化整備工事を実施した。	・学校体育施設開放事業の安全安心な運営に努めた。継続して、市内16小学校全てにおいて、学校体育施設開放事業を実施した。学校水泳プールについては、安全面を考慮した学校選定を行い、また、環境変化や利用者のニーズに対応した開催としたことで、市民に安全安心な開放を実施した。 ・令和7年度に秋津サッカー場人工芝化整備工事を実施し、利用コマ数の拡大、多目的な利用を可能とした。	・学校体育施設開放事業については、引き続き、安全安心な運営に努めていく。 ・秋津サッカー場の利用拡大に重点を置き利用コマ数の拡大や多目的利用についての周知を行い、利用者数の増加につなげる。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 45/45
基本方針Ⅷ	教育行政の効率的・効果的な展開	評価 (B)
施策(Ⅰ)	教育委員会事務局の活性化	

【施策の達成状況】

目標	教育行政に関するPDCAサイクルの確立と、積極的な情報発信により、教育委員会の活動の充実を図ります。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
	○市民意識調査における教育施策に対する満足度で、満足・やや満足と回答した割合	○23.4%	○35%	○26.8% ※R3年度28.1%
	【令和5年度から追加した指標】 ○学校事務に関する会議、学校徴収金検討委員会の実施に伴う情報交換の回数	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○7回以上	○学校事務に関する会議6回 学校徴収金検討委員会1回、情報交換8回
	○平日・休日含む80時間以上超過勤務者数の軽減率	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○令和5年度比5%軽減	○令和6年度 小学校 176人→164人(6.8%減) 中学校 485人→322人(33%減)
	○点検・評価のA評価の割合	○成果指標を令和5年度設定のため、基準値なし	○40%	○15.6%
				達成状況
小施策	① PDCAサイクルに基づく活動の推進 ② 広報活動の充実 ③ 学校事務との連携の強化 ④ 先進的な施策の研究 ⑤ 学校における働き方改革の推進			
	○			
	◎			
	○			
	○			
	○			

【主な取り組みの成果と課題】

① PDCAサイクルに基づく活動の推進 【教育総務課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
「点検・評価」報告書の作成と公表教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を実施した。学識経験者の知見を活用することで、次年度以降の「教育行政方針」や新規事業の改善へと繋がられた。	令和5年度から、各施策の成果指標を新たに定めたことにより、現状をより正確に把握することができた。令和6年度には各施策の成果指標についての見直しを行い、45施策中28施策で新規や追加の成果指標を定めて点検及び評価を行った。新たな成果指標で実施状況を省みたことで、課題がより明確になり、現教育振興基本計画の残りの期間で実施すべきことの見通しを持つことができた。	教育振興基本計画では、策定時に設定した指標について経年変化を追うことで、目標の達成に向けた取り組みを進めるとともに、要因・分析を行い、成果や課題を明らかにしていく。

② 広報活動の充実 【教育総務課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
教育行政と学校現場とが一体となって教育活動を展開していくための情報共有媒体として、「習志野教育だより」を発行した。今年度は、令和6年度をもって終刊となった「ならしの朝日」に掲載していた市民総合体育大会や地域のコンサートなど生涯学習部の内容盛り込み、本市が子どもたちを育成していくために行っている活動を地域にも知らせるための情報発信手段としての役割を担った。	・今年度より生涯学習部の内容も盛り込み、より一層内容の充実を図った。 ・発行回数は全6回(4月、7月、8月、10月、1月、3月)と、今年度の様々な行事や取り組みを紹介した。 ・配付先としては、は国会議員や県議会議員をはじめ、習志野市各市庁部局、本市教育委員、市P連、青連協市内小・中・高等学校、退職校長会、商工会議所等幅広く配付した。 ・紙媒体での発信とともに市役所ホームページにも掲載し、市民にも教育委員会の取り組みを発信した。	・発行回数や配付先については、次年度も今年度同様になる予定である。 ・内容については、それぞれの時期に適切な記事を掲載するとともに、新しい取り組みやその年しか行われない行事を計画的に掲載していく予定である。

③ 学校事務との連携の強化【学校教育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
若年層支援職員による初若年層、経験年数の浅い臨時的任用職員に対する訪問支援の充実と、支援内容の確認及び助言を行った。 若年層研修会を市教委との連携により実施。また、講師として1コマ担当する中堅層に対し、研修内容の確認や指導助言を行い育成に取り組んだ。 市学校徴収金検討委員会や働き方改革検討委員会において市教委と学校事務職員との連携を図ることができた。	令和5年度から、初若年層、経験年数の浅い臨時的任用職員に対する訪問支援を統括主任から若年層支援職員に変更し、専門的に支援を行うことにより、支援内容の充実を図った。統括主任は緊急時等の学校事務室支援として対応が必要な学校への訪問支援を行い、市内全体の円滑な事務処理の促進を図った。 若年層研修会を実施し、資質向上、知識習得等を図った。また、講師となる中堅層事務職員に指導助言を行いミドルリーダの育成に取り組んだ。 その他、先輩事務職員事務から事務室経営・学校経営への参画等を学ぶ他校研修を実施し、職務遂行能力の向上にを図った。 市学校徴収金検討委員会や働き方改革検討委員会において、課題や検討事項の協議、研究を行った。学校徴収金については、学校事務職員と実務内容の確認をしながら、学校徴収金取扱要領、学校徴収金マニュアルの改正に取り組んだ。	継続して、初若年層、経験年数の浅い臨時的任用職員に対する訪問支援と緊急時の学校事務室支援を実施していく。 若年層研修については、継続して実施し、着実に力をつけていけるよう、研修内容の充実を図る。 各検討委員会において、実務に携わる学校事務職員と連携をとり、課題解消に努める。

④ 先進的な施策の研究【教育総務課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
国の第4期教育振興基本計画について研究するとともに、県の動向状況の情報収集し、習志野市基本構想をもとに「習志野市教育振興基本計画」策定に取り組んだ。	国の第4期教育振興基本計画を受け、県の第4期教育振興基本計画策定の進捗状況及び市の基本構想策定の進捗状況を確認しながら、令和8年度～15年度計画期間とする次期習志野市教育振興基本計画の骨子案までの作成を終えた。この作成の過程においては、現行の計画の成果と課題を踏まえつつ、様々な調査の結果分析や市民意識調査の結果分析も含め、次期計画の方針について検討を重ねてきた。	「教育DXの推進」「幼保小の円滑な接続」「持続可能な校務デジタル化」を中心に、次世代を見据えた「豊かな人間性と創造性を持つ人づくり」を目指して展開していく。習志野市教育振興基本計画などを基に、これまでの先進的な取り組みの研究と、激変する社会環境を踏まえ、今後の方向性について考察していく。

⑤ 学校における働き方改革の推進【学校教育課】

令和7年度の主な取り組みと成果	計画期間中の取組実績	今後の方向性
今年度始業式前の準備期間を4日間確保できた。 昨年度までは教職員が50名以上の学校にのみ産業医を配置することができなかったが、今年度より時間外勤務が100時間を超えた教職員に対し健康確保のため、教職員49名以下の学校につきましても産業医による面談を実施することができた。面談を実施したことにより、教職員の意識が高まり超過勤務者が減少してきている。 また、引き続き学校においてノー残業デーやノー部活デー、教育課程の工夫をして事務処理時間を確保する等、様々な取り組みをしている成果と考えられる。 昨年9月よりC4th(シーフォーエス)を利用し、フェリカカードで出勤を記録するシステムを導入したことによる勤務時間縮減については令和5年11月の80時間超35人、100時間超27人、令和6年11月の80時間14人、100時間超0人と減少が見られた。	新年度の準備期間を確保することで、各種分掌、児童生徒の引継ぎ、教職員での話し合いの時間等がしっかりと確保できた。 また、学校閉庁日の設定や、夏季休業中の研修期間を設定することで、連続して休暇を取得する教職員が増加した。 令和6年度には、学校の教育職員の在校等時間の上限を定める方針として、令和6年2月に習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正し、業務量の適切な管理について定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。また、令和6年度より、産業医が配置されていない学校の教職員に対しても、健康確保のため、市教委を通し、面談の実施を始めた。教職員の健康状態に管理職も含め、気を配るようになった。 各学校でも「働き方改革」も進み、ノー残業デー、ノー部活動デー、各種行事や教育課程の見直しが定着してきた。また、令和3年度からの一人1台タブレット端末の活用や、各種校務のデジタル化も進み、超過勤務者は減少している。	引き続き、新年度の準備期間を確保するとともに、学校閉庁日についても継続していく。 各種研修も研修内容等により、参集、オンラインでの実施とする。 新たに「習志野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を作成し、教職員が心身ともにゆとりをもって児童生徒への教育活動が行えるようにする。

Ⅲ 学識経験者からの意見聴取の結果

教育委員会が行った点検・評価案に対して、学識経験者からの意見聴取を行いました。いただいた御意見は令和8年度の教育行政方針の実施及び令和9年度の点検・評価の際に参考とさせていただきます。

(基本方針1) 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上

(施策1) 社会の変化に対応した幼児教育の推進

- ・コロナ禍期間とコロナ禍後の精査による編成の見直しに基づく編成という点が評価できる。市立間の連携ばかりでなく、多方面の情報を生かして進めてほしい。
- ・適切に設定された小施策に対して妥当な評価が行われ、実現に向けての取り組みと成果がわかりやすく示されている。ただし、社会の変化への対応を評価する本項目については、成果指標の更新は積極的に行われるべきであろう。その際、次期要領作成の動向も参照してほしい。

(施策2) 「健康な心と体」を育てる教育の推進

- ・令和5年度から3年の時間を経過を踏まえて、新たな視点での指標が待たれるところである。
- ・人権教育について、適切な取り組みがなされていることが記述によって示されている。人権教育は教員自身の認識が重要であり、回数だけでなくこのような評価の記載が重要である。

(施策3) 幼児の安全・安心を守る教育の推進

- ・「安心・安全」は教育施策の展開の第一義に位置すべきものと考ええる。
- ・実績値がほぼ100%であるのに全体評価が(B)であることから、達成すべき内容がわかるような新たな指標作成が望ましい。

(施策4) 特別支援教育の推進

- ・特別支援教育はその基礎作りが最重要に位置する点を踏まえて、より実態を見据えた目標づくりとその実践が大切であると思われる。この点を十分に意識した施策の展開が望まれる。
- ・支援員研修の充実など、数値に表れない評価までよく記述しており、方向性も明確である。

(施策5) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進

- ・接続への配慮事項の高まりは一層増しているので、個々のニーズによく見据えて進めてほしい。
- ・市のホームページの「習志野市接続期カリキュラム」が更新され、事例が加えられて内容の充実が図られている。さらに横浜市などの先進的な取り組みを行っている自治体に学ぶ機会をもつことも期待される。接続期カリキュラムの現場への浸透、私立施設の増加（幼児の在籍率の把握も必要）に応じた相互交流の取り組みを今後の課題として推進していただきたい。

(基本方針2) 子育て・子育て支援の充実
(施策6) 多様なニーズに対応した子育て支援の推進 ・開放日数の目標以外は達成できている状況で(B)評価である。今後の方向性が「引き続き」となっているが、(A)に向けての方向性が具体的に記述されるとよい。 (施策7) 家庭・地域との連携の強化 ・目標値の数値をあげて取り組む姿勢が評価される。保護者用連絡アプリの活用については、子育て世代のニーズを考えて積極的に取り入れるべきであり、「今後の方向性」の「分かりやすい配信内容の工夫」に「方法」を追加することが望ましい。 ・多様なニーズ、連携強化ともに一層推進すべきであるが、子どもの将来を見据えたものであることを精査して推進してほしい。

(基本方針3) 信頼を築く習志野教育の進展
(施策8) いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展 ・各種の相談機能、緊急避難的な居場所づくり等、良く対応がなされていると思われる。 ・「今後の方向性」には、表現機会や協働的な学び等、本質的で有効な内容が示されている。今後は、具体化につなげる指標の作成が期待される。いじめアンケート結果で、未解消人数の割合が中学校において高くなっているのは、SNSの影響が懸念される。解決に向けての対策ならびに指標作成が求められる。 (施策9) 特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展 ・目標値を達成したため、指標を変更していることは評価される。達成度が高い場合は、アンケートの実施等、よりきめ細やかな評価方法を捻出することが望ましい。 ・個に応じたきめ細やかな対応がよく図られている。今後はそれぞれの展開内容の質的な向上を図るため、担当者の研修の一層の充実が急務であると思われる。 (施策10) 教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展 ・初若年層教員の個人差が広がりつつあるように感じる。悉皆の研修では見落とされがちなこれらの差を、日常的に看取る点に力を注いでいただきたい。 ・有効な研修機会を得ていることがわかりやすく示されている。特に、自己表明できる教員間の関係性の構築はいじめ問題においても重要な視点である。

(基本方針4) 子どもの生きる力を育む教育の充実

(施策11) 確かな学力を保障する教育の推進

- ・教材・教具のデジタル化、ICT 化の進捗が図られている点は評価できる。反面、十分な評価や振り返りが点には心配もある。学力の定着を常に意識して進めることを希望する。
- ・Wi-Fi 環境に対する支援等、細やかな対応が評価される。

(施策12) 豊かな心を育む教育の一層の推進

- ・豊かな心の育成は全教育活動を通して行われるものであるが、その中で中核をなすのはやはり道徳授業の充実であろう。中学校においては未だに授業時数の確保が危惧される現状はないか。この点の振り返りも必要かと思われる。
- ・豊かな体験活動の目標達成度を児童の満足度で評価していることが高く評価される。満足度が高いことを踏まえ、今後の発展的継続を期待したい。総合教育展については来場者だけでなく、一般の児童生徒も視聴できるよう、会場風景を記録映像に残す等の工夫が期待される。

(施策13) 健やかな体を育む教育の推進

- ・課題に則ってよく改善されていると思われる。
- ・実績値だけの表示では目標達成度が伝わりにくい。基準値がコロナ禍前なので、全体の経年変化を勘案し、調査年の国や県の数値とも比較できるよう改めるべきではないか。高ストレスと判定された教職員に対するアプローチは重要なので、相談につながった件数の調査等、実質的な評価規準を新たに設定すべきなのではないか。

(施策14) 食育の充実と安全・安心な学校給食の実施

- ・各校が特色を出し、よく取組まれていると思われる。
- ・給食の無償化については、予算等の制約があるとしても、教育的な施策上の必要性が認められれば、実現に向けての取り組みを推進する必要がある。

(施策15) 特色ある学校づくりの進展

- ・公開研究会については大きな成果をもたらす機会ではある。初若年層教員の比率の高まりに併せて一層の工夫と日々の授業の積み重ねが大切であると考え。中学校においては学校として研究目的をしっかりと持ち、単なる全授業研究の日にならないように、テーマ性をしっかり打ち出すことが重要であると考え。
- ・新たな指標を設定し続けていることは評価される。達成度が高いので、地域の教育環境を生かした教材をデータ化してホームページで公開し共有するなどの新たな取り組みを期待したい。

(基本方針5) 子どもを未来につなげる教育の展開
(施策16) 学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開 ・対話的な学びの質的な向上をもっと高めていく教材研究を深化させるべきである。 ・「生活や社会との関連をより意識した単元や課題設定を行い、児童生徒が自ら問いをもち、深く思考・探究できる学びの場を工夫していく」という方向性の実現に向かう学力検査以外の指標を設定する必要がある。(15/45) で「地域の特色を生かした授業を実践した教員の割合」が新たな指標となっているのは参考になるのではないか。 (施策17) 国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開 ・小中学校ともに、特に外国語教育については連携も図られよく取組まれていると思われる。 (施策18) 1人1台タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開 ・指導者の得意不得意の別なく、よく連携が図られて一定の水準での活用が図られている。 ・ICTについては、目指すべきは高水準な教育であり、「ICTをほぼ毎日使用して授業を受けた」児童生徒の割合を指標とし、目標値を100%に設定することについては、諸外国の取り組みからも検討の余地がある。 (施策19) 安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開 ・先日の北区の学校事故でもあったが、訓練の確実な実施と訓練しない部分を無くしていくことは現実の場面で大きな分岐点となることを肝に銘じ、例外を作らない計画の立案・実施が重要であると思われる。 ・避難訓練については、回数より質が問われている。昨今の火災事故の事例から、行き止まりの教室については、実際の避難器具を用いた訓練が奨励される。

(基本方針6) 魅力ある市立高校づくり
(施策20) 多様な高校教育の一層の充実 ・日々の教育活動から生徒の満足度・充実度が高い点は大変評価できる。 ・現在の指標が適切でかつ達成度が高いため、民間企業や研究機関、近隣大学とタイアップ等の望ましい取り組みについて、そうした機会の設定を指標にすることも考えられる。 (施策21) 地域や社会に開かれた高校づくりの推進 ・高等学校にありながら、地域や保護者等とも良い関係の中で学校運営がなされている。 ・現在の指標の達成度が高いため、新たな指標の設定の工夫も考えられる。

(基本方針7) 生涯学習推進のまち習志野の推進

(施策22) 学習機会の充実

- ・所管課の各事業において、確実に裾野を広げていると思われる。今後は、生涯学習の意義をより広く市民にアピールしていくことが大切であると考ええる。
- ・指標が参加人数である場合は、人口の推移が不明のため実質的な増減がわかりにくい。「こどもとティーンズのフロア」の開設や「ジュニア司書講座」の開催などの画期的な取り組みを評価し、その成果をもって積極的に広げていくことが望ましい。

(施策23) 学習成果の活用

- ・市民カレッジの裾野も大きく広がりつつあり、意欲をもって卒業後の諸活動に望む方が増えていると思われる。今後この裾野をさらに広げてほしい。
- ・同様に、指標が人数である場合、人口比における増減がわかりにくい。その際は、【主な取り組みの成果と課題】の欄に、数値から読み取れる事柄を記載することが望ましい。

(施策24) 社会教育指導者の確保と養成

- ・社会教育事業への参画に比して、指導者の確保・養成は難しい点が多いと思われる。着実な取り組みに期待したい。
- ・実績値が減少していることに関しての言及がない。研修参加回数以外に、有資格者の比率等、資質向上の根拠となる指標を設定することも考えられる。

(施策25) 自主自立課題解決型社会の推進

- ・幅広い周知の方法をさらに模索してほしい。
- ・自主活動（サークル活動等）の場の提供方法について、オンラインでの予約等、利用者のニーズに応じた運営方法への改革が必要である。一事例ではあるが、平日働いている会員ばかりになり、公民館サークルの当番制の役員を引受けられないことから、今年度で45年のサークルの歴史を閉じることになる例がある（実花公民館）。倉庫が使用できなくなることを告げられ、存続が難しくなることから、子育て世代が自主的なサークル活動を維持できない旧態依然のサークルの運営方法については、指定管理者側から改善に向けての提案をする等も考えられるのではないかな。

(基本方針8) 芸術・文化活動の振興

(施策26) 芸術・文化活動の振興

- ・環境面での見直しもあるように聞いが、切れ目のない振興を図ってほしい。
- ・市庁舎については、週末には利用できず、使用制限が大きいことから、文化ホールの代替機能は限定的である。芸術・文化活動の振興に資する活用の際には、警備員の配置などによって空間を仕切り、開館時間を拡大する等の取り組みも検討すべきである。また、スポーツ施設において芸術文化活動の振興をはかるためには、施設面の改善が求められ、予算化が必要である。行事の開催回数だけでは施策の達成状況の指標としては不十分であることから、市民の声から評価する等の工夫が必要である。

(基本方針9) 文化財の保存と活用
(施策27) 文化財の保存 ・施策(27)(28)共に地道な取り組みの事業であるが、郷土・地域への愛着を醸成する貴重な取り組みであると思われる。さらに市民への紹介・周知の手法を検討し、郷土愛にあふれた市感情を醸成してほしい。 (施策28) 文化財の活用 ・文化財の活用について、さまざまな工夫がされていることがわかるが、さらに施策に対する評価を明確にするためには、利用者のアンケート結果を指標とすることも考えられる。

(基本方針10) 青少年健全育成の推進
(施策29) 青少年育成団体の活動支援 ・施策(29)(30)共に、各地域の実情に応じたきめ細かな活動がなされていると思われる。情報発信や諸事業の周知等においては、デジタル化を速やかに進め、活動を広くアピールする方法を模索していくべきである。 ・中高大学生を対象とした青少年指導者育成研修会を実施するという方向性は、たいへんよい試みであることから、積極的な推進を図っていただきたい。 (施策30) 家庭や地域の青少年教育力の向上 ・教職員・保護者など大人向けの研修等の実施の実績値が目標を大きく下回っていることに関して、説明や今後の方向性への反映が見られないのはなぜなのか。 (施策31) 青少年のための施設における活動の充実 ・諸般の事情により、近年活動の幅が制限されることも多く、加えて繁忙期の夏季の高温化により制約多いと思われるが、その中でよく工夫して事業展開がなされていると考える。 ・生活快適性と安全性の担保、人事面への配慮等がなされているとのこと、貴重な施設であるので、今後も利用者の評価を反映する等の工夫を重ねていただきたい。 (施策32) 子どもの居場所づくりの推進 ・良い事業展開がなされていると思われる。 ・児童向けアンケートの実施等、適切な評価体制が整えられている。達成状況がよいことから、施設の設置数と並行して児童のアンケートの数値から評価基準を設定するとよいのではないか。

(基本方針11) 「する」「みる」「支える」スポーツの推進
(施策33) 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進 ・市民各階層(年齢層)ごとにスポーツ活動への浸透は確実であると考え。今後は一層の進展を図ってほしい。 ・3つの観点からの評価がわかりやすい。一方、「支える」の実績値の低下に対する具体策が乏しいことから、場合によっては「見る」につながる利点を設けるなど、若年層が参加するきっかけ作りが必要なのではないか。

(基本方針12) 家庭教育力の向上
(施策34) 家庭教育に関する学習機会の充実 ・地道な実践が行われているが、今後は新たな取り組み (ICT 機器の導入など) も模索しながら、参加者の裾野を広げる工夫にも果敢に挑んでほしい。 ・少子化にもかかわらず、実績値が向上していることは評価される。さらに参加しやすい環境づくりを推進すると共に、(A)ではない理由を明確にし、新たな指標を設定するとよいのではないかな。 (施策35) 家庭教育相談の充実 ・当該担当課の改編に当たり、所管事務等の引継ぎは労の多いこととは思うが、子どもにとっては一時も休むことができないことが多く含まれると思う。円滑な事務の執行に向けて漏れ落ちがないように細心の注意を払ってほしい。 ・終結数の割合が指標として示され、実際には終結は難しく、時間を要するなか、目指す方向性が明確になった。地道な努力がなされているので、引き続き困難を抱えた家庭を支えてほしい。

(基本方針13) 地域に開かれた学校づくり
(施策36) 積極的な情報公開と意見交換の充実 ・掲載内容の統一がなされたことは一定の評価ができるが、内容・質的レベルにおいては各校の差は大きいと思われる。今後は情報発信の質を高めてほしい。また、学校によってほとんどすべての内容がセキュリティで閉ざされている HP も散見される。閉ざされた部分と広く周知する部分を明確にする必要があると思われる。 ・積極的な情報公開と意見交換の充実という施策について、情報公開の充実は示されたが、どのように具体的な意見交換の充実がはかられているのかが不明である。 (施策37) 地域とともにある学校づくりの推進 ・学校運営協議会についてはよく機能していると思われる。全校設置から3年が経過したことから、活動や効果について振り返りを行うことでさらなる進展が望めると考える。 ・推進員と地域連携推進担当教職員の配置、学校運営協議会の設置が整い、施策のより一層の推進が期待される。ところが実際には、「地域の多様な主体の参画を促進し」という方向性と逆行し、学校と地域が一致して計画した教育活動を、将来的な経費を根拠に承認しないという行政側の対応事例がある。本施策の推進については、各校に予算を配分し、その運用を学校と地域に任せ、主体的な取り組みを積極的に支援していくべきなのではないかな。

(基本方針14) 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり
(施策38) 地域住民との協働による防犯・補導活動の推進 ・大変細やかなパトロール体制を展開され、大きな成果を上げていると考える。 ・インターネットトラブルが急増していることから、パトロールの一部を、街中からネット上に移行する必要があると考えられる。実績値の「補導数件」は誤植なのかが不明である。また、207 件という補導数急増の背景についての説明がない。

(基本方針15) 安全で潤いのある学校環境の整備
(施策39) 幼稚園・こども園の教育環境の整備 ・こども園整備計画においては計画の確実な実行がなされ大変素晴らしい進捗であると思われる。幼稚園整備においても、遅滞ない計画の実行が望まれる。 ・教育環境の整備は、園舎の老朽化に伴う修繕だけではなく、美的な環境の維持、園庭の自然環境の充実も求められる。こども園の整備の完了に伴い、環境を通しての教育が行われる幼児教育の一層の充実を目指して園庭環境の現状を調査し、四季折々に花を咲かせ実のなる植樹計画、生き物に出会える環境整備、挑戦できる遊具の設置等を推進してほしい。 (施策40) 小・中学校の教育環境の整備 ・施設再生計画に基づき計画の遅滞ない進捗は大変素晴らしいと考える。 ・「教育活動の充実と教育の質の向上」はエアコンの設置とトイレの改修だけでは実現しない。喫緊の課題を解決すると同時に、校舎内の美観や校庭環境についても改善を図る必要がある。たとえば、昨今の猛暑対策としての日陰をつくる植樹や探究ができる水辺環境の整備、表現環境としての砂場の設置等、教育先進市である習志野らしい取り組みの推進を検討してほしい。 (施策41) 市立高等学校の教育環境の整備 ・老朽化が進む中、整備・改修により生徒、保護者から一定の肯定的評価を得られている点がすばらしい。 (施策42) 学校関連施設の環境整備 ・それぞれの施設において様々に散見される課題について、しっかりした対応がなされていると思われる。

(基本方針16) 社会教育施設の再編・整備
(施策43) 社会教育施設の整備 ・各施設の老朽化等に対してよい対応ができていると考える。新総合教育センターについては、他の施設と性格を異にする部分があると考えるので、教育施設である点も十分に考慮する必要がある。 ・菊田公民館の令和 13 年度末での機能停止後に津田沼幼稚園閉園後の施設の一部を活用するのであれば、エレベーターの設置は必須である。

(基本方針17) 健康・体力を育むスポーツ施設の整備
(施策44) 「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用) ・どの施設についてもよく活用がなされていると考える。 ・実績値としての満足度の若干の低下について、その要因が把握できるような調査を行い、改善が図られるよう、新たな指標を設定することが望ましい。

(基本方針18) 教育行政の効率的・効果的な展開

(施策45) 教育委員会事務局の活性化

- ・教育行政に携わる教育委員会には、学校現場とのコミュニケーションを第一と捉え、日常的に各分野での対話を大切に、地に足の着いた教育行政の運営に当たってほしい。
- ・本点検・評価においても、様々に改善が図られており、真摯な取り組みが評価される。一方、市民意識調査における教育施策に対する満足度が低迷している要因については分析する必要がある。広報活動の充実が図られたとのことであるが、その成果が市民に還元されているか、市民を対象とした調査結果によって確認されるのが望ましい。文教都市として名高かった習志野市の教職員が共に支え合い、「豊かな人間性と優れた創造性を育む」習志野の人づくりが一層推進されることを期待したい。

資料Ⅰ

○習志野市の教育課題（平成26年度～令和元年度）

習志野市教育委員会では、「習志野市教育振興基本計画（令和2年度～令和7年度）」の策定にあたり、文部科学省や千葉県教育委員会の理念や施策、前「教育基本計画（平成26年度～令和元年度）」、市民意識調査の実施状況などを踏まえ、本市の教育課題として以下を抽出し、市民の皆様の理解と協力を得ながら、課題解決に邁進しております。

学 校 教 育		生 涯 学 習	
課題1	「地域の風がいきかう学校づくり」の推進 (地域に開かれた学校教育の確立)	課題1	新しい公共の形成をめざす社会教育の推進 (一市民、一ボランティアの確立)
課題2	「確かな学力」を育成する教育の推進 (生きる力→知の確立)	課題2	市民の学びを支援する公民館・図書館活動 の推進(一市民、一文化の確立)
課題3	豊かな心を育む教育の推進 (生きる力→徳の確立)	課題3	芸術と文化の薫る都市“習志野”の推進 (一市民、一文化の確立)
課題4	健やかな体を育む教育の推進 (生きる力→体の確立)	課題4	生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進 (一市民、一スポーツの確立)
課題5	いじめ、不登校の未然防止・解決を目指す 教育の推進(人間関係力の確立)	課題5	次代を担う青少年の健全育成の推進 (青少年の心と体の伴った成長の確立)
学社連携		「家庭・地域の教育力の充実」 (家庭教育・地域で子どもを育てる環境づくりの推進)	

習志野市は
持続可能な開発目標「SDGs」に取り組んでいます。



議 案 第 34 号

令和9年度習志野市立幼稚園園児募集要項について

令和9年度習志野市立幼稚園園児募集要項を別記のように制定する。

令和8年8月25日提出

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

習志野市立幼稚園管理規則の規定により、令和9年度習志野市立幼稚園の園児募集方法等について定めるものである。

令和9年度習志野市立幼稚園園児募集要項

1 募集人員

募集人員は、習志野市立幼稚園管理規則(昭和41年教育委員会規則第2号)第17条に規定する各園の定員のうち、別表1のとおりとする。

2 応募資格

本人及びその保護者(親権者又は後見人をいう。)が、習志野市内に住民登録をして実際に居住し(令和9年3月31日までに住所変更予定の者を含む。)、次のいずれかに該当するもの。

- (1)1年保育の5歳児(令和3年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた者)
- (2)2年保育の4歳児(令和4年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた者)

3 応募可能施設

- (1)習志野市立幼稚園等及び小・中学校通園・通学区域に関する規則(昭和49年教育委員会規則第4号)第2条に規定する通園区域(以下「園区」という。)のうち、応募しようとする者(以下「応募予定者」という。)の住所が属する園区の幼稚園(別表2参照)。
- (2)前号に係わらず、兄姉が令和8年度から在園している幼稚園が園区外にあり、かつ、令和9年度も引き続き当該幼稚園に在園する場合は、当該兄姉の在園している幼稚園に応募することができる。
- (3)同時に複数の幼稚園及びこども園に応募することはできない。

4 入園願及び給付認定申請書の配布並びに園児募集説明会及び保育参観

(1)日時

【入園願及び給付認定申請書の配布】

令和8年10月14日(水) 午前9時30分から午後4時まで

【園児募集説明会及び保育参観】

令和8年10月14日(水) 午前9時30分から午後4時の間(各園による)

(2)配布及び説明会場所

各幼稚園

※説明会への参加を希望しない方は、応募手続きに必要な書類は市のホームページよりダウンロード可能

(3)対象者

原則、各幼稚園への応募予定者

5 入園願及び給付認定申請書の受付

(1) 受付日時

令和8年11月4日(水) 午後2時15分から午後3時30分まで

(2) 提出先

応募する各幼稚園

(3) 提出書類及び提示書類

ア 提出書類・入園願 1通

- ・教育・保育給付認定・変更申請書(1号認定用)
- ・教育・保育給付認定・変更申請書(1号認定用)兼施設等利用給付認定書(2号・3号認定用)(※要件がある方)
- ・給付認定に係る必要書類一式

イ 提示書類・本人及びその保護者が現在市内に居住していることを確認できるもの(住民票の写し・子ども医療費助成受給券等)

- ・住所変更予定者については、市内の居住先が確認できるもの(家屋の登記簿謄本、建築確認通知書、売買契約書、賃貸借契約書、社宅契約書等。なお、住民票の写し、子ども医療費助成受給券等については、住所変更後に提示すること。)

6 応募者数の公表

(1) 公表日時

令和8年11月5日(木) 午前9時以降

(2) 公表場所

各幼稚園及び市のホームページ

(3) 公表内容

各幼稚園及びこども園における園ごとの応募者数

7 入園候補者の決定方法

(1) 応募者数が募集人員以下の場合は、応募者全員を入園候補者とする。

(2) 応募者数が募集人員を超える場合は、公開抽選を実施し、入園候補者を決定する。

(3) 前号の場合において、多胎児については、1件の応募として抽選を行う。

(4) 公開抽選となる場合でも、次のア、イの応募者は入園候補者とする。

ア 応募する幼稚園に兄弟が令和8年度から在園し、かつ、令和9年度も引き続き在園する弟妹。

イ 同一幼稚園に兄弟で応募し、そのうち一人が入園候補者となった場合の残りの応募者。

(5) 抽選は次の方法で行う。

ア 抽選は、適正且つ公正なくじを各幼稚園で作成し、習志野市こども保育課職員立ち合いのもと、保護者がくじを引く。

イ くじは2回実施する。1回目は抽選順を決める予備抽選、2回目は入園候補者を決める本抽選とする。

ウ 抽選は、5歳児、4歳児の順で行う。

エ 入園候補者とならなかった者は、希望により補欠登録を行う。補欠登録を希望する応募者が複数いる場合は、登録順を決める抽選を行う。

8 公開抽選の実施等

(1)実施日

令和8年11月6日(金) 午後3時

(2)実施場所

各幼稚園

(3)補欠の登録

欠員が生じて追加募集を行う場合に、入園候補者とならなかった者で補欠の登録をしたものを、優先して当該幼稚園の入園を許可することができる。

9 応募変更の受付

(1)受付対象者

応募した幼稚園で入園候補者とならなかった者

(2)受付日時

令和8年11月9日(月) 午前10時から午前11時30分まで

(3)受付場所

入園候補者数が募集人員に満たない幼稚園及びこども園(園区は定めない)

(4)応募変更者数の公表

令和8年11月9日(月) 午後1時30分以降
各園の掲示板に掲示、市ホームページに掲載

(5)応募変更者の抽選

11月5日時点では募集人員を満たしていなかったが、応募変更により、募集人員を超えてしまった場合は、応募変更者のみで抽選を行う。

実施日11月11日(水) 午後3時

抽選方法は7(5)に準じる。

(6)提出書類及び提示書類

ア 提出書類 入園候補者とならなかった幼稚園及びこども園から返却された次の書類(あて名の園名を二重線で訂正)

- ・入園願 1通
- ・教育・保育給付認定・変更申請書(1号認定用)
- ・教育・保育給付認定・変更申請書(1号認定用)兼施設等利用給付認定書(2号・3号認定用)(※要件がある方)
- ・給付認定に係る必要書類一式

イ 提示書類 ・本人及びその保護者が現在市内に居住していることを確認できるもの(住民票の写し・子ども医療費助成受給券等)

- ・住所変更予定者については、市内の居住先が確認できるもの(家屋の登記簿謄本、建築確認通知書、売買契約書、賃貸借契約書、

社宅契約書等。なお、住民票の写し、子ども医療費助成受給券等については、住所変更後に提示すること。)

10 面接の実施

(1)実施対象者

入園候補者及びその保護者

(2)実施日時

令和8年11月12日(木) 午後1時から午後4時の間(各幼稚園による)

(3)実施場所

各幼稚園

(4)その他

入園候補者の状況に応じて再面接を行う場合がある。

11 入園許可書の交付

(1)交付日時

令和8年12月21日(月) 午後2時15分から午後3時30分まで

(2)交付場所

各幼稚園

(3)交付書類

入園許可書1通

12 追加募集

入園許可者数が募集人員に満たない場合は、各幼稚園において、随時、入園願の受付及び面接を行う。

別表1 令和9年度習志野市立幼稚園定員・募集人員について

園名	定員	募集人員	
		2年保育の4歳児	1年保育の5歳児 (現4歳児人数)
谷津幼稚園	210 人	105 人	103 人(2 人)
津田沼幼稚園※1	210 人	105 人※2	105 人(0 人)
屋敷幼稚園※1	210 人	105 人※2	102 人(3 人)
合計	630 人	315 人	310 人(5 人)

○ 1年保育(5歳児)園児数は、令和8年7月31日現在の4歳児園児数を基に算出している。園児の転出入により、募集人員の変動あり。

※1 津田沼幼稚園、屋敷幼稚園は、令和10年3月31日をもって閉園し、同一中学校区のこども園である藤崎こども園、杉の子こども園に統合する。

※2 令和9年度の園児募集について、4歳児、5歳児ともに募集を行うが、4歳児については、5歳児に進級する際、谷津幼稚園並びに市立こども園を選択し、転園となる。なお、転園先の園区は問わない。

【参考】・令和9年度習志野市立こども園(短時間児)募集及び定員については別途市長が定める。

・手続きや日程等は市立幼稚園と同様に行う。

園名	利用定員 (短時間児)	募集人員		
		3年保育の 3歳児	2年保育の4歳児 (現3歳児人数)	1年保育の5歳児 (現4歳児人数)
東習志野こども園	140 人	20 人	52 人(8 人)	46 人(14 人)
杉の子こども園	130 人	20 人	40 人(15 人)	37 人(18 人)
袖ヶ浦こども園	142 人	22 人	50 人(10 人)	49 人(11 人)
大久保こども園	80 人	20 人	11 人(19 人)	20 人(10 人)
新習志野こども園	60 人	20 人	12 人(8 人)	14 人(6 人)
向山こども園	80 人	20 人	10 人(20 人)	10 人(20 人)
藤崎こども園	80 人	20 人	23 人(7 人)	23 人(7 人)
合計	712 人	142 人	198 人(87 人)	199 人(86 人)

別表2 市立幼稚園・こども園の所在地・園区等一覧

令和9年度

	園名	所在地	電話番号	園区
A	谷津幼稚園	谷津 5-1-17	476-0522	谷津1丁目・2丁目3番～23番・3丁目～7丁目、奏の杜1～3丁目、谷津町1丁目(国道14号線以北の地域)・4丁目、津田沼1丁目～5丁目・6丁目4番～14番・7丁目3番～17番、藤崎1丁目～4丁目・5丁目1番、6番、7番、9番～11番・7丁目、鷺沼2丁目13番～19番、鷺沼台1丁目・2丁目
	津田沼幼稚園	津田沼 4-5-1	453-8677	
	向山こども園	谷津 2-16-36	451-1919	
	藤崎こども園	藤崎 4-20-3	477-3686	
B	屋敷幼稚園	屋敷 2-1-1	475-9531	大久保の全域、本大久保の全域、藤崎5丁目2番～5番、8番、12番～15番・6丁目、泉町の全域、実叡の全域、実叡本郷の全域、新栄の全域、東習志野の全域、花咲の全域、屋敷の全域、鷺沼台3丁目・4丁目
	大久保こども園	泉町 3-2-1	472-0015	
	杉の子こども園	本大久保 2-3-15	472-4255	
	東習志野こども園	東習志野 3-4-1	477-0115	
C	新習志野こども園	香澄 4-6-1	451-6299	袖ヶ浦の全域、津田沼6丁目1番～3番・7丁目1番、2番、18番、谷津2丁目1番、2番、谷津町1丁目(国道14号線以南の地域)、鷺沼1丁目・2丁目1番～12番・3丁目～5丁目、秋津の全域、茜浜の全域、香澄の全域、芝園の全域
	袖ヶ浦こども園	袖ヶ浦 2-5-3	454-6318	

[弾力化区域について]

- 藤崎7丁目 鷺沼2丁目13番～19番 鷺沼台1丁目・2丁目
 ※これらの弾力化区域はBの園区に通園することができる。
- 大久保1丁目・3丁目 本大久保1丁目6番～12番 泉町1丁目1番
 藤崎5丁目2番～5番・8番・12番～15番・6丁目
 ※これらの弾力化区域はAの園区に通園することができる。

議 案 第 35 号

令和9年度使用教科用図書の採択について

(学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書)

令和9年度に習志野市立小学校及び中学校の特別支援学級で使用する
ことができる教科用図書を別記のとおり採択する。

令和8年8月25日提出

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

習志野市教育委員会行政組織規則第3条第16号の規定に基づき、令和9年度に習志野市立小学校及び中学校の特別支援学級でしようすることができる教科用図書を採択するものである。

令和９年度使用学校教育法附則第９条第１項の規定による
教科用図書の採択について

１ 採択の対象

学校教育法附則第９条第１項の規定により、市立小学校及び中学校の特別支援学級において、児童生徒の実態により、文部科学省検定済教科書等を使用することが適当でない場合に使用する教科用図書（一般図書）を採択するものである。

【別添資料１】

２ 教科用図書葛南東部採択地区協議会

教科用図書の採択にあたっては、習志野市と八千代市の二市合同で設置する「教科用図書葛南東部採択地区協議会」において、採択についての協議を行うこととなっており、この協議会の結果に基づいて、市教育委員会が採択を行う。

（１）改訂図書及び新規図書

- ①【算数・数学】三省堂こどもかずの絵じてん改訂版（三省堂）※改訂図書
- ②【算数・数学】スーパertイルのさんすう らくらく算数ブック１（太郎次郎社）
- ③【算数・数学】いろんなかたちをさわってみよう（日本点字図書館）
- ④【算数・数学】記号とマーク・クイズ図鑑（あかね書房）
- ⑤【職業・家庭】ひとりだちするための進路学習（エストディオ）
- ⑥【図工・美術】ふれる世界の名画集（日本点字図書館）

（２）協議会について

研究調査員の報告を基に協議が行われ、改訂図書及び新規候補の６冊全てが選定された。以下に選定理由を示す。

①三省堂こどもかずの絵じてん改訂版

- ・改訂版であり、変更箇所を確認し問題はないとして選定
- ・変更箇所 新紙幣の発行に伴う、紙幣の写真の変更及び現在の生活環境に合わせ、

図書に記載されている商品価格の変更

②スーパータイルのさんすう らくらく算数ブック 1

- ・身近な動物や食べ物を題材にし、数と数量の関係が分かりやすいよう工夫されている。
- ・数と計算の内容を、絵やタイルを用いた具体的な活動を通して段階的に学習できるようにになっている。

③いろんなかたちをさわってみよう

- ・立体を両手でつかむように触りながら楽しんで学べる。
- ・身近なものに結び付けられるように工夫されており、分かりやすい文章や点字で学べるように構成されている。

④記号とマーク・クイズ図鑑

- ・身近なものから生活に役立つものまでクイズ形式で学ぶことができ、興味関心を持ちやすい工夫がされている。
- ・背景が白になっており、記号やマークが分野別に色分けされていて見やすい。

⑤ひとりだちするための進路学習

- ・卒業後の社会生活に必要な様々な情報が分かりやすく説明されており、分量も適切である。
- ・実生活で想定される場面が分かりやすいイラストで表現されている。

⑥ふれる世界の名画集

- ・絵画が半立体で表現され、触感によって絵画を感じ取れるようになっている。
- ・情報量が適切であり、時代の変化とともに絵画の描き方やテーマがどう変わっていったかを学べるようになっている。

【別添資料 1】

学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による一般図書について

令和9年度使用 学校教育法附則第9条第1項の規定による一般図書一覧

教科	通し	No.	発 行 者 略 称	書籍コード	図 書 名	定価(円)	備考
国 語	1	1	あ か ね 書 房	25-01-1-A01	もじのえほん あいうえお	3,000	
	2	2	あ か ね 書 房	25-01-1-A02	もじのえほん かたかなアイウエオ	3,000	
	3	3	偕 成 社	25-06-1-001	五味太郎・言葉図鑑(1) うごきのことば	1,600	
	4	4	偕 成 社	25-06-1-003	五味太郎・言葉図鑑(3) かざることば(A)	1,600	
	5	5	偕 成 社	25-06-1-005	五味太郎・言葉図鑑(5) つなぎのことば	1,600	
	6	6	偕 成 社	25-06-1-006	五味太郎・言葉図鑑(6) ぐらしのことば	1,600	
	7	7	偕 成 社	25-06-1-010	五味太郎・言葉図鑑(10) なまえのことば	1,600	
	8	8	偕 成 社	25-06-1-T01	エリック・カールの絵本 はらぺこあおむし	1,200	
	9	9	偕 成 社	25-06-1-T04	エリック・カールの絵本 くまさんくまさんにみてるの？	1,000	
	10	10	偕 成 社	25-06-1-T05	エリック・カールの絵本(ぬりえ絵本) ごちゃまぜカメレオン	1,400	
	11	11	偕 成 社	25-06-1-T06	エリック・カールの絵本 月ようびはなにたべる？アメリカのわらべうた	1,200	
	12	12	偕 成 社	25-06-1-T07	エリック・カールの絵本 できるかな？ーあたまからつまさきまでー	1,200	
	13	13	偕 成 社	25-06-1-W01	木村裕一・しかけ絵本(1) みんなみんなみーつけた	1,100	
	14	14	偕 成 社	25-06-1-Y01	ともだちだいすき(2) おべんとうなあに？	1,200	
	15	15	く も ん 出 版	25-08-1-B01	生活図鑑カード たべものカード	1,200	
	16	16	く も ん 出 版	25-08-1-C01	書きかたカード「ひらがな」	1,800	
	17	17	く も ん 出 版	25-08-1-D01	ひらがなカード	1,400	
	18	18	こ ぐ ま 社	25-10-4-B03	こぐまちゃんえほん第2集 こぐまちゃんのみずあそび	900	
	19	19	こ ぐ ま 社	25-10-4-B05	こぐまちゃんえほん第3集 しろくまちゃんのほっとけーき	900	
	20	20	こ ぐ ま 社	25-10-4-G01	柳原良平のえほん かおかおどんなかお	800	
	21	21	小 峰 書 店	25-10-5-C01	くまたんのはじめてシリーズ よめるよよめるよあいうえお	1,200	
	22	22	太 郎 次 郎 社	25-16-4-A01	漢字がたのしくなる本シリーズ 漢字がたのしくなる本ワーク1基本漢字あそび	1,155	
	23	23	太 郎 次 郎 社	25-16-4-A02	漢字がたのしくなる本シリーズ 漢字がたのしくなる本ワーク2あわせ漢字あそび	1,155	
	24	24	童 心 社	25-20-1-H02	14ひきのシリーズ 14ひきのびくにつく	1,300	
	25	25	戸 田 デ ザ イ	25-20-4-003	あいうえおえほん	1,800	
	26	26	戸 田 デ ザ イ	25-20-4-007	よみかた絵本	1,800	
	27	27	同 成 社	25-20-5-A01	ゆつくり学ぶ子のための「こくご」1(改訂版) (ひらがなのことば・文・文章の読み)	1,300	
	28	28	同 成 社	25-20-5-A02	ゆつくり学ぶ子のための「こくご」2(改訂版) (かたかな・かん字の読み書き)	1,100	
	29	29	同 成 社	25-20-5-A03	ゆつくり学ぶ子のための「こくご」3(改訂版) (文章を読む、作文・詩を書く)	900	
	30	30	同 成 社	25-20-5-A04	ゆつくり学ぶ子のための 国語4	1,100	
	31	31	同 成 社	25-20-5-B01	ゆつくり学ぶ子のための「こくご」入門編1(改訂版) (表象形成・音韻形成・発声・発音)	1,100	
	32	32	同 成 社	25-20-5-B02	ゆつくり学ぶ子のための「こくご」入門編2(改訂版) (ひらがなの読み書き)	1,100	
	33	33	東 洋 館	25-20-7-002	改訂新版ぐらしに役立つ国語	1,500	
	34	34	エ ス ト デ ィ	25-22-3-A01	ひとりだちするための国語	1,700	
	35	35	ひ か り の く	25-27-1-D01	202シリーズ たべもの202	1,500	
	36	36	評 論 社	25-27-2-B01	しかけ絵本の本棚 コロちゃんはどこ？	1,200	
	37	37	ひ さ か た	25-27-3-C04	スキンシップ絵本 かたかなアイウエオ	1,600	
	38	38	P H P	25-27-4-001	子どもの字がうまくなる練習ノート	1,200	
	39	39	福 音 館	25-28-1-H25	こどものとも絵本 そらいろのたね	1,200	

教科	通し	No.	発 行 者 略 称	書籍コード	図 書 名	定価(円)	備考
国語	40	40	福 音 館	25-28-1-J01	世界傑作絵本シリーズ てぶくろ	1,100	
	41	41	福 音 館	25-28-1-J03	世界傑作絵本シリーズ 三びきのやぎのがらがらどん	1,300	
	42	42	福 音 館	25-28-1-K04	ぐりとぐらの絵本 ぐりとぐらの1ねんかん	1,600	
	43	43	ポ ブ ラ	25-30-2-D05	ねずみくんの絵本1 ねずみくんのチョコッキ	1,300	
	44	44	リ ー ブ ル	25-40-3-001	あっちゃんあがつくたべものあいうえお	1,900	
	45	45	日 点 (一 般)	25-T217-001	T217-001 視覚障害者の漢字学習 (教育用漢字 小学1年)	41,000	
	46	46	日 点 (一 般)	25-T217-002	T217-002 視覚障害者の漢字学習 (教育用漢字 小学2年)	48,000	
	47	47	日 点 (一 般)	25-T217-003	T217-003 視覚障害者の漢字学習 (教育用漢字 小学3年)	54,000	
	48	48	日 点 (一 般)	25-T217-004	T217-004 視覚障害者の漢字学習 (教育用漢字 小学4年)	54,000	
	49	49	日 点 (一 般)	25-T217-005	T217-005 視覚障害者の漢字学習 (教育用漢字 小学5年)	53,000	
	50	50	日 点 (一 般)	25-T217-006	T217-006 視覚障害者の漢字学習 (教育用漢字 小学6年)	53,000	
	51	51	日 点 (一 般)	25-T217-007	T217-007 視覚障害者の漢字学習 (常用漢字中学校編)	17,000	
算数・数学	52	1	あ か ね 書 房	25-01-1-001	単行本 さわってあそぼうふわふわあひる	2,500	
	53	2	岩 崎 書 店	25-02-1-E05	五味太郎のことばとかずの絵本 すうじの絵本	1,400	
	54	3	偕 成 社	25-06-1-A02	エリック・カールかずのほん 1, 2, 3 どうぶつえんへ	1,200	
	55	4	学 研	25-06-2-535	さわって学べる算数図鑑	2,500	
	56	5	金 の 星 社	25-07-2-B03	あかちゃんとおかあさんの絵本 ハティちゃんのまる・さんかく・しかく	1,000	
	57	6	く も ん 出 版	25-08-1-D02	とけいカード	1,600	
	58	7	講 談 社	25-10-1-H05	ブルーナのアイディアブックミッフィーの1から10まで	850	
	59	8	小 峰 書 店	25-10-5-C02	くまたんのはじめてシリーズ おいしいおいしい1・2・3	1,200	
	60	9	こ ば と	25-10-9-B01	中級編ジャンプアップ とけい・おかね・カレンダー	1,800	
	61	10	三 省 堂	25-11-4-A04	三省堂こどもかずの絵じてん改訂版	1,500	
	62	11	小 学 館	25-12-2-B02	21世紀幼稚園百科2 とけいとじかん	970	
	63	12	小 学 館	25-12-2-B06	21世紀幼稚園百科6 かずあそび1・2・3	970	
	64	13	太 郎 次 郎 社	25-16-4-510	スーパータイルのさんすう らくらく算数ブック1	2,000	R9
	65	14	戸 田 デ ザ イ	25-20-4-002	1から100までのえほん	1,800	
	66	15	戸 田 デ ザ イ	25-20-4-008	6つの色	1,200	
	67	16	戸 田 デ ザ イ	25-20-4-009	とけいのえほん	1,600	
	68	17	同 成 社	25-20-5-C01	ゆつくり学ぼうのための「さんすう」1 (量概念の基礎、比較、なかま集め)	1,100	
	69	18	同 成 社	25-20-5-C02	ゆつくり学ぼうのための「さんすう」2 (1対1対応、1～5の数、5までのたし算)	1,100	
	70	19	同 成 社	25-20-5-C03	ゆつくり学ぼうのための「さんすう」3 (6～9のたし算、ひき算、位取り)	1,100	
	71	20	同 成 社	25-20-5-C04	ゆつくり学ぼうのための「さんすう」4 (くり上がり、くり下がり、2けたの数の計算)	1,100	
	72	21	同 成 社	25-20-5-C05	ゆつくり学ぼうのための「さんすう」5 (3けたの数の計算、かけ算、わり算)	1,100	
	73	22	東 洋 館	25-20-7-003	改訂新版くらしに役立つ数学	1,500	
	74	23	エ ス ト デ イ	25-22-3-A02	ひとりだちするための算数・数学	1,600	
	75	24	ひ か り の く	25-27-1-B05	認識絵本5 いくつかの	1,200	
	76	25	ひ さ か た	25-27-3-C05	スキンシップ絵本 かずのえほん	1,600	
	77	26	日 点 (一 般)	25-T217-008	いろんなかたちをさわってみよう	13,000	R9

教科	通し	No.	発 行 者 略 称	書籍コード	図 書 名	定価(円)	備考
生 活 ・ 社 会	78	1	あ か ね 書 房	25-01-1-H02	かばくん・くらしのえほん2 かばくんのおかいもの	1,700	
	79	2	あ か ね 書 房	25-01-1-527	記号とマーク・クイズ図鑑	1,500	R9
	80	3	岩 崎 書 店	25-02-1-A23	あそびの絵本 えかきあそび	1,400	
	81	4	旺 文 社	25-05-3-B06	学校では教えてくれない大切なこと (6) 友だち関係 (気持の伝え方)	1,100	
	82	5	偕 成 社	25-06-1-Z01	子どものマナー図鑑 (1) ふだんの生活のマナー	1,500	
	83	6	学 研	25-06-2-C03	はっけんずかん のりもの改訂版	2,200	
	84	7	学 研	25-06-2-G07	あそびのおうさまBOOK はじめてぬるほん	1,200	
	85	8	学 研	25-06-2-G08	あそびのおうさまBOOK はじめてきるほん	1,200	
	86	9	学 研	25-06-2-N01	ほんとおおきさ ほんとおおきさ動物園	1,500	
	87	10	金 の 星 社	25-07-2-F04	ひとりでできるもん! 4 うれしいごはん、パン、めん料理	2,400	
	88	11	金 の 星 社	25-07-2-F06	ひとりでできるもん! 6 だいすきおやつ作り	2,200	
	89	12	金 の 星 社	25-07-2-K01	げんきをつくる食育えほん1 たべるのだいすき!	1,500	
	90	13	教 芸	25-07-4-005	5訂版歌はともだち	362	
	91	14	く も ん 出 版	25-08-1-B02	生活図鑑カード くだものやさいカード1集	1,200	
	92	15	合 同 出 版	25-10-8-B01	絵でわかるこどものせいかつずかん1 みのまわりのきほん	1,400	
	93	16	コ ク ヨ	25-10-10-A01	かおノート	1,300	
	94	17	小 学 館	25-12-2-C01	ドラえもんちずかん1 にっぽんちず	1,500	
	95	18	小 学 館	25-12-2-C02	ドラえもんちずかん2 せかいちず	1,500	
	96	19	鈴 木 出 版	25-13-2-A05	知育えほん マークのずかん	1,600	
	97	20	チ ャ イ ル ド	25-17-1-001	ぬったりかいたりらくがきBOOK	1,500	
	98	21	東 洋 館	25-20-7-004	改訂新版くらしに役立つ理科	1,500	
	99	22	ナ ツ メ 社	25-21-2-001	子どもの生きる力を育てるせいかつの絵じてん	1,800	
	100	23	ひ か り の く	25-27-1-I01	改訂新版体験を広げるこどものずかん1 どうぶつえん	1,700	
	101	24	ひ か り の く	25-27-1-I04	改訂新版体験を広げるこどものずかん4 はなとやさい・くだもの	2,000	
	102	25	ひ か り の く	25-27-1-I08	改訂新版体験を広げるこどものずかん8 あそびのずかん	2,000	
	103	26	ひ か り の く	25-27-1-003	マナーやルールがどんどんわかる! 新装改訂版みちかなマーク	1,500	
職 業 ・ 家 庭	104	1	岩 崎 書 店	25-02-1-C04	かいかたそだてかたずかん4 やさいのうえかたそだてかた	1,600	
	105	2	岩 崎 書 店	25-02-1-F08	絵本図鑑シリーズ8 やさいのずかん	1,700	
	106	3	旺 文 社	25-05-3-515	学校では教えてくれない大切なこと (9) ルールとマナー	1,100	
	107	4	偕 成 社	25-06-1-J04	子どもの健康を考える絵本 (4) からだがすきなたべものなあに?	1,200	
	108	5	偕 成 社	25-06-1-X01	坂本廣子のひとりでクッキング (1) 朝ごはんつくろう!	1,400	
	109	6	偕 成 社	25-06-1-X02	坂本廣子のひとりでクッキング (2) 昼ごはんつくろう!	1,400	
	110	7	偕 成 社	25-06-1-Z03	子どものマナー図鑑 (3) でかけるときのマナー	1,500	

教科	通し	No.	発 行 者 略 称	書籍コード	図 書 名	定価(円)	備考
職業・家庭	111	8	開 隆 堂 出 版	25-06-4-001	職業・家庭たのしい職業科 わたしの夢につながる	1,800	
	112	9	教 育 画 劇	25-07-5-A02	つくってたべよう！お料理マジック2	1,650	
	113	10	さ え ら	25-11-1-D07	母と子の手づくり教室 母と子の園芸教室野菜をつくろう	1,500	
	114	11	小 学 館	25-12-2-B11	21世紀幼稚園百科11 からだのふしぎ	970	
	115	12	女 子 栄 養 大	25-12-7-001	新・こどもクッキング	1,600	
	116	13	東 洋 館	25-20-7-001	改訂新版くらしに役立つ社会	1,500	
	117	14	東 洋 館	25-20-7-006	改訂新版くらしに役立つ家庭	1,500	
	118	15	エ ス ト デ ィ	25-22-3-507	ひとりだちするための進路学習	1,600	R9
	119	16	ひ か り の く	25-27-1-K09	新装版KIDS2112 たべものひゃっか	850	
	120	17	ブ ロ ン ズ 新	25-28-3-C01	しごとば	1,700	
	121	18	山 と 溪 谷 社	25-36-1-001	家庭科の教科書小学校低学年～高学年用	1,800	
図工・美術	122	1	岩 崎 書 店	25-02-1-G12	ひとりのできる手づくりBOX しぜんで工作しよう	1,600	
	123	2	学 研	25-06-2-I12	あそびのおうさまずかん リサイクルこうさく増補改訂	1,000	
	124	3	国 土 社	25-10-3-B09	たのしい図画工作9 うごくおもちゃ	2,500	
	125	4	国 土 社	25-10-3-B19	たのしい図画工作16 ちぎり紙・きり紙・はり絵	2,500	
	126	5	小 峰 書 店	25-10-5-001	リサイクル工作ずかん	1,400	
	127	6	小 学 館	25-12-2-N01	あーとぶっく ひらめき美術館第1館	1,750	
	128	7	の ら 書 店	25-25-1-001	はじめてのこうさくあそび	2,000	
	129	8	日 点 (一 般)	25-T217-009	ふれる世界の名画集	9,000	R9
外国語	130	1	あ か ね 書 房	25-01-1-I03	あかね書房の学習えほん ことばのえほんABC	3,000	
	131	2	あ か ね 書 房	25-01-1-I06	あかね書房の学習えほん えいごえほんぞうさんのピクニック	3,000	
	132	3	あ か ね 書 房	25-01-1-I07	あかね書房の学習えほん えいごえほんぞうさんがっこうに行く	3,000	
	133	4	岩 崎 書 店	25-02-1-E02	五味太郎のことばとかずの絵本 絵本ABC	1,400	
	134	5	く も ん 出 版	25-08-1-H02	CD付き英語カードあいさつと話しことば編	1,800	
	135	6	成 美 堂 出 版	25-14-4-005	CDつき楽しく歌える英語のうた	1,400	
	136	7	戸 田 デ ザ イ	25-20-4-001	和英えほん	1,500	
保健・体育	137	1	学 研	25-06-2-I01	あそびのおうさまずかん からだ増補改訂	1,000	
	138	2	金 の 星 社	25-07-2-E01	やさしいからだのえほん1 からだのなかはどうなってるの？	1,700	
	139	3	合 同 出 版	25-10-8-A02	子どもとマスターする45の操体法 改訂新版イラスト版からだのつかい方ととのえ方	1,700	
	140	4	合 同 出 版	25-10-8-A03	運動が得意になる43の基本レッスン イラスト版体育のコツ	1,600	
	141	5	東 洋 館	25-20-7-005	改訂新版くらしに役立つ保健体育	1,500	
	142	6	ひ か り の く	25-27-1-I09	改訂新版体験を広げるこどものずかん9 からだとけんこう	2,000	
	143	7	ひ さ か た	25-27-3-571	どうなってるの？からだのなか	1,800	
	144	8	エ イ デ ル	25-54-26-502	あっ！そうなんだ！わたしのからだ	1,800	

(注) 書籍名は、文部科学省初等中等教育局教科書課発行の「令和8年度用一般図書一覧」による。

網掛けは、新たに選定された一般図書を示す。